

平成24年太宰府市議会第3回（9月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
9月3日(月)	午前10時	本会議	議 事 室	提案理由説明
	本会議散会後	決算特別委員会	全員協議会室	
	委員会散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	携帯電話中継基地局調査研究 特別委員会	全員協議会室	
	特別委員会 終了後	決算考査	議 員 控 室	
9月4日(火)	午前10時	決算考査	議 員 控 室	
	(午後1時)			質疑・討論通告締切
	(午後1時)			(議員決算審査資料要求締切)
9月5日(水)	午前10時	本会議	議 事 室	質疑・討論・採決・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
	議会運営委員会 終了後	議会基本条例（議会改革）特 別委員会	全員協議会室	
	(午前10時)			一般質問通告締切
9月6日(木)				
9月7日(金)	午前10時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
9月8日(土)				
9月9日(日)				
9月10日(月)	午前10時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
	(午後1時)			総務課決算審査資料提出締切
9月11日(火)	午前10時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
9月12日(水)				
9月13日(木)	午前10時	本会議	議 事 室	一般質問 決算審査資料配付
9月14日(金)	午前10時	本会議	議 事 室	一般質問
9月15日(土)				
9月16日(日)				
9月17日(月)				敬老の日
9月18日(火)	午前10時	決算考査	議 員 控 室	
9月19日(水)	午前10時	決算特別委員会	全員協議会室	
9月20日(木)	午前10時	決算特別委員会	全員協議会室	
9月21日(金)				
9月22日(土)				秋分の日
9月23日(日)				
9月24日(月)	午後1時			質疑・討論通告締切
9月25日(火)				
9月26日(水)	午前10時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会 終了後	議会基本条例（議会改革）特 別委員会	全員協議会室	

## 平成24年第3回（9月）定例会目次

### ◎ 第1日（9月3日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	1
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開会	3
散会	14

### ◎ 第2日（9月5日再開）

1. 議事日程	15
2. 出席議員	15
3. 欠席議員	15
4. 出席説明員	15
5. 出席事務局職員	16
再開	17
散会	23

### ◎ 第3日（9月13日再開）

1. 議事日程	25
2. 出席議員	26
3. 欠席議員	26
4. 出席説明員	26
5. 出席事務局職員	27
再開	28
散会	91

### ◎ 第4日（9月14日再開）

1. 議事日程	93
2. 出席議員	94
3. 欠席議員	95
4. 出席説明員	95

5. 出席事務局職員	95
再開	96
散会	161

◎ 第5日（9月26日再開）

1. 議事日程	163
2. 出席議員	163
3. 欠席議員	164
4. 出席説明員	164
5. 出席事務局職員	164
再開	165
閉会	184

◎ 審議結果

1. 審議結果	187
2. 諸般の報告	189

## 1 議事日程(初日)

[平成24年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成24年9月3日

午前10時開議

於議事室

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 議席の一部変更  |
| 日程第2  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第3  | 会期の決定  |
| 日程第4  | 諸般の報告  |
| 日程第5  | 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度太宰府市一般会計補正予算(専決第1号))          |
| 日程第6  | 議案第39号 市道路線の認定について   |
| 日程第7  | 議案第40号 太宰府市国際交流振興基金条例の制定について                                 |
| 日程第8  | 議案第41号 太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について                          |
| 日程第9  | 議案第42号 平成24年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について                           |
| 日程第10 | 議案第43号 平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について                     |
| 日程第11 | 議案第44号 平成24年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について                |
| 日程第12 | 認定第1号 平成23年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について                             |
| 日程第13 | 認定第2号 平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について                     |
| 日程第14 | 認定第3号 平成23年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について                      |
| 日程第15 | 認定第4号 平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について                       |
| 日程第16 | 認定第5号 平成23年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について                  |
| 日程第17 | 認定第6号 平成23年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について                       |
| 日程第18 | 認定第7号 平成23年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について                      |
| 日程第19 | 報告第8号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成23年度太宰府市健全化判断比率の報告について        |
| 日程第20 | 報告第9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成23年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について   |
| 日程第21 | 報告第10号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成23年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について |

## 2 出席議員は次のとおりである(18名)

1番 陶山良尚 議員

2番 神武綾 議員

3番 上 疆 議員  
5番 小 島 真由美 議員  
7番 藤 井 雅 之 議員  
9番 後 藤 邦 晴 議員  
11番 不 老 光 幸 議員  
13番 門 田 直 樹 議員  
15番 佐 伯 修 議員  
17番 福 廣 和 美 議員

4番 芦 刈 茂 議員  
6番 長谷川 公 成 議員  
8番 原 田 久美子 議員  
10番 橋 本 健 議員  
12番 渡 邊 美 穂 議員  
14番 小 柳 道 枝 議員  
16番 村 山 弘 行 議員  
18番 大 田 勝 義 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

15番 佐 伯 修 議員

16番 村 山 弘 行 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
教 育 長	關 敏 治	総 務 部 長	木 村 甚 治
地 域 づ くり 担 当 部 長	今 泉 憲 治	市 民 生 活 部 長	古 川 芳 文
健 康 福 祉 部 長	坂 口 進	建 設 部 長	神 原 稔
会 計 管 理 者 併 上 下 水 道 部 長	三 笠 哲 生	教 育 部 長	古 野 洋 敏
総 務 課 長	友 田 浩	経 営 企 画 課 長	石 田 宏 二
協 働 の ま ち 推 進 課 長	藤 田 彰	市 民 課 長	原 野 敏 彦
福 祉 課 長	大 藪 勝 一	国 保 年 金 課 長	永 田 幸
都 市 整 備 課 長	今 村 巧 児	上 下 水 道 課 長	松 本 芳 生
教 務 課 長	井 上 均	監 査 委 員 事 務 局 長	関 啓 子

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 齋 藤 廣 之  
書 記 白 石 康 子  
書 記 力 丸 克 弥

議 事 課 長 櫻 井 三 郎  
書 記 花 田 敏 浩

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成24年太宰府市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 議席の一部変更

○議長（大田勝義議員） 日程第1、「議席の一部変更」を行います。

お諮りします。

議員発言席の設置に伴い、会議規則第3条第3項の規定により、お手元に配付している議席表のとおり議席を一部変更したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（大田勝義議員） 日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、

15番、佐伯 修議員

16番、村山弘行議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 会期の決定

○議長（大田勝義議員） 日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの24日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり決定をいたしました。

会期内日程につきましては、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思っております。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 諸般の報告

○議長（大田勝義議員） 日程第4、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては事務局に保管をしておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））

○議長（大田勝義議員） 日程第5、議案第38号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成24年第3回太宰府市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては大変ご多用中の中にご参集をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

第3回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、7月13日朝から14日夕方にかけて、福岡県南部、熊本県、大分県など九州の北部地域に記録的な大雨をもたらしました九州北部豪雨におきまして、被災を受けられました方々に対しまして心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

福岡県の状況を見てみますと、八女市付近で1時間の解析雨量が約110mmの記録的短時間大雨となっておりまして、また最大24時間降水量につきましては486mmと、これまで経験したことがないような大雨となった次第でございます。

被害状況におきましても、人的被害16件のうち死者4人、重傷者が2人となっており、また家屋被害におきましても全壊が119件、半壊が67件と、一部損壊や床上浸水など家屋被害を合わせますと7,655件もの大きな被害が発生をいたしまして、県内7市1町に災害救助法が適用されたところでございます。

東日本大震災からはや1年半が経過しようとしておりますけれども、先日筑紫野太宰府消防組合議会の行政視察におきまして、宮城県の石巻地区と大崎地区の各広域行政事務組合消防本部にお伺いをいたしました。

その際、地域の被災状況や復興の状況を拝見させていただきましたけれども、今なお復興の目途が立っていない地域もある状況でございました。

九州北部豪雨や東日本大震災における被災地の日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

す。

太宰府市の防災対策といたしましては、災害に強いまちをつくるために、より一層の防災危機管理体制の充実強化を図りますとともに、災害に対する市民力、あるいは地域力を醸成をし、自助、公助、共助の精神を培っていきたいと考えております。

6月10日におきまして、水城ヶ丘自治会と太宰府市との合同防災訓練を実施をいたしました。土砂災害時における自治会と市との連携要領を確認をし、そして7月16日には水城小学校区自治協議会主催によるみずき防災フェスタ2012が開催をされまして、地域住民の防災意識の高揚と防災に対する知識普及にご尽力をいただきました。

9月1日の防災の日におきましては、各関係機関のご協力のもとに、筑紫野市と合同で風水害対策訓練及び地震対策訓練の2部構成によりまして総合防災訓練を実施をし、実践的能力の向上に努めてまいりました。

今後におきましても、自治会の皆様や各関係機関の皆様のご協力のもと、災害に負けない力強いまちづくりを目指し、防災訓練などの実践訓練を実施してまいりたいと考えております。

次に、地域交通体系の整備についてでございます。

7月31日に、連歌屋地区に地域サポートカーまほろば号連歌屋地域線を開設をいたしました。連歌屋地域線の開設に当たりましては、地域交通体系の整備のみならず、通院や買い物などの外出がしづらかった高齢者の方々の支援や地域の方々の見守りといった安全・安心のまちづくりに貢献されればと考えております。この多数ご利用をいただきまして、この路線を地域の皆様方で育てていただければと考えている次第でございます。

さて、今回の議会では、平成23年度分の一般会計、各特別会計及び公営企業会計の決算認定についてご審議をお願いを申し上げる次第でございます。私どもは議決いただきました予算の適正な執行について遺漏のないように最善を図っているところでございますけれども、今回の決算審査を通じまして議員各位のさらなるご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

そして、議員皆様方からいただいたご意見や要望につきましては、直ちに実行できるものについては現年度予算から最大限に反映させるべく努力していききたいと、このように考えております。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））」についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、7月14日に発生をいたしました平成24年九州北部豪雨による災害復旧工事のうち、緊急に対処する必要が生じたものにつきまして、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1,695万8,000円を追加をし、平成24年7月14日付で予算総額を204億6,653万5,000円に専決処分させていただいたものでございます。

内容は、土砂、倒木等の搬出、道路、水路の仮復旧工事、その他緊急を要する防災工事などに要した費用でございます。



財源につきましては、国庫補助金、起債などのほか前年度純繰越金を充てております。  
よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第38号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6から日程第8まで一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第6、議案第39号「市道路線の認定について」から日程第8、議案第41号「太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題にしたいと思えます。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第39号から議案第41号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第39号「市道路線の認定について」ご説明を申し上げます。

今回認定を提案をしております堀田6号線につきましては、開発によりまして道路の帰属を受けましたので、路線認定を行うものでございます。

道路法第8条第1項の規定に基づき市道認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めます。

次に、議案第40号「太宰府市国際交流振興基金条例の制定について」ご説明を申し上げます。

太宰府市では、財団法人太宰府市国際交流協会における国際交流の振興を図るため、平成4年度に1億2,000万円、平成5年度に8,000万円の合計2億円を出資をし、その運用益により本協会の経営が行われてまいりました。しかしながら、昨今の経済情勢によりまして運用益での経営が大変厳しくなっております。

こうしたことから、太宰府市では、本協会において本市からの出資金2億円のうち1,000万円を基本財産とし、残る1億9,000万円を本市に返還することの理事会の議決を受けましたので、これを太宰府市国際交流振興基金の原資として、本協会の将来への安定的経営に向けた財政支援を行うことといたしました。

以上の経緯を踏まえまして、今後の太宰府市の国際交流の一層の振興を図りますために新たに本条例を制定するものでございます。

次に、議案第41号「太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第171条の規定に基づきまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、一般廃棄物処理施設の技術管理者資格について、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌して条例で定める資格を有する者と改正をされました。市条例で資格要件を定める必要が生じたために、太宰府市環境美化センター条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

質疑は9月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9から日程第11まで一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第9、議案第42号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」から日程第11、議案第44号「平成24年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第42号から議案第44号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第42号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ13億638万4,000円を追加をし、予算総額を217億7,291万9,000円にお願いするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、国の算定により交付額が確定をいたしました地方特例交付金の増額や普通交付税並びに臨時財政対策債の減額、その他各補助事業の歳出に伴います補助金や市債の増でございます。

歳出の主な内容といたしましては、いきいき情報センターの駐車場不足を解消するための駐車場用地購入費、近年の頻発する地震災害や豪雨災害等に対応するための地域防災計画改定費用、北谷地区の防火水槽設置費、在宅高齢者の健康と地域及び世代間の交流を図ることを目的に自立支援事業を起業する法人への初期費用の補助、市内3カ所の防災調整池を兼ねた農業用ため池の底樋及び堤体の漏水調査費、三条台地区の老朽化した雨水排水管の改修工事費、来年度計画予定であった市内3小学校の校舎大規模改造事業に対する国の補助金が前倒しして交付されることによりまして大規模改造事業費、また毎年続けていただいております日之出水道様などからの寄附に基づく図書購入費などを追加をさせていただいております。

その他、平成23年度決算におきまして確定をいたしました余剰金約10億6,355万3,000円のうち、財政調整資金、公共施設整備事業基金及び地域福祉基金へそれぞれ1億5,000万円の積み立てを計上させていただいております。

また、あわせまして小学校大規模改造事業費の繰越明許費を1件、地域防災計画改定業務委託料及び施設予約システム使用料などの債務負担行為の追加4件及び変更2件、筑紫野太宰府消防組合消防施設整備事業債の債務負担行為の追加1件並びに地方債の補正といたしまして追加1件、変更1件を追加をさせていただいております。

次に、議案第43号「平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ484万5,000円を追加をし、予算総額を41億9,286万8,000円にお願いをするものでございます。

歳出内容といたしましては、社会保険診療報酬支払基金の平成23年度介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金が確定をしたことによりまして精算返還金でございます。

次に、議案第44号「平成24年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ427万5,000円を追加いたしまして、予

算の総額を歳入歳出それぞれ616万6,000円にお願いするものでございます。

これは、平成23年度決算におきまして、約427万5,000円の余剰金が確定をしましたために、住宅新築資金等公債償還積立金に積み立てを計上したものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

質疑は9月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12から日程第18まで一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第12、認定第1号「平成23年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第18、認定第7号「平成23年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題にしたいと思っております。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 認定第1号から認定第7号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、認定第1号「平成23年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明を申し上げます。

平成23年度一般会計決算額は、歳入が219億3,755万9,032円、歳出は205億9,891万3,356円となりました。これを前年度と比較をいたしますと、歳入は1億9,413万9,468円、0.9%の増、歳出は1億5,940万6,106円、0.8%の増となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支は13億3,864万5,676円、繰越明許費による翌年度に繰り越すべく財源2億7,509万2,026円を差し引いた実質収支は10億6,355万3,650円の黒字決算とすることができました。

平成23年度も前年度に引き続きまして極めて厳しい財政状況でございましたけれども、市税を初めあらゆる収入の財源の確保に努めますとともに、経費の節減、事業の見直しなどを積極的に行いまして、総合計画に掲げる各種施策、事業の計画的推進に努めたところでございます。その結果、一定の成果を上げることができたものと確信をいたしております。これもひとえに議員の皆様方を初め、市民各位のご理解とご協力のたまものであると、深く感謝を申し上げます。今後とも行財政の効率化、財政の健全化をより一層進め、第五次総合計画の具現化に向けて職員一丸となって取り組んでまいり所存でございます。どうか議員の皆様方を初め、市民各位のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、認定第2号「平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明を申し上げます。

平成23年度は、歳入総額68億3,501万2,217円、歳出総額73億3,781万9,047円で、対前年度比では歳入では4.9%、3億2,209万9,880円の増、歳出では7.4%、5億611万7,914円の増となっておりまして、歳入歳出差引残額は5億280万6,830円の赤字決算となっております。

本歳入不足額につきましては、平成24年度補正予算といたしまして平成24年5月31日付で専決処分をさせていただき、去る6月議会におきましてご報告をさせていただいております。

歳入は、国民健康保険税の収納率は前年度を上回り、保険税収入自体も対前年度比0.7%、1,123万6,787円の増となっております。

一方で歳出は、歳出総額の65.8%を占めます保険給付費が対前年度比で4.1%、1億8,804万5,737円の増となっておりまして、歳出の増加に歳入額が及ばなかったことが赤字の決算の主な要因でございます。

なお、国民健康保険事業特別会計財政調整基金は、運用利息の積み立てのみでございます、残高は14万8,818円となっております。

今後も厳しい財政状況が続くものと見込まれますけれども、社会保障と税の一体改革の一環といたしまして高齢者医療制度を含む医療保険制度が社会保障制度改革国民会議におきまして議論されることになっておりまして、太宰府市といたしましては、その動向を十分に注視しながら、医療費の適正化、国民健康保険税の収納率向上対策などを積極的に推進することによりまして、国保財政の安定化に向けまして一層努力してまいりたいと、このように思っております。

次に、認定第3号「平成23年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成23年度後期高齢者医療特別会計決算額は、歳入総額が9億1,099万2,909円、歳出総額が8億6,554万7,635円となっております。これを前年度と比較いたしますと、歳入では3,400万7,223円、3.9%の増、歳出は2,971万1,724円、3.6%の増となっておりまして、歳入から歳出を差し引いた収支は4,544万5,274円の黒字決算となっております。

次に、認定第4号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明を申し上げます。

平成23年度は、保険事業勘定の歳入総額38億8,791万195円、歳出総額38億6,631万8,896円で、前年度と比較いたしますと、歳入で2.9%、歳出で2.8%の増となっております。

歳入歳出差引残額は2,159万1,299円となっております。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費36億3,616万7,126円で、歳出総額の94%を占めております。前年度より4.3%の増となっております。

次に、介護サービス事業勘定の歳入総額2,473万6,178円、歳出総額1,984万9,154円で歳入歳出差引残額は488万7,024円となっております。

本市では高齢化率が22%を超えておりまして、今後も介護給付費の増加が見込まれる中で、介護給付費の適正化を図り、健全な財政運営に今後も努力してまいります。

次に、認定第5号「平成23年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明を申し上げます。

平成23年度の住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入が811万6,666円、歳出が384万1,714円となっております。歳入歳出差し引き427万4,952円の繰り越しとなっております。

対前年度比では、歳入で45.0%、歳出では37.2%の、いずれも増額となっております。

決算額が増額になりましたのは、歳入では1名の定期返済者が貸付金の残額を一括返済をされたことによるものでございます。

また、歳出につきましては、前述の歳入分を公債費、簡易保険からの借入金でございませけれども、一括繰上償還したものでございます。

次に、認定第6号「平成23年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」のご説明を申し上げます。

まず、平成23年度末における給水人口は、前年度に比べまして1.4%の増、5万6,890人で、行政人口に対する普及率は80.7%となっております。

また、年間総給水量は516万9,381m<sup>3</sup>で、前年度と比較いたしまして1.7%の増となっております。

次に、建設改良につきましては、平成23年度は前年度からの繰り越しを含め、総額6億4,261万8,671円を投じまして、松川3号配水池の移設工事及び配水管等の整備に努めておるところでございます。

次に、経理面でございませけれども、収益的収支では、総収益11億8,318万8,223円に對しまして総費用は10億9,256万9,511円で、差し引き9,061万8,712円の純利益となっております。

なお、剰余金の処分につきましては、今回の地方公営企業法の改正に従いまして、例年と同規模の額を減債積立金に積み立てる内容をもってご提案を申し上げます。

資本的収支につきましては、収入総額は2億7,343万3,850円で、支出総額は7億3,541万4,046円となっております。差し引き5億2,359万5,196円の不足を生じたので、消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金で補填をいたしております。

以上が平成23年度水道事業会計における剰余金の処分及び決算の概要についてでございます。

次に、認定第7号「平成23年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」ご説明を申し上げます。

まず、平成23年度末の水洗化人口は、前年度比で0.9%の増、6万7,761人で、行政人口に対する水洗化人口普及率は96.2%となっております。また、年間有収水量は、前年度比0.6%の増、614万527m<sup>3</sup>となっております。

次に、建設改良でございませけれども、平成23年度は総額2億6,011万1,836円を投じまして、汚水管渠等の整備を行っております。

なお、奥園雨水幹線につきましては、当初計画どおり平成25年度末の完成予定で進めております。

次に、経理面についてでございますけれども、収益的収支では総収益16億2,474万1,784円に對しまして、総費用の13億769万594円で、差し引き3億1,705万1,190円の純利益となっております。

なお、剰余金の処分についてでございますけれども、下水道事業におきましても例年と同様に純利益の全額を減債積立金に積み立てる内容でご提案を申し上げたいと思います。

次に、資本的収支につきましては、収入総額6億1,683万5,010円で、支出総額は13億5,842万4,642円となっております。差し引き7億4,158万9,632円の不足を生じたので、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金並びに損益勘定留保資金で補填をいたしております。

以上が平成23年度の下水道事業会計における剰余金の処分及び決算の概要についてでございます。

よろしく認定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第12から日程第18までの平成23年度各会計決算認定につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、それに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり決定をいたしました。

お諮りします。

決算特別委員会の正副委員長を慣例により決定したいと思います。

決算特別委員会の委員長に総務文教常任委員長の門田直樹議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は環境厚生常任委員会副委員長の佐伯修議員を決定することと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり決定をいたしました。

ここで決算特別委員会日程等について、委員長の説明を求めます。

決算特別委員長 門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） 今回の決算特別委員会の委員長に私門田直樹、副委員長に佐伯修議員が選任されました。特別委員会が効率よく運営されるよう努めてまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

日程について説明いたします。

本日の本会議散会后、1日目の決算特別委員会を開催し、まず総務部長及び各所管部長から

それぞれの決算状況の概要説明を受けたいと思います。2日目からの決算特別委員会の日程については、9月19日及び9月20日の午前10時から、決算書及び各資料をもとに具体的項目についての内容審査を行います。

なお、予備日として9月21日を予定していますので、各議員及び説明者の出席をよろしくお願いいたします。

また、資料要求は、配付されています資料要求書により9月4日火曜日午後1時までに事務局へ提出してください。資料の要求に当たっては、関係資料等の内容を十分に精査され、必要最小限の要求としてください。また、決算考査日は本日の議会関係会議終了後及び9月4日の午前10時からと9月18日の午前10時からとなっています。

以上で説明を終わります。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19から日程第21まで一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第19、報告第8号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成23年度太宰府市健全化判断比率の報告について」から日程第21、報告第10号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成23年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題といたします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 報告第8号から報告第10号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第8号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成23年度太宰府市健全化判断比率の報告について」をご説明申し上げます。

太宰府市の平成23年度健全化判断比率は、前年度に引き続き一般会計等の実質収支が黒字でありますために実質赤字比率の表示はございません。公営事業会計も含めた実質収支の合計でも黒字でございますために連結実質赤字比率の表示もございません。

また、実質公債費比率では、前年度と比較いたしますと0.7ポイント改善をされまして6.7%となり、将来負担比率も前年度に引き続きマイナスとなっております。比率の表示はございません。

したがって、太宰府市の財政状況は、全て早期健全化基準及び財政再生基準以下でありますために、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要でございます。

以上、簡単でございますけれども、太宰府市健全化判断比率の報告といたします。



次に、報告第9号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成23年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について」ご説明を申し上げます。

本年度末の流動負債合計3億6,376万3,585円に対しまして、流動資産合計は25億9,630万8,560円となっておりますので、資金不足は発生をしておりません。

次に、報告第10号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成23年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について」ご説明を申し上げます。

下水道事業におきましても、本年度末の流動負債合計が2億5,105万2,133円に対しまして、流動資産合計は11億6,336万4,003円となっておりますので、資金不足は発生しておりません。

以上、報告を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第8号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、報告第9号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、報告第10号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月5日午前10時から再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午前10時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議事日程（2日目）

〔平成24年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成24年9月5日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第39号 市道路線の認定について  
日程第2 議案第40号 太宰府市国際交流振興基金条例の制定について  
日程第3 議案第41号 太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について  
日程第4 議案第42号 平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について  
日程第5 議案第43号 平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について  
日程第6 議案第44号 平成24年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について  
日程第7 意見書第4号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

- |     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 陶山良尚  | 議員 | 2番  | 神武綾   | 議員 |
| 3番  | 上疆    | 議員 | 4番  | 芦刈茂   | 議員 |
| 5番  | 小嶋真由美 | 議員 | 6番  | 長谷川公成 | 議員 |
| 7番  | 藤井雅之  | 議員 | 8番  | 原田久美子 | 議員 |
| 9番  | 後藤邦晴  | 議員 | 10番 | 橋本健   | 議員 |
| 11番 | 不老光幸  | 議員 | 12番 | 渡邊美穂  | 議員 |
| 13番 | 門田直樹  | 議員 | 14番 | 小柳道枝  | 議員 |
| 15番 | 佐伯修   | 議員 | 16番 | 村山弘行  | 議員 |
| 17番 | 福廣和美  | 議員 | 18番 | 大田勝義  | 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

- |              |      |        |      |
|--------------|------|--------|------|
| 市長           | 井上保廣 | 副市長    | 平島鉄信 |
| 教育長          | 關敏治  | 総務部長   | 木村甚治 |
| 地域づくり担当部長    | 今泉憲治 | 市民生活部長 | 古川芳文 |
| 健康福祉部長       | 坂口進  | 建設部長   | 神原稔  |
| 会計管理者併上下水道部長 | 三笠哲生 | 教育部長   | 古野洋敏 |
| 総務課長         | 友田浩  | 経営企画課長 | 石田宏二 |
| 協働のまち推進課長    | 藤田彰  | 市民課長   | 原野敏彦 |
| 福祉課長         | 大藪勝一 | 都市整備課長 | 今村巧児 |
| 上下水道課長       | 松本芳生 | 教務課長   | 井上均  |

監査委員事務局長 関 啓 子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 齋 藤 廣 之 | 議 事 課 長 | 櫻 井 三 郎 |
| 書 記    | 白 石 康 子 | 書 記     | 花 田 敏 浩 |
| 書 記    | 力 丸 克 弥 |         |         |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第39号 市道路線の認定について

○議長（大田勝義議員） 日程第1、議案第39号「市道路線の認定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第39号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 議案第40号 太宰府市国際交流振興基金条例の制定について

○議長（大田勝義議員） 日程第2、議案第40号「太宰府市国際交流振興基金条例の制定について」を議題にいたします。

これから質疑を行います。通告があつておりますので、これを許可します。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） おはようございます。

提案の条例につきまして、7ページにあります第3条に关しまして質疑をさせていただきたいと思いますが、第3条にあります、基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとありますが、これはどういったその金融の商品と申しますか、ものを想定されているのかお聞きしたいのが1つとですね、そういった金融商品というのは当然満期の関係が出てくると思いますが、満期の部分と、あと市長の任期との問題ですね。市長の任期を今よりも超えるものを想定されているのかどうか、そういったその2点について、まずご答弁をお願いします。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） お答えいたします。

太宰府市資金管理運用方針に基づきましてほかの基金と同様に定期預金等により運用することにしております。

選択肢としましては、定期預金のほかに短期国債等もございますが、現在におきましては定期預金のほうが有利でございますので、基本的には定期預金での運用というふうになります。

それと、この運用につきましては、会計管理者の名義で契約、金融機関と契約をいたしますので、会計管理者が交代しますと名義を書きかえるというふうな形になってまいります。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 最後にですね、その今現在の見通しで結構でございますが、定期預金というようなことがございましたけども、具体的におおよそで結構ですので、どれぐらいのその利息によります収入を見込んでおられるのか、それをお聞かせいただきまして質疑を終わります。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 直近で一番新しいところで申しますと、今年の4月の運用実績で申しますと定期は0.2%でございます。

以上です。

（7番藤井雅之議員「金額でいうと幾らぐらいになるのかという」と呼ぶ）

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 金額ですか。原資の0.2%ですから、基金全体になりますんで、一つ一つの数字は今現在把握はしておりません、はい。1億円ですと20万円というふうな形になります。

○議長（大田勝義議員） よろしいですか。

（7番藤井雅之議員「はい」と呼ぶ）

○議長（大田勝義議員） 次に、3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 私も同じく第6条のところ、これは質問というより確認をしたいと思って提起しましたが、第6条に、市長は第1条の目的を達成するために基金の全部または一部を処分することができるかとされておりますが、この処分規定は当市の基金条例の18条例がありますが、その中でもやはりそのうち6条中が同じような同条文になっております。そういうことから、これまでどおりの処分をされる場合はですね、当然ながら歳入歳出予算に計上して実施されるのか、伺いたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） おっしゃるとおり予算に計上して行います。

（3番上 疆議員「わかりました」と呼ぶ）

○議長（大田勝義議員） よろしいですか。

これで質疑を終わります。

議案第40号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第41号 太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について

○議長（大田勝義議員） 日程第3、議案第41号「太宰府市環境美化センター条例の一部を改正す

る条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第41号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 議案第42号 平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について**

○議長（大田勝義議員） 日程第4、議案第42号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

これから質疑を行います。通告があつていますので、通告を許可します。

3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 一般会計補正予算の14ページになります。

2款総務費、2項企画費、3目交流費のところでお伺いしたいと思います。2点お伺いしたいと思います。

1点目は、財団法人太宰府市国際交流協会の設立は、発足時は県の許可条件として出資金1億円以上が必要でありましたが、返還することについて県と協議されているのか、伺います。

2点目は、財団法人太宰府市国際交流協会が出資金で10年の利付国債を購入いたしまして、毎年約280万円の財源が確保されていたところですが、今後は毎年補助金を本年度予算385万円程度を助成されておりますが、こういう助成をやっていくのか、その予算で助成されるのか、もしくは国際交流基金を取り崩して充当されようとしているのか、お伺いします。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） まず1点目でございますけれども、県のほうと事務協議をいたしまして、今年の5月22日の理事会の承認を得た後、8月7日付で県知事の承認をいただいております。

2点目のほうでございますけれども、今後の国際交流協会の助成につきましては、今後の財政状況にもよりますけれども、現時点におきましては原則として基金を取り崩すことなく一般会計から補助金として財政支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大田勝義議員） よろしいですか。

3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 1点、2点、同じことなんですけれども、その予算のやり方というか、基金の問題ですね。当初、その2億円を積んだというのはですね、当時20年前ぐらいの話ですから2.5%ぐらいの利子があつたということで500万円、2億円なら500万円ですよ。そういうことで国際交流会の運営ができるかなということでやっておりましたが、やはり利子がどんどんどんどん下がりました。結局国債を買うことによって280万円の財源が取れるということで10年間だけ、10年期間になっていますから10年の利付国債を購入されて、それを財源補充ということでされてきたわけなんですけれども、今後そういった部分ではそれがなくなりますからね。

恐らく先ほど言いました、部長のほうからありましたように基金は0.2%ですから、そういうことであれば非常に金額も少のうございます。そういう中で国際交流協会としての自主財源というのは非常に厳しい部分がありますので、これを補助をしていくということでございませうけども、なかなか予算のぐあいでのどのような形になるかわからないというふうなこともありまして大変かなと思います、その先ほど理事会のほうに諮って基金は了解をとったということでしたが、その評議員さんたちもこれは了解をされているのでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 当然評議員のほうにもお話はしておりますが、承認事項としては理事会の承認事項になりますので、理事会に正式な手続を踏んでということになっております。

○議長（大田勝義議員） よろしいですか。

次に、通告のあっている2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 2款1項7目のいきいき情報センター駐車場用地購入費1億6,670万4,000円についてお伺いいたします。

いきいき情報センターはスーパーマミーズと情報センター、保健センターなどが同居する複合施設となっています。以前から駐車場不足や周辺の渋滞解消の要望もあり、その対策として土地購入されることによって改善されるのではないかと考えています。この駐車場はマミーズの買い物客も利用されることとなります。購入費1億6,000万円は全額一般財源となっていますが、費用負担についてマミーズと交渉されたのか、経過、それから結果についてお伺いいたします。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今回、補正予算に上げておりますいきいき情報センターの駐車場用地の取得につきましては、ご質問のマミーズとの負担割合の交渉等は行っておりません。それは、共同購入となりますとですね、マミーズにも所有権が発生してまいりまして、持ち分のこととかややこしくなります。個人の所有分を市が購入するときに、また民間の業者と一緒に購入ということはちょっとあり得ないということで、私どもの市のほうでまず購入をいたしまして、今後マミーズの利用者が使えば市有財産の賃貸借契約という形で締結を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） よろしいですか。

2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 土地取得に関しては今あり得ないというお話でしたけれども、実際に今駐車場の渋滞等についてはマミーズのセールの7の日と保健センターの事業が重ならないように調整しているというようなことを一般質問の中で以前お話がありました。実際に6月、7月、8月の駐車場の満車状況を調べたんですけれども、マミーズのセールの日が9回ありまし

て、1回は休館日だったので8回になりますけれども、そのうち6回が満車になっています。この6回は保健センターなどの市の事業は入っていませんので、恐らくこのセールの日に来られたお客さんが多くて満車になったのではないかと考えられます。この用地を取得した後に発生する設備工事や警備員等の派遣などの負担について、これについてマミーズさんとの交渉の予定があるかどうか、お伺いいたします。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今、あそこのこの用地を購入した後の利用方法について内部で協議を行っております。今ご質問いただいたように7の日等では満車になったりもしておるようですが、そのときにこの駐車場用地をどんなふうにご利用していくのかということは、もう管理も含めまして現在詰めております。そして、マミーズの利用者が利用すれば、先ほどお答えしましたように賃貸借契約の、駐車場用地としての賃貸借契約という形で対応していきたいと思っておりますので、そのときに交渉なり話し合いをするという形になろうかというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） よろしいですか。

（2番神武 綾議員「わかりました、はい」と呼ぶ）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

議案第42号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5と日程第6を一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第5、議案第43号「平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」及び日程第6、議案第44号「平成24年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第43号及び議案第44号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 意見書第4号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

○議長（大田勝義議員） 日程第7、意見書第4号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕



○16番（村山弘行議員） 意見書第4号のご提案を申し上げます。

お手元に資料があると思いますので、読んで朗読をして提案にかえさせていただきたいと存じます。

少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）。

日本の将来を担い、安全で安心な社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があります。

35人以下学級について、昨年義務標準法が改正され、小学校1年生の基礎定数化が図られたものの、今年度の小学校2年生については加配措置にとどまっています。日本はOECD諸国に比べて1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっています。一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、1学級の学級規模を引き上げる必要があります。文部科学省が実施した今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小・中・高校の望ましい学級規模として26人から30人を上げています。このように、保護者もさらなる少人数学級を望んでいることは明らかです。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられるようにすることは国家の責務です。しかし、教育予算についてGDPに占める教育費の割合はOECD諸国の中で日本は最下位となっています。また、義務教育費国庫負担制度の国負担の割合は3分の1のままで、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じています。

よって、子どもたち一人一人に教育の機会を保障し、教育水準の維持向上を図るために、政府におかれましては、下記のとおり実現されますよう強く要望します。

記。

1つ、義務標準法を改正して小学校2年生以上の35人以下学級を実現すること。

2つ、教育の機会均等の保障と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書提出先は、下段に書いているとおりでございます。

よろしくご審議賜って、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

意見書第4号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月13日午前10時から再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午前10時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議事日程(3日目)

[平成24年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成24年9月13日

午前10時開議

於議事室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 渡邊美穂<br>(12)    | 1. 公共施設、道路、橋梁の老朽化改築計画について<br>(1) 長寿命化修繕計画策定の進捗状況について<br>(2) 公共施設の改築及び新築計画と財源について<br>2. 給食費の公会計化について<br>給食事業は市の事業にもかかわらず、私会計となっているが、今後について市の考え方を伺う。                                                                                                          |
| 2  | 原田久美子<br>(8)    | 1. 災害対策について<br>(1) 芝原雨水幹線、五条西地区の実施計画浸水対策について、どのように進められ、どのように改善されたのか。<br>(2) 土砂災害対策として森林環境税を活用した事業の実績や危険箇所の調査、森林等の整備、急傾斜地の整備について伺う。<br>(3) 消火栓、防火水槽の設置状況について伺う。<br>(4) 防災無線の設置について伺う。                                                                        |
| 3  | 長谷川公成<br>(6)    | 1. 健やかでやすらぎのある福祉のまちづくりについて<br>(1) 高齢化社会における健康、体力づくりに対応するための現在の取り組みと今後の取り組みについて伺う。<br>(2) 中高齢者のスポーツ推進のため、健康推進員やスポーツ推進委員等による合同研修の実施や情報交換の場が必要と考えるが所見を伺う。<br>2. 本年6月議会の一般質問の答弁について<br>6月議会で学童保育について一般質問を行った。その時の答弁と8月7日の議員協議会で受けた説明は全く異なっている。なぜなのか納得のいく説明を求める。 |
| 4  | 福廣和美<br>(17)    | 1. 防災・減災対策について<br>(1) 防災・減災ニューディール政策をどう思うか。<br>(2) 電線類をはじめとするライフラインの共同溝化の考えは。<br>(3) 観光客等への対応について                                                                                                                                                           |

|   |              |                                                                                                                                                                                                                                              |
|---|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |              | (4) 要援護者支援者リストについて<br>2. 歴史と文化の環境税の今後の用途について<br>基金とその運用について                                                                                                                                                                                  |
| 5 | 藤井雅之<br>(7)  | 1. 計画停電に係る今後の対応について<br>筑慈苑施設組合は計画停電が実施される場合、通電される施設に該当しなかったため対応策を取ったが、太宰府市が関連する一部事務組合、企業団等の対応について、各組織で役職にある市長の見解を伺う。<br>2. 国民健康保険税について<br>(1) 国民健康保険法第44条に基づく対応の現状について<br>(2) 「受領委任払い制度」について、取り組み状況を伺う。<br>3. 就学援助制度について<br>現状と今後の方向性について伺う。 |
| 6 | 小島真由美<br>(5) | 1. 高齢者福祉について<br>(1) 平成24年度介護保険制度改正が目指す地域包括ケアシステムと本市の体制、方向性を伺う。<br>(2) 高齢者の肺炎球菌ワクチン接種への助成を検討し、早期実現することについて見解を伺う。                                                                                                                              |

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 陶山良尚 議員  | 2番 神武綾 議員   |
| 3番 上 疆 議員   | 4番 芦刈茂 議員   |
| 5番 小島真由美 議員 | 6番 長谷川公成 議員 |
| 7番 藤井雅之 議員  | 8番 原田久美子 議員 |
| 9番 後藤邦晴 議員  | 10番 橋本健 議員  |
| 11番 不老光幸 議員 | 12番 渡邊美穂 議員 |
| 13番 門田直樹 議員 | 14番 小柳道枝 議員 |
| 15番 佐伯修 議員  | 16番 村山弘行 議員 |
| 17番 福廣和美 議員 | 18番 大田勝義 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（29名）

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 市長 井上保廣           | 副市長 平島鉄信    |
| 教育長 關敏治           | 総務部長 木村甚治   |
| 地域づくり担当部長 今泉憲治    | 市民生活部長 古川芳文 |
| 健康福祉部長 坂口進        | 建設部長 神原稔    |
| 会計管理者併上下水道部長 三笠哲生 | 教育部長 古野洋敏   |

|                     |        |               |        |
|---------------------|--------|---------------|--------|
| 総務課長                | 友田 浩   | 経営企画課長        | 石田 宏二  |
| 経営企画課<br>公共施設整備担当課長 | 原口 信行  | 協働のまち<br>推進課長 | 藤田 彰   |
| 市民課長                | 原野 敏彦  | 税務課長          | 久保山 元信 |
| 環境課長                | 濱本 泰裕  | 福祉課長          | 大藪 勝一  |
| 高齢者支援課長             | 平田 良富  | 保健センター所長      | 中島 俊二  |
| 国保年金課長              | 永田 宰   | 都市整備課長        | 今村 巧児  |
| 建設課長                | 伊藤 勝義  | 上下水道課長        | 松本 芳生  |
| 施設課長                | 加藤 常道  | 教務課長          | 井上 均   |
| 学校教育課長              | 宮原 広富美 | 生涯学習課長        | 木原 裕和  |
| 監査委員事務局長            | 関 啓子   |               |        |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 齋藤 廣之 | 議事課長 | 櫻井 三郎 |
| 書記     | 白石 康子 | 書記   | 花田 敏浩 |
| 書記     | 力丸 克弥 |      |       |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の一般質問通告書は、13人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日13日、6人、14日、7人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大田勝義議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

12番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

12番渡邊美穂議員。

〔12番 渡邊美穂議員 登壇〕

○12番（渡邊美穂議員） 皆さん、おはようございます。

議員発言席ができて初めての一般質問で、今のところ滞りなく流れを遮ることなくやれたかと思っておりますが、もし間違えておりましたら、次の方から訂正をしていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、通告記載の2項目につきまして質問させていただきます。

今年5月連休の最終日、私の自宅前の道路に突然直径1m、深さ2m近くの穴があきました。最初は小さな穴だったのですが、市民の方がその穴の周りを軽くたたくといきなりアスファルトが下に落ちていったそうです。幸い事故にはなりませんでしたが、筑紫野市では橋梁のコンクリート破片が落下し、車を直撃するという事故も起こっています。全国の自治体にある公共施設や道路、橋梁の多くは高度経済成長時につくられ、約40年を経過し、近い将来寿命を迎えます。そこで、国土交通省では補助金を出して、道路、橋梁の長寿命化修繕計画を各自治体に策定するよう求めています。また約半分の自治体しか策定していません。その理由は、計画を策定したとしても実際に工事を行うのは財政的に困難であること、また自治体にそれぞれの専門技師がいないため遅れがちになっていることなどが指摘されています。本市においても、平成20年から平成23年まで4年間で合計約1,500万円の予算で計画策定業務などを委託されています。しかし、この計画は、道路、橋梁に限られたもので、この市役所の庁舎を初め、社会福祉協議会、老人センター、ルミナス、五条保育所など築40年近い建物について、当面は修理で対応するとしても、近い将来必ず建てかえの時期がやってきます。道路、橋梁、公共施

設、これらを修理するにしても、壊して作り直すにしても、必要となる予算は相当大きな額になることが予想されます。したがって、一般会計を圧迫しないために10年、20年かけて基金を積み立てるなど、財政計画も立てることが必要だと思われます。平成24年度予算に長寿命化修繕計画の予算は上がりませんでしたので終了したと思われますが、議会へはいつご報告をいただけるのでしょうか。また、昭和40年以前につくられた、つまり舗装して50年近くたつ道路があれば全体に占める割合を、また耐震化を行っていない橋の全体に占める割合をお示してください。

2項目めは、小学校給食の公会計化についてです。

現在、小学校は毎月4,100円を徴収し、子どもたちに給食を提供しています。市内の児童数は5月現在で3,951名となっており、単純に計算しても年間2億円近い事業となります。給食の管理運営費は市の会計から出されており、議会でその流れを見ることができますが、この給食事業は2億円近い市の事業でありながら、その内容が公にされる公会計ではなく、各学校で管理する私の私会計となっています。私会計では、予算を立てて、そのとおりに材料を購入するのではなく、実際の収入に合わせての購入となります。本市では昨年の給食費の滞納件数は55件で、総額90万2,739円となっています。他市で実際にあったことですが、滞納が多い学校と全くない学校で給食内容に差が出るなど、きちんと支払っている家庭の児童にそのしわ寄せが行くことも考えられます。給食費のうち材料費以外に使用するものがあるのか、年度末残高がきっちり0円になることはないと思いますので、一般的に次年度にどれくらい繰り越しているかなど不明な点も多く、繰越額が多い場合、6年生の保護者は納めた給食費が次年度別の学年の児童に使われていることがわかると不満を持つ方もいらっしゃるかもしれません。さらに、滞納があった場合、公会計ではないので、地方自治法で認められている不納欠損としては取り扱われず、滞納額はずっと累積しているのではないかと推測されます。近年、簡易裁判などによって督促を行う自治体が増えてきていますが、実質的な債権者は校長先生ではないので、債権申立人にはなれません。私会計で臨機応変にスピーディーに対応できるというメリットもあるかもしれませんが、給食事業の主体は市であり、以前からの習慣だから私会計を続けるのではなく、公の会計として扱うべきかどうか、きちんと検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以下、再質問につきましては議員発言席にて行います。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、1件目の公共施設、道路、橋梁の老朽化改築計画でございます。

まず、私のほうでご回答をいたします。

まず、1項目めの橋梁長寿命化修繕計画についてでございますが、平成20年度から平成22年度までにおきまして市内161カ所の、161カ所ですね。161カ所の橋梁の現状把握のため実施をいたしました。その調査結果をもとにいたしまして平成23年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定

いたしております。幸いにして、すぐ改善が必要な橋梁はございませんでしたが、今後点検を定期的に継続して実施していきまして、社会資本整備総合交付金を活用しながら補助事業としても要望していきたいと、そして必要な修繕を実施してまいりよう考えております。そして、この橋梁長寿命化修繕計画につきましては、本年度中にご報告を考えておるところでございます。

次に、2項目めの公共施設の建てかえなどについて回答いたします。

公共施設を常に良好な状態に保ちながら改修を行いまして、できるだけ延命を図っていくことが重要であるというふうに考えております。しかしながら、老朽化が著しくなりまして、改修しても安全性が確保できない施設でありますとか、今の行政サービスの内容に対応できなくなった施設については適切に改築も行っていく必要があると考えております。このようなことから、市が設置しました既存の公共施設の利用状況、老朽化の状況及び立地状況等を明らかにいたしまして、コストの効果、また施設の利便性について現状を整理して公開する公共施設白書を作成いたしまして、これをデータベース化していこうというふうに考えております。そして、この公共施設白書については本9月議会の補正予算案としてその委託費を上程しているところでもございます。

なお、改築や新築の財源につきましては、基金を積み立てて、この基金を活用していくことも必要であると考えておりますが、極力ですね、国庫負担金あるいは交付金などの補助金を活用することといたしまして、一般財源の持ち出しが極力少なくなるように努力してまいりたいというふうに考えております。

また、ご質問にありました舗装実施後の50年以上を経過した道路でございますが、50年前は市内道路のもうほとんどもう多くの道路がもう未舗装、舗装されておらず、砂利道でございます。私も家から学校までは全部砂利道で通った記憶がございます。そのようなことですが、昭和45年ごろにですね、約5,080m、5kmちょっとですね、5,080mの道路舗装が施工されていたという記録がございます。この5,080mを平成23年度の市内舗装済み道路の全体から比較いたしますと2%に相当をいたしております。

また、市内橋梁のうち耐震化が必要な橋梁の耐震化計画につきましても、今後策定をしていく必要があると考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） ありがとうございます。

橋については耐震化は計画予定という話がありましたけど、私が聞いた何%ぐらい耐震化が終わったかというのはまだ、この耐震化というのは平成8年に基準が見直されていると思うんですけども、その平成8年以降の基準に合ったものが何%かというのはまだ把握されていないということなんですか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。



○建設部長（神原 稔） 市内の橋梁161カ所ということでご回答いたしましたが、耐震設計、耐震化ですね。耐震化の制度と申しますか、設計編というのが、最初は昭和55年に初めて通達されております。おっしゃいましたように、それ以降、平成2年、平成8年、それから平成14年ということで3回の設計指針と改定されております。それぞれそのできた年代もありますので、ちょっとその辺はまだその分類というか、そこまで至っておらないわけですけど、市内の橋のほとんどは1径間、要は橋と橋桁の間に足がついてないですね。橋脚がないやつ、1径間の橋がほとんどでございます。耐震、他の市町の耐震、橋の耐震診断等を見ますと多径間、要は足がたくさんついているような橋が対象となっておりますでございます。それで考えますと、市内には7つ、2径間以上の橋というのは7橋でございます。そのうちに、先ほど申しました、その耐震の設計指針以前につくったものが、昭和時代につくったものは1つだけという形で、ほかの橋については全て平成8年、平成になってから架設されたというふうなことになるんですが、いずれにしてもその橋の、そのあります橋の地盤の状況とか、それから幅員とか、下が川であったり、道路であったり、鉄道であったりとか、いろいろございまして、これはちょっと状況をきちっと把握して今後耐震化については計画していきたいということでございます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） ちょっと道路、橋については、また後から質問させていただきますけれども、まず公共施設のほうなんです、先ほど施設白書ということで今後データベース化するというご発言が総務部長からございました。ということは、現在までは紙ベースでそのデータを保管されていたということなんです、紙ベースの場合、問題点はですね、まず公共施設の土地価格とか、建物価格など市の財産ですけれども、これが適切に更新をされているかどうかということ、更新されていない可能性があるということですね。それから、自治体の縦割りの弊害で建築部門、管財部門、営繕部門などでばらばらに管理されている場合があるということが指摘されていますけれども、本市の管理実態は一体どうなっていますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） そういうこともありますので、現在公共施設担当を課長級を置いて、そこに職員をまとめましてですね、そこで統括して今後データベース化を行いまして管理しているということで、ちょうど私どももそういうニーズに応じてですね、やってまいりたいというふうに体制も整備したところでございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） その点は、じゃあよろしく願いいたします。

私も素人ながらいろいろ調べた中ではですね、公共マネジメントという視点でその各部門で構築されているデータの中から必要なものだけを抽出するという何か新しい仕組みづくりがあたりで提案されているということなので、ぜひご参考にさせていただきたいと思っております。

それから、この改築ですね。改築とか建てかえなんですけど、基本的には建築後、時間が経過している建物から優先順位が決まっていくと思うんですが、まずお伺いしたいのがですね、五条保育所、ルミナス、老人センター、これらの耐震化はどうなっておりますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今おっしゃいました施設については耐震化が必要な特定の施設というふうにはなっておりませんので行ってないということです。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） もう一度繰り返しますが、保育所も耐震化をしてないということでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） はい、行っておりません。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 五条保育所はですね、公立ですので、やはり多くの保護者も耐震も終わって非常に安心して預けられている方が多いと思うんですが、耐震化されていないという事実を聞かれたら一体どう思われるでしょうか。特にこの五条保育所、昭和46年に建てられておりました、その古さですね、今おっしゃったように耐震化工事が未実施であるということから、これはですね、もうすぐに建てかえるべきではないかと思えますし、また老人センター、ルミナスなども廃止にしない限りはですね、10年以内に大規模改修もしくは建てかえが必要になってくると思えます。9月議会の補正予算に公共施設整備基金で1億5,000万円が計上されまして、現在合計2億7,000万円になったという報告を受けました。しかしですね、毎年2億円ずつ積み立てても、二、三年以内に五条保育所を建てかえれば、この基金残高はかなり減少することが予想されますし、先ほど補助金の活用ということもおっしゃいましたが、その後老人センター、ルミナスなどの建てかえが控えています。そして、それが終了するころには、中央公民館、市役所庁舎の大規模改修の時期がやってくると思えます。特に中央公民館はですね、バリアフリーが徹底されておらず、車椅子だけで大ホールには入れないというような設計上の課題が指摘されています。今のペースで積み立てた場合、借金をしたとしても一般会計に及ぼす影響はかなり大きな額になるんじゃないかと、起債も結局借金ですから、それ返還していきなきゃならないわけですから、そういった大きな額になることが予想されますので、この公共施設整備基金の積立額についてもですね、今、今年は1億5,000万円ぐらいかもしれませんが、もう少し大きな額にしていきなきゃいけないんじゃないかと思えますし、この五条保育所の建てかえについては今具体的な計画はございますか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） まず、五条保育所の耐震の件でございますが、耐震の対象となっていなかったんで行ってないというだけでございまして、決してその建物を見てないということではございません。現実的に、うちも技師がですね、確認をして現状を今把握をいたしております。

す。そして今後それをどのような状況にしていくかということも含めて白書をつくってというふうを考えております。

そして、そういう公共施設の改修が必要であるということは私どもも考えておまして、そういうことから平成22年から平成23年における基金の伸び高というのは公共施設の基金が非常に大きく伸ばしております。そういうところからですね、私どもも今後もう必要になってきた時期ということで基金も積み立ててきております。今後ですね、できるだけこういう基金を積み立て、そしてそれを利用してですね、もちろん補助等も利用いたします。これは全国的な問題でございますので、多分公共施設の再度社会資本の整備ということも出てくるというふうに想定もいたしております。そういうことを利用しながら、もちろんこの現状の保育所ですね、五条保育所の現状はもう十分わかっておりますので、今後の計画、現在はまだ明確にすることはできませんけども、今後の計画は近いうちにですね、立てたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 近いうちというのは、この白書はじゃあいつごろ完成する予定なんですか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 白書はもう今年度でつくり上げる予定にいたしております。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） それでは、白書はでき次第、議会のほうにもご報告をしていただきたいと思っております。

先ほどの橋梁のほうに戻りますけれども、道路台帳というのはあると思うんですが、今建物のほうは今後データベース化していくということだったんですが、この道路台帳、やはり今のところ紙ベースでやはり保管をされているのかというふうに推測しているんですが、建物と同じようにばらばらに管理をされているのではないかなというふうに思います。特に道路の場合はですね、上下水道とも連携をして、上下水道の改修などが行われたときにですね、どこがどのぐらいどういうふうに改装されたのかとか、改築されたのかということについてもですね、お互いに連携しながらやっていって、それをデータベース化しておかないと、1本の道路として見たときにですね、その道路が最初にいつ舗装されて、そしてその後上下水道なども含めていつどこからどこまでどういうふうに改装されたのか、改修されたのかということがわかるように一元化した管理が必要だと思いますが、現在のところはどういうお考え、実情はどうかということと、今後についてはどういうふうなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 道路台帳につきましては市内、今延長でいいますと約320kmちょいの道路延長あります。紙ベースといたしますか、全てデータ化はしております、幅員とかいろんな形で。それから、言われました占用ですね。電柱、下水道、ガスというふうな、そういう占用類

についても一応全て台帳上といたしますか、データ化はしております。

今後はですね、この紙ベースプラスGISとありますが、地理情報を重ねまして一目で占有物、それから修理の状況等、それからその他交通量等ですね、資料といたしますか、一目でわかるようなことを考えて管理していかなければならないんじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） お尋ねの上水道、下水道に関しましても、道路管理者であります建設課と私ども占有をさせていただいておりますので、積極的に協力しながら、ただいま建設部長がご報告しましたようにデジタル化ということでGIS化も連携してやっておりますので、今後効率的な下水道、あるいは上水道の施設管理ができていくものと期待いたしております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） では、再度確認しますが、既に道路については一元化、要するにデータベースによって一元管理されているというふうに考えてよろしいですね。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） はい、そう理解されて結構だと思います。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） それでは、橋梁のほうなんですけど、先ほど昭和時代につくられた対象となる橋が1個しかないという話だったんですけども、それはその橋がたくさんあるものが対象になっているという幾つかの条件があって、その中で未実施なのが1個だという話だったんですけど、例えば朱雀大橋ですね。これが築28年経過していますし、観世大橋はそれよりさらに3年古い橋になっているわけですが、先ほどおっしゃったこの1つというのは、朱雀大橋もしくは観世大橋、どちらかが対象になっているんでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） いえ、そうではありません。対象となるのは違う橋でございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） ということはですね、先ほどおっしゃったように橋が橋脚がたくさんあるものについては耐震化診断というか、耐震化が必要かどうかという調査自体も行わないということなんでしょうか。それとも調査は行うということですか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） この長寿命化計画で市内の161カ所という橋を全部カード、データ化したということになります。これから先ほど言いましたように1径間、1つのスパンの橋は外すとしても、先にそういう多径間のやつをやると。とはいっても、その1径間のやつにはそこそこの状況がありますので、状況に応じてそれから整理して、耐震化が必要かどうか、必要かどうかというか、それぞれできたときの年代によってその耐震化の基準等も変わっております。

で、その辺の整理をしていきたいということでございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 161カ所もありまして、当初優先順位があつて、これとこれは絶対すぐにやらなきゃいけないだろうという、すぐにやらなきゃいけない橋はないというふうな話だったんですが、一応その調査とか、そういったものが完了するというのは、この長寿命化修繕計画の中ではそこまではうたっていないわけですか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 橋梁の長寿命化と耐震というのはちょっと分けて考えるということにちょっとしております。というのも、耐震化はもちろんなんですけど、とりあえずはそういう橋が壊れるというのがですね、そもそもその地震とか以前の問題になりますんで、まずはその長寿命化ということで見えない橋の下とか、見えないところを調査して、そういうとりあえずの修繕といいますか、維持管理ということで、幸いに161カ所調査しましたけど、緊急に何かをやらにゃいかんというのはございませんでした。とはいいまして、もう何年もたつてもうそろそろというのも見受けられます。だから、その辺を整理して今年度今後の修繕をしていく。さらに並行して耐震化も考えていこうということでございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 今、くしくも部長おっしゃったようにですね、橋とか、道路の下が一体どうなっているのかというのは、私たち市民には全くわからないわけで、いきなり自分の足元が崩れるという恐ろしさはとても想像ができません。しかし、先ほど言いました今年の5月の連休にうちの前の道路で起こったようなことが、以前もやはり市内でこういったことが起こったというふうに聞いています。タイミングとか場所によってはですね、大事故になりかねません。素人の質問なんですけれども、そのような可能性のある道路というのは事前に何らかの形で例えばひび割れの数とか、下水道が通っているとか、そういったことで可能性が高いなどというふうに見きわめる方法はないのでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 道路台帳にしろ、先ほど言いました下水道にしろ、近年の新しいのについては、ここに入れたとか、ここに埋設したとかというのははっきりわかるんですが、これはもう相当古い農業用水であつたりとか、使われていないパイプであつたりとかというのが、台帳上にない、それから農業者の方ももうわからない、それから近所の方もわからないというふうな、その不明な埋設管というのがございます、確かに。あらかじめわからないかというのは、もう症状といいますか、道路上に何らかの穴があいたりとか、クラックが、ひびが入るとか、もうそういうのでないとちょっと予知できないというか、なっております。今、いろんな市民の方からの通報とか、それから郵便局のあの配達の方とも協定を、何らかの異常があればすぐに通報してもらつてすぐに現場を確認、度合いによって緊急な工事というふうなことをやっております。何せどこに入っているかがわからないということでなかなかその把握は難しい

んですが、その都度発見して適切に管理していくというふうなことになるかと思えます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 先ほどおっしゃいましたように、今舗装されている道路の2%、5,080mぐらいが昭和45年ぐらいに舗装されたということで、その下に例えばさっきおっしゃったような管が埋設されていたりとか、そういった場合はもうちょっと台帳には載っていないのでわからないということだと思えますけれども、確かに郵便局の方とですね、そういったお話をされることも重要ですが、やはり市民等にもぜひこれは呼びかけていただいて、やはり道路が抜け落ちるとするのは非常に恐ろしいことだと思いますので、何らかの形でもう少し市民に周知をしていただければいいなというふうに思っています。

ちょっと総務部長にお伺いしたいんですけども、今おっしゃったようにですね、雨が降るとすぐ浸水する道路とか、もう舗装面ががたがたになっている道路なんか、市内各所に市民生活に不安を与え続けている道路があります。道路や橋も公共施設と同じくつくられた時期がやっぱり近いので老朽化する時期というのも一斉にやってきます。道路や橋の改修、耐震化などを行うためには莫大な費用がかかることが予想されます。今回の長寿命化修繕計画をいずれにしても橋脚の部分は待つことになるのかもしれませんが、いずれにしても安い金額ではないことは確実です。したがって、こちらですね、財政計画を立てて、やはりある程度計画的にこのために使える予算というのを確保していく必要があるというふうに思うんですが、今のところそういった基金の積立予算、予定とか、そういったのはあるんでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 施設をですね、やはりコンクリート等でできた施設を50年、60年もたせるとかですね、そのような考えで大体進めていく必要があるかなとも思っております。そのためには、大体建築予算そのものがその建物の寿命の間には建築予算と同じだけのやはり維持、補修等が必要になるということも考えております。そういうところから、今おっしゃいますように財源については、ここ数年ずっと懸案として持っておりました。ただ、以前の平成15年の災害により影響が非常に大きかったんですが、今それからの大体資金的な呪縛といいますか、それが脱してきておりますので、ここ数年、一応財政調整資金がもう本当3億円ぐらいだったのが現在20億円を超えてきております。財調に積み立てると、今先ほど言いました公共施設の目的とする基金、これも平成22年から平成23年度に2億円から増えてきておまして、今度もまた1億5,000万円積み立てるというところで、同じようにその用途については同じように私たちも必要であると思っております。ただ、この道路、橋梁、建物、全ての改修ということを見ますと、ちょっと現在幾らということも言えないぐらいの金額が必要でないかというふうに考えておりますので、できるだけその行政改革は引き続き継続して努力しながらですね、基金等の積み立て、その原資となる、起債をするにしても補助金もらうにしても、原資となる一般財源を用意、準備していきたいというふうに考えて、今後とも財政的な努力は続けていきたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 具体的にいうと、それは近い将来から基金を積み立て始めたいというふうに思っておられるというふうに受けとめてよろしいですか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） もう既に公共施設の基金はそういうことから積み立てをどんどん伸ばしてきておりますので、ただ使い始めるとなかなか伸びがとまるということもありますが、そこはですね、有効に基金を積み立て、またそれを使いまして施設と改修も行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 私の文脈からすると、今は公共施設のほうじゃなくて道路、橋梁のほうなんですけど、こちらのほうの基金を近い将来から積み立て始めるというふうに考えていると受けとめてよろしいですか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） はい。この基金をどのように使うかで、道路は使わせない、橋梁は使わせないとか、そういうことは考えておりませんので、市全体の社会インフラとして利用をしてみたいと、そういうことも今おっしゃいました部分も、道路、橋梁も対象としては捉えております。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 済いません、わかりませんでした。公共施設の整備基金の中に道路、橋梁の予算も入っているということでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） はい、そのように捉えていただいて結構でございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 今、総務部長おっしゃいましたように全国でも公共施設とか道路橋梁のですね、老朽化に合わせて建てかえとか、改修計画、そしてそれに係る財政計画の立案の難しさというのが指摘されています。しかし、ごく近い将来ですね、ごく近い将来に市の財政を圧迫しない、そのためにですね、施設、道路、橋梁の、道路のほうも一元管理をされているということでしたけれども、全てですね、やはりデータベースによって一元管理をして、そしてやはり莫大な予算が必要になることは当然予想されますので、かなり積極的な財政計画を立てていただくことを強く要望いたしまして、1項目めを終わります。

2項目め、お願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 次に、2件目の給食費の公会計化についてご回答申し上げます。

給食事業の会計処理は、学校給食法第11条、経費の負担の区分に基づき、施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は市の一般会計で行っています。

また、食材につきましては、保護者負担であることから、各学校での会計処理により処理を行っているところであります。

食材分の保護者負担をどちらの会計で行うかは自治体の判断となっていることから、福岡教育事務所管内の16自治体全てが各学校での会計処理となっているところでございます。

各学校で処理するメリットとして、学校行事に沿った給食ができること、給食費の徴収が学校長の責任で行われるので、保護者との連絡が密になり徴収しやすいこと、歳出業務がスムーズにでき、食品の調達によりきめ細かくできることであります。

各学校での会計処理であることから、透明性が懸念されないように、毎年各学校の給食諸帳簿の監査を学校教育課で厳正に実施しているところでございます。

今後につきましても、現状の体制で行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 平成10年度、全国の給食滞納額は26億円にも上っています。本市においても、滞納過年度分というのが397万2,741円となっていますが、この滞納については民法上、2年もしくは5年で時効を迎えるようなんですけれども、過年度分のこの約400万円というのは時効を迎えた部分は含まれていないように思いますが、いかがでしょうか。

それから、さらに時効は2年でいいんですか。それとも、5年で設定してあるんでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 滞納については、今議員がおっしゃったとおりでございます。民法上の2年という形の短期時効というのがございます。市といたしましても、文書を送付するなり、また保護者を呼んでですね、そういう形の中であくまでも請求すれば時効は消滅しない部分もございと思いますという形の中でですね、一応保護者には電話、手紙、面接という形で行っているところでございます。

また、それぞれ手当と、あと援助費とかいろいろございますので、そういう滞納者におきましては、学校長と保護者がそこの中で話して、その中から差し引くような形で未納の滞納解消に向けて努力しているところでございます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 濟いませぬ、回答漏れなんですけれども、1つ目は400万円、今までの滞納、過年度滞納分ですね。この400万円は時効が成立した以前の分は入っているのか、入っていないのか、時効が成立していない額だけなんですか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） この平成15年ぐらいから滞納がございまして、この中には時効が成立している部分もあるかと思っておりますので、今後この辺をですね、再度精査いたしまして、正式な部



分での滞納額を決めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 基本的にはもう時効が成立しているところもあるかと思えます。

400万円というのは、恐らくここ近年の累計額ということになると思うんですが、やはり多いんじゃないかなというふうに思えます。経済的な事情とかで実際にお支払いが困難な方もいらっしゃると思うんですが、このかつて給食事業というのは先ほどおっしゃいましたように学校給食法を決められましたけれども、これは昭和33年ぐらいの制定なんですけれども、この学校給食事業が始まったことですね、同じ理念で今の学校給食を捉えるというのは、ちょっともう時代にそぐわなくなっているのではないかなというふうに私は思います。仮にですね、悪質な滞納者がいて、自治体が法的な措置に出たとしても、先ほどおっしゃいましたように督促状を出せばとおっしゃいましたが、督促状を出されるのは恐らく校長先生だと思うんですね。しかし、校長先生は法的な債権者ではありませんので、債権者が明確ではないということをおっしゃる方がもしいらっしゃったとして、その方が指摘された場合は、裁判でも非常にこれは難しいというのが弁護士とか、裁判官の共通した意見になっています。

自治体の取り組みの一つとしてですね、公会計にした上で分担金徴収条例、こういったものを制定してその徴収に当たっているところもあります、実際に。同時に、これは本当に生活が苦しい方ですね。こういった方々に対しては市のほかのさまざまな施策を市の職員が徴収に行ったときに紹介することができるんですね。これは教育委員会の方が行かれても同じことだと思うんですが、学校の先生とかですね、事務員の方が督促に行かれたときにはやはりできない。ほかの市の施策ですね、こういうところでケアができます、こういう部分でやれますよというような紹介が、もし市の職員の方々がそういうふうなことができればそういうメリットはあるのではないかなというふうに思えます。

もう一つお伺いしたいのが、今、昨年度の滞納額が約90万円だったんですが、滞納が全くない学校とですね、滞納が多い学校、ここの子どもたちの給食のメニューは全く同じになっていますか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 滞納がある学校と滞納のない学校というのはございます。給食のメニューにつきましては毎月献立委員会、それから検討委員会という形の中で栄養士が集まってしまうので、内容については全く一緒です。ただし、そのやはり運動会とかいろいろありますので、時期についてはですね、若干異なる場合がありますけど、年間189回と、内容についてはほぼ学校独自の行事があるときはですね、変わる場合もございます。だけど、全て大体一緒の形の中で年間通して実施しているところです。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 現在、教職員、先生方ですね、多忙化というのが指摘をされているところなんですけれども、滞納の時効を迎えるその間というのは、公的な債権者ではない、つ

まりその事業の責任者ではない校長先生が今督促状を出されていると思いますし、そのこと自体も、そしてその人物の命令でですね、学校の先生方とか、事務員の方々がその取り立てに自分の業務時間を割かれているという実態があるわけなんですけど、これはその事業の本質とですね、それからその組織のあり方としても不自然ではないかなというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） これは文科省の通達が古いんですけど、今のところはですね、学校給食が学校の教育計画の一環として自主的に運営されている、教育活動の一つであるとすれば、教育方法論的にも教育が教師と児童との相互作用であるとの見解により学校給食の実施主体は学校長であると解されるという形の部分がですね、たしか渡邊議員が言われるたしかこの通達は古い部分です。その後ですね、新しい通達というのを見ましたんですけど、なかなかない現状がございますので、今のところはこの解釈で進めているところでございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） おっしゃったように、恐らくそれは学校給食法が定められた昭和33年、ちょっと後ぐらいに出された文科省の通達だと思います。既にもう半世紀たっているわけですから、その先ほど申し上げたように給食事業そのものの考え方がもう物すごく変わってきていると思うんですね。太宰府市では、先ほどおっしゃったように起こっていないようですが、学校ごとにその給食のメニューが若干デザートがついてなかったとかですね、そういったメニューの差が出てきたりした自治体もあるようですし、また他市で事務員とか校長がですね、給食費を持ち逃げしたという事件も以前報道されました。給食事業の主体というのはやっぱり市だと思うんですね。しかも、これ先ほど壇上で申し上げたように2億円近い市の事業であることには間違いのないわけで、私たち議会としてもですね、これは公会計として議会できちんとその会計の流れを確認する必要があると思うんですね。今、学校教育課でやってあるということなんですが、私会計ですからもう私たち議会は見ることができませんので、やはり公会計としてきちんと私たちにも流れを見せていただきたいと思っていますし、福岡市ではもう既にこれを実施されております。本市におきましても、周りの市町村との兼ね合いもあるかもしれませんが、ぜひこれは広域でですね、もう一度学校給食とは何かというところからですね、きちんと話をして、再度検討していただくように強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

8番原田久美子議員の一般質問を許可します。

8番原田久美子議員。

〔8番 原田久美子議員 登壇〕

○8番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております1件、4項目、防災対策について質問いたします。

平成24年7月11日から九州北部を中心に発生した記録的な大雨により福岡県内においても甚大な被害が発生いたしました。

私は、7月16日から23日にかけて久留米市城島町に土砂撤去作業のボランティアに行っていました。浸水した家屋の畳は日々時間がたつにつれて腐敗し、床下に入った土砂はカビが発生して、ガスが出るような状況の中、その家の老夫婦は廊下で生活をされていました。老夫婦は、自分たちでは何もできない、誰に助けを求めているのかもわからない、書籍、写真など、これはどうしますかと聞いても、要らないとつぶやかれました。泥で汚れたものを一つ一つ拭きながら箱に詰め、話を聞きながら作業してまいりました。弱者支援や平常時の災害対策の重要性を再確認しました。

また、市営住宅も同じように床上浸水しており、水につかった家具、本などを運び出して土砂の撤去をしなければなりません、ここで畳を撤去する際に問題が発生いたしました。畳は市の持ち物ですから、勝手にボランティアが畳を運び出し撤去をすることができず、市の許可を必要とするため、時間がかかってしまいました。

災害の減災、予防は、常に防災計画、救助計画を見直すと同時に、災害が起きてからではなく、日ごろからの危機管理、防災対策も必要であると思います。

そこで、災害対策について質問させていただきます。

1項目めは、平成22年7月の大雨被害の報告では市内道路の冠水被害は34カ所と報告を受けました。そして、今後の対策として芝原雨水幹線整備の五条西地域においては平成23年度に実施設計を行うとのことでしたが、その後どのように事業が進められ、どのように改善されたのか、お聞かせください。

2項目めは、8月11日にも八女市星野村に土砂災害撤去作業のボランティアに行き、被災された方々に自分にできる限り応援、活動をしてまいりました。現地の状況に心が痛み、改めて災害の恐ろしさを身をもって知りました。地元の人のお話を聞くと、今回と同様な大雨が60年前にもあったそうです。そのときは土砂災害はなく、今回、土砂災害は山の崩落が起きた原因として、山が弱っている、森林の間伐がされていないため、日が当たらなくなったことで栄養不足となり、根が張れずに保水力が落ち、山崩れになっているとのことでした。いかに日ごろから森林の管理や整備が必要であるか思い知らされました。

太宰府の森林はどうでしょうか。森林は雨水を蓄えたり、土砂災害を防止したりする機能を持っています。森林環境税を活用した森林づくりの事業の実績、また森林の整備として30度以上ある急傾斜地、雨や地震などの影響で崩れ落ちる可能性のある箇所や土砂災害の危険箇所の対策についてお聞かせください。

3項目めは、火災時の消火活動に欠かせない防火水槽についてです。

火災が発生しましたら、初期消火はもちろん通報により消防署、消防団が現場に駆けつけ、消火をすることになります。消火に欠かせないのが水であり、人であり、機械です。

その際、水を供給するのが消火栓、防火水槽ですが、市内の消火栓、防火水槽は万全に設置

してあるのか、お尋ねいたします。

4項目めは、防災無線の設置場所と設置台数、また今後の防災無線の増設についてお尋ねいたします。

以上、1件、4項目についてお伺いいたします。

再質問は議員発言席でさせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） 災害対策についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの芝原雨水幹線、五条西地区の実施計画浸水対策についてどのように進められ、どのように改善されたのかについてですけれども、お尋ねの芝原雨水幹線は太宰府排水区内を五条西築を起点としまして、榎、榎寺地域を經由し、芝原地域を終点に県営鷲田川に排水する幹線で、五条西地域においては平成9年度から平成10年度に朱雀一丁目の西鉄太宰府線二日市5号踏切、及び踏切上流並びに下流の雨水管、工事長267m、当時の事業費におきまして7,700万円で整備いたしております。

その後、平成15年7月に太宰府市にも甚大な被害をもたらしました九州豪雨災害が発生し、雨水幹線施設整備方針を見直しまして、芝原雨水幹線への雨水流入を抑制するため、平成17年度及び平成18年度2カ年度に先ほどの5号踏切下流から県営御笠川のほうに放流するバイパス管、工事長316m、工事費1億3,800万円の築造整備を行い、西鉄太宰府線二日市5号踏切直下の横断管整備を平成23年度、お尋ねのように実施設計の予定で進めておりましたけれども、西日本鉄道株式会社との協議の結果、実施設計を平成25年度に行い、平成26年度から工事予定で現在進めておるところでございます。

さらには、五条西地域への雨水流入抑制のために上流部にあります五条雨水幹線についても、平成19年度から平成21年度3カ年度におきまして、工事長180.5m、工事費1億2,300万円の整備を行ってきております。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 次に、2項目めの森林環境税を活用した事業の実績等についてご回答いたします。

福岡県の森林面積は約22万2,000haございまして、そのうちの3分の2が人工林で占めております。健全な森林に育てるためには、人の手で定期的な手入れを行う必要がございます。林業の低迷から長期間手入れがなされていない荒廃した森林が今日増えておるのが現状でございます。このまま放置すると、森林の公益的機能が低下し、洪水や濁水、土砂災害が発生する可能性が高まるなど、私たちの安全・安心な生活に大きな影響を及ぼすおそれがございます。

このため、福岡県が平成18年12月に福岡県森林環境税条例を制定いたしました。平成20年度から森林環境税による荒廃した森林の再生と県民参加の森林づくりの事業に取り組んでおります。

森林環境税による福岡県荒廃森林再生事業は、民有人工林の間伐、枝落としなどが対象とな

っており、太宰府市におきましても平成20年度から行っております。太宰府市内には、ヒノキ、杉などの民有人工林が約367haございます。調査をした上で間伐する山林を特定いたしまして、平成23年度までの事業の実績といたしましては大佐野ダム上流の緑地保護地区の民有林、約26.7haの間伐整備を行っております。

平成24年度は、大佐野地区、内山地区の約12haの間伐整備と北谷地区の約40haの調査を予定しております。

危険箇所の調査等につきましては、毎年梅雨前に関係課から提出された危険箇所調査表に基づきまして、自衛隊、消防本部、消防団、市と合同で現地確認を行っております。現地確認後におきましては、参加者全員で梅雨どきの大雨の際などに必要と判断される対応を協議しております。平成24年度は、市内14カ所を点検いたしまして、大雨時には現地迂回を行うようにいたしております。

次に、3項目めの消火栓、防火水槽の設置状況についてご回答いたします。

市内には、防火水槽264基、消火栓690基がございます。市街地におきましては、上水道布設によりまして消火栓が設置されております。山間部につきましては防火水槽設置の必要性を感じているところもございますので、本年度、北谷区宝満宮地内と村中道線路線内に防火水槽を設置するよう計画いたしております。9月議会の補正予算案に上程をさせていただいております。

次に、4項目めの防災無線についてご回答いたします。

防災無線、太宰府市ではコミュニティ無線と呼んでおりますけれども、44自治会の公民館、共同利用施設のほかに市内各所、現在74カ所の子局を設置いたしております。毎年計画的に整備は進めております。増設につきまして計画整備を進めております。本年度は、水城ヶ丘、吉松、連歌屋の地区との協議が調いまして、設置の準備に入っております。

今後におきましても、緊急性の高いところから順に計画的に整備を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 1項目めの再質問からさせていただきます。

五条西地域につきましては、平成22年度の定例会の議事録をちょっと見ましたけれども、平成23年までに実施計画を行うと。今先ほど、その計画も遅れるんですか。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） 先ほどご答弁申し上げましたように、西日本鉄道株式会社との踏切改良の関係がございますので、協議の結果、平成25年度に実施設計を行うということになっております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ということは、そのときに言われました平成23年までに実施計画を行うということが今西日本鉄道の協議に踏切で延期、2年後になったということになりますと、それから工事を奥園、秋山地域の工事を着手するというところで理解をしいいんですか。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） 先ほどもご答弁をいたしましたように、この芝原雨水幹線の五条西地域の改良につきましては、平成17年度、平成18年度に先ほどの5号踏切の上流、下流の改修は行っておまして、踏切の直下の管の改修が必要でありました。その部分については、先ほど言いましたように西日本鉄道株式会社のその工事に当たっての実設計というよりも設計協議ですね。その部分だけが残っておりますので、その協議をしたいということ、それで協議しましたところ、いろいろな経過の中で平成25年度に設計協議をしたいということになりましたので、そのように進めているということでございます。この芝原雨水幹線の五条西地域については、先ほどから申していますように改良を重ねてきて、この部分が今残っているということで、平成15年の災害の後に雨水幹線施設整備方針を見直したということでご答弁申し上げました。いわゆる施設の改修水準を引き上げて見直した結果、踏切直下もやる必要があるということになっております。整備をそれから始まるということではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ではですね、その平成22年度の定例会のときに五条雨水幹線整備は平成21年で一通り終わりましたとはっきり言われていますけれども、どういうふうな意味をされているんですか、ちょっとわかりません。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） 平成22年の9月定例議会において原田議員の浸水対策についてのご質問で浸水対策はどうなっているのかということで、当時の宮原上下水道部長が浸水被害の今後の対策について、下水道事業で実施しております雨水幹線等の整備に関してご回答申し上げますということでご答弁差し上げた部分だろうと思っております。それで、その間整備をずっとしておまして、先ほどから申していますように平成15年の災害で降水強度の確率年を5年でしているところについて総合計画にも掲げておりますけれども、浸水被害があったところを重点的に改修をやるということ、この五条西地域についても先ほど申しましたように芝原雨水幹線の始点になりますので、そこに入ってくる雨量をですね、できるだけ御笠川のほうに流して改修をしようという工事をですね、やってきたということです。5年確率でいけばですね、改

修をする必要はないんですけども、踏切の下もですね。施設整備の水準を上げたので、より改善をしようということになりますので、管渠の断面が広げなくちゃいけないということです。その分が残っている部分を西鉄さんとの協議の中で平成23年度ということで協議をしておりますけども、平成25年度に設計協議を受けさせてくださいということになりましたので、その部分だけが終わっているということになります。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 設定協議が終わりましたらどれぐらいに解消するまでに年数的にはどれぐらいかかる予定でございますか。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） 工事期間ですか。

（8番原田久美子議員「はい」と呼ぶ）

○上下水道部長（三笠哲生） 平成26年度から着工予定にいたしております。実施設計では設計の中でどのような協議になるかがまだ結論が出ていませんけれども、基本的には財政計画の中では1年度で財源確保し、その関係の水路についても改修する必要がありますのでですね、つなぐために広がりますからつなぐ必要がありますので、平成26年、平成27年、2年度については予定をいたしております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ちょっと具体的に質問をさせていただきます。前回私もこの五条ですね、富田耳鼻科のあの安武ビルとの間の道路の冠水について、ちょっと例えばですね、そこをちょっと聞きたいんですけども、この冠水している道路というのはですね、まだほかにも冠水しているところがそのときは34カ所とありましたけれども、先ほど答弁では14カ所の冠水はなくなったという説明だったですよ。十何カ所、14カ所は。濟いませぬ、もう一度14カ所のあれを教えてください。さっき14カ所冠水の被害できたと言われましたが。ちょっと濟いませぬ。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） 今の原田議員のご質問がよくわかりませんが、私14カ所冠水したというような発言は今してなかったと思いますけども。

（8番原田久美子議員「濟いませぬ、質問をちょっとやり直します」と呼ぶ）

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 34カ所の冠水状況を教えてください、整備状況。34カ所のそのときの34カ所の冠水、道路冠水についての現状を教えてください。2年後、今どうなっているのか、冠水はまだあっているのか、道路を工事されたのか、教えてください。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 平成22年ですか、その当時の降雨によって冠水したというのが、そのときのその時点での降雨の時点で何カ所あったという報告、災害といいますか、あったという報告であります。これはそのときそのときの雨の降り方とか、それから周りの地形の変化とかいろいろなことがございます。イコールいつもかつもそこが32カ所が、もう常にその32カ所は32カ所が年々行くというわけでもございませんので、その当時は32カ所ありました。今現在でもないとは言いません、あります。ただ、その順次改修といいますか、いろんな原因がありますので、そのところ、その場所その場所の状況によって改修は進めております。先ほど五条雨水幹線とか、芝原雨水幹線とかという話ありますけど、そういうもろもろの幹線につなぐ、もろもろの近隣の排水についてはその都度大小はありますけどやっておるんですが、雨の降り方、それから言いましたように見直したということで係数が変わったりすると、それまでよくても計算上ですね。計算上はそれまでよくてもちょっと断面が不足するというふうな場合もございません。計算上は、このぐらいの雨ではもつと排水でキープということになっても、実際は何らかの原因でそこが冠水するというのもございます。それは、いろんな複雑な要因がございますので、年々ですけど、毎年毎年できることをやって冠水を解消していくというふうな形に今現在進めておるところでございます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） それではですね、毎回大雨等で冠水する道路がその部分でございまして、その道路は危険道路と判断してよろしいんですかね。冠水する道路をどのように考えですか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 冠水もですね、極端な話、足首ぐらいまでのやつから、車は通行できるけど行けないとか、それから短時間ざっと上がってさっと引くと、もう本当短時間、10分もないぐらいのところもございます。一概に危険とかというわけじゃないですけど、降雨の状況を見てですね、そのときの降雨の状況を見て職員が現場に出まして、通行どめ等の措置はその都度行っております。ただ、どうしてもですね、もうこの近年の本当市役所は降っていなくて高雄は降っているとかですね、ポイント的なもんもあります。それから、量ももう本当極端にどっと降るというようなこともありますので、なかなかそのゲリラ豪雨というんですか、なかなかその把握といいますか、できないというのがある。ただ、あの辺といいますか、場所はここは冠水する、ある程度降ったら冠水するというのは既に承知しておりますので、そのときの注意報とか、警報とか、降雨の状況によってパトロールといいますか、出ておりますので、一概にどこが危険だとかというんじゃないくて、危険は危険であつたらすぐ通行どめの措置はするという形はとっております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。



○8番（原田久美子議員） 今の部長のお答えはよくわかるんですけども、その部分がこの前も7月の豪雨のときにも冠水いたしました。もう大雨のときにいつも冠水する道路については、この平成22年度の定例会では、一応調査をさせていただきますというお答えをいただいております。その調査は、それも後でちょっと言いますけれども、その件はちょっと後で言いますけれども、結局冠水する原因はですね、あの周辺の地盤よりも道路が下がっているから道路に水がたまって冠水するのであるのです、私が考えることは結局道路を高くすれば冠水がなくなるんじゃないかと。その現場を見ていただくと、西鉄ストアのほうからの道ですね。安武ビルと富田耳鼻科の間の道から住宅があるところに1つ側溝があります。その側溝の水も増えて、その富田耳鼻科の横の用水路も氾濫して冠水になるので、そこを高くするだけでいいと思いますけれども、道路を上げることはできないんですか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 場所によってはですね、そういうこともある。ただ、現状の地形というのはですね、非常に重要で、水路といいますか、長年その地形で流れとる水の方を変えたりとか、いろんなことをするというのは、例えばですけど道路を上げると民家のほうに流れていくとかですね、それは単純には言えませんが、いろんな状況があると思いますけど、その辺部分的な浸水といいますか、冠水であればこうやればできるというふうなのがあります。ただ、緩衝していないところは現にあるんですけど、その原因はその道路の高さとかというんじゃないで、やっぱりその断面といいますか、流れる水のその断面が足らん、不足しているところと、この上下水の計画で雨水計画といって市内全域を計画しております。今ある水路の断面積で川まで行く、この辺は足らないからというて、その区間区間でやっぱりその改修をしているわけなんです。ただ、言いますように、その雨についても複雑な計算があって、そのときはよくてもこうやって係数を変えるとまた足らんようになるというふうな形がありますんで、そのときそのときにどうせするんやったら大きな管を入れとけばというようなこともあるんですけど、やっぱり補助とかいろんな関係がありまして制限をかけられております。雨水というのは定量的に何ぼって、もう最大でも何ぼしか出ないというふうなことがわかればそりゃいいんですけど、いかんせんもうここ何十年ととってもだんだん降る量が変わってきておりますし、自然現象といえればそれまでなんですけど、やっぱりその改修するにも限度がございます。そのときに考えられる10年に一回の雨だったら大丈夫だろうと、もうそれ以上のやつが降ったら、もう言葉はちょっと悪いですけどもう冠水するのは当たり前という中で、そのぐらいでいかんと、ただもうイタチのですね、繰り返しその断面を大きくしていてもだんだんだんだん大きくしていけばもう人が通るところなくなってしまうと、極端に言えばそんなこともありますんで、雨についてはいろんな要因があって、やっぱり冠水するというのは現実です。いろんな条件でですね。ただ、それをいかに解消していくか、一定量ですね。一定量の雨の以下ではしないようにというのを努力していくというふうな形になろうかと思っております。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） 今、お尋ねのところの道路については、今建設部長がお答えしたとおりです。

お尋ねの場所につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように五条雨水幹線ということになっております。これは今お尋ねのようにいろいろ冠水したりですね、浸水したりするというところでいろんな課題が、もう長年の経過です。それで、記録を見ますとですね、平成6年ごろからこの間取り組んでおまして、まず五条台の雨水調整池ですね。今、五条台の夏祭りとか使っていただいていますまほろば号の回転広場にしているところですが、あそこに調整池を整備をしまして、それから銚ノ浦調整池、一番この五条雨水幹線の最上流部ですが、その調整池の整備もいたしております。そのことによりまして、上流側の東側か五条台地区の雨水が一举に下流に流出しないようにするとともにですね、この付近の雨水が河川にスムーズに流れるようにバイパス管の布設工事が必要ということで、当時の寿屋で今の西鉄ストアさんですかね、その下流部分をですね、今既存施設で3面の水路が大きな水路が見えていますよね。あれと同じ規模くらいのやつがですね、あの側道の道路の中に地下に埋設しています。その工事です、先ほど当初に答弁しました平成19年度から平成21年度に180.5m、工事費1億2,300万円整備を行ってきたという事業をしております。ただ、平成22年、平成23年、今年幸いにも、かなり水位は上がりましたが、今年ですね。冠水する状況までなかったという現状もございますので、先ほど降雨があった場合は職員もその都度現地に赴いて冠水状況も確認しながら、溢水した場合については通行どめをしたりとかですね、今年もやっておりますけれどもそういうふうにしております。

そういう整備をした結果ですね、雨の降り方がゲリラ豪雨というような表現がされるようなですね、集中豪雨が局所的にあります。太宰府全体に降るとかじゃなくて筑紫郡内に降るとかじゃなくて、もう太宰府の高雄は降っているけども、こっちの市役所のほうは降ってないような状況がございます。そういうことをですね、勘案しながらこの雨水整備についてはですね、地形とかですね、そういう環境とか、そういうものも総合的に判断しながら整備を進めているところでございます。どうぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 今のお答えはですね、そのときにもお答えされ、平成15年のときにも基本設計を行っているということは議事録のほうを見させていただきました。それでも、現在に至って冠水している道路については、やはり調査をしていただいて、もう工事を待っていても住民の方、そこを走る車、冠水した車が、その今先ほど部長が言われましたようにゲリラ豪雨になると、急に雨が水かさが増えるわけですよ。そうすると、どういうふうになるかというのは車に乗ってあるからわかると思いますけど、エンジンに結局水がつかると、もう車は動かなくなるわけです。そのときに窓を閉めていたら、今度出ていかにやいかんわけです。もう今は自動ですからもう窓もあかなくなります。そういったことも考えるとですね、今現在そういうふうな整備も行っている、基本整備も行っていると言われてはいますが、実際に冠水して

いる道路についてはやはり調査をして、できる範囲で行政ができる範囲、あそこの土地をちょっと上げたりできるのであれば、そういうふうな調査もしていただきたいということをお願いしているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） そのような基本調査はですね、平成13年、平成14年、平成15年にかけて基本調査を行って、先ほど言いました雨水施設整備の水準を上げるということ、これは浸水被害地を中心的に対策をやるということで行っております。先ほど建設部長もお答えしましたように、この整備計画をやる時にですね、降雨強度をどうするのか、確率面をどうするのかというのが重要なまず計算の基点になります。それで雨水施設整備計画に当たりましてはですね、計画雨水の流出量を算定しまして、雨水の流速が許容範囲内にかつ施工可能な土かぶり大きくしようとしても管が埋まらなければ施工できません。そういうことも勘案しながらですね、確率面の設定についてはですね、その降水に対する浸水被害の軽減度合いとですね、この雨水排除施設に係る事業費との経済効果面から判断しまして、5年確率の大雨に対する安全の確保を今回図ってきております。先ほどから答弁していますように施設整備の水準を上げるために10年確率で見直してやっているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） その道路のですね、雨水管の大きさは何cmですか。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） ちょうど鹿子生のところの道路に上がるところの断面で、今言われているのはその五条雨水幹線の富田耳鼻科とかあるところのあのところですね。

（8番原田久美子議員「はい、そうです」と呼ぶ）

○上下水道部長（三笠哲生） 1,600mmから1,000mmとかですね、1,200mmから1,000mmの雨水になります。ただ、これ前回か前々回のときも同じ質問がこの間も議員からあったときに建設部長が答えていましたように、雨水の水路内、農業用水路の側溝とかいろいろ入っていますので、雨水幹線の整備としましてはですね、ここは許容断面を持っておるということになっております。

以上です。だから、新たに整備をする断面ではないということです。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 結局、そのもう市としてはそういうふうな事業計画とか、そういうふうなことができないと、その工事については冠水についてはちょっともうできないということで私はもう判断させていただきます。結局ですね、住宅や道路に水が流れないようにするためにはどうしたらいいかということをおは今市のほうにお願いしているわけですけれども、土のうをですね、もう水が流れてこないようにあの辺に土のう対策をすとか、ガードレールをコンクリートの壁に用水路からこっちに入らないようにすとか、そういうふうなことは考えられますか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 単純にあの場所だけをとっているような策をとるような形ですけど、やっぱり先ほどから申しますように雨というやつは自然現象で降ってまいります。降ったやつがその地区の側溝なりを通り、小さな水路に入り、中くらいの水路に入って、幹線に入って川まで行くというような形になります。冠水ということは、その地区、その付近のブロックですか、その付近が排水できていない。その原因は何かというと、そのただ単にそのブロックだけが原因じゃなくて、その下流である一定流れると限界があって、そこで耐水というかね、水が少しすると。その水位差がずっと上流に上ってだんだん水位が上がって冠水するというふうな形になります。だから、その場面については別にその断面も、それから流量についてもオーケーでも、その下流ができていないといいますか、少ないと、流管能力がないというふうな形になりますので、その解消のために先ほど言いましたように幹線でバイパスつくったりはしてるんですけど、係数変えたおかげで断面が不足すると。一部分、再整備といいますか、拡大、断面を拡大する。それが済むと、結局スムーズに排水できますので、上の排水冠水も解消すると。だから、水の流れですからだんだん上から下に流れていきますので、やっぱり上だけ改修しても下が改修できなかつたら結局何をやっても上に上がってくると、水位が上がってくるといふようなことになりますので、まどろっこしいかもわかりませんが、下流から順次やっていくというふうなことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 結局、もしも事故等があった場合に、今後ですね、事故等があった場合にその工事が土のうの設置とか、そういうふうなこともそこだけにはできないということを言われているようですけども、やはりもういつも冠水している道路については土のうを設置するとか、そういうふうなことはやはりしてほしいと思っております。そうでないと、やはり安全で安心した道路ではないと思えます。そういうふうな道路があるということで理解をさせていただいて、1項目めは終わります。

2項目でございますけれども、これは森林環境税につきましては県の事業でありますので、森林整備、造成、荒廃森林の公的取得など、荒廃した森林の再生をお願いしたいと思います。また、県民参加の活動広報の事業としてみずから企画立案をされて森林づくり活動を太宰府市でも大いに募集していただいて、今後とも活動の一部を助成されますようにぜひお願いしたいと思います。

この次にですね、森林整備としてですね、市内の森林調査、点検とかというのはされていまずでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 森林環境税は先ほど申しましたように個人所有の荒廃した森林に対して助成、間伐とか整備をしていきます。それ以外の市が持っている山林につきまして

は、例えば史跡地であったりがございますけれども、点検をしながら崩れたところについては補修をしながら見回り点検は行っております。

それと別にですね、治山ということで治山ダムとかというのも県の補助をもらいながら入れたりしております。

それと、もう一つ、砂防ダムというのもありますけれども、これはそもそも土石流を防ぐためのダム、大きなダムですけれども、そういうふうな補助金を活用しながら土砂崩れを防止するための対策等も行っておるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ちょっと1カ所、私のほうで心配なところがございまして、事前に通告しておりました分なんですけど、アルカディア西の付近の森林についてでございますが、ここは竹林が覆い茂ってですね、荒れ放題な場所でございます。そして、その下にも民家があつてですね、その崩れ落ちるのではないかと私は懸念しております。その場所につきまして急傾斜地に値するのかどうかちょっと教えてください。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） おおむねの場所はお聞きしておりました。調べますとですね、菅谷団地からアルカディアのところの斜面ですね、そこに竹林があるということです。結論から申しますと、ここは森林区域ではありませんし、急傾斜地でもありませんし、まして竹林でございますので人工林ではございません。だから、それとまた個人有地でございますので、市がどうのこうのというのはできませんから個人の管理でそこら辺の防止はしていただきたいというふうには考えております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 私の調べではそこは市の森林と伺っているんですけど、違うということですね。その上に空き家が2軒ございました。その空き家の2軒のところから真っすぐ行ったところはもう市の道路でとまっていたんです。そこも市の土地ではないということですね。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 細かいところまで行きますと場所が地図を見ながらでないとうわかりませんが、少なくともこの辺だろうということで調べた限りではですね、道路ののり面でもないようですし、どうも個人の所有地ではないかというふうに思われます、議員さんが言っているところと多少ずれがあるのかもしれませんが。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） そのところはですね、ちょっと私も土砂、竹林が覆い茂ってですね、市の道路が途中でとまって、竹林が物すごく覆い茂っているのがアルカディアの西側のほうの山だったので、ちょっと心配だったので、また今後ですね、また調べていただいて、間伐しなければいけないのであれば間伐しとったほうがいいのかないかなと思いたので、ち

よつとお願いします。

そして、広報紙「だざいふ」のですね、2012年度の9月1日号の防災だよりでその1として防災官が書かれておられたとおりですね、災害は防災は見えないということを見ようとする力ということで、これに対してはやはり具体的な防災対策しかないと思います。災害をですね、未然に防ぐということは、やはりそういった森林の整備であったりとか、危険箇所、住民のほうからここは危ないんじゃないかとか、いつもここ土砂崩れしているよとか、そういったところにつきましてはですね、行かれているということはわかっています。もうすぐ電話があったら行政もすぐに現場を調査されているということはわかっていますけれども、一応こういうふうな住民の声も伺っておりますので、もう一度調べていただいて、森林のですね、点検がやっぱり一番重要じゃないかと思います。あつてからでは遅いと思いますので、今後とも引き続き管理、整備についてはお願いしたいと思います。

3項目めの防災水槽の件につきましてですけれども、設置基準というのはどういうふうになっているのか、ちょっと教えていただけませんかでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 設置基準といいますのは、防火水槽の設置基準でよろしいでしょうか。

（8番原田久美子議員「はい、そうです」と呼ぶ）

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 済いませんでした。市街地にあつてはおおむね140mエリアに1カ所というふうな、大まかな基準がございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） そしたら、その防火水槽の給水能力というのはどれぐらいあるんですかね。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 申しわけございません。1分間に4tの能力です。済いません。1分間に1tの能力が基準になっております。

（8番原田久美子議員「もう一度お願いします」と呼ぶ）

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 1分1t。

（8番原田久美子議員「1t」と呼ぶ）

○地域づくり担当部長（今泉憲治） はい。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 私、またいつも気になっている場所がございます、内山地区、世帯は少ないんですけれども、土地の広さが物すごく広いと思います。今、部長がおっしゃいましたように防火水槽の基準としましては140mと。やはりあそこは内山の公民館のところ1カ所しかございません。あそこでも何回か大火事があっております。私がこの質問を前したときにも、隣の川で防火水槽の役割をしますと言われましたけれども、川の水がいつも流れている

わけではございませんので、できればそういうふうな山手の地域につきましては防火水槽の設置をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 市街地におきましては、おおむね水道管が布設しておりますので、おおむね大丈夫だというふうに考えております。おっしゃいましたように山間部ですね。水道が布設されていない山間部についてはやや弱い面があるというのは承知しております。北谷については今回補正予算で計上させていただいております。

今、おっしゃいました内山地区についてはですね、常時水が流れておりまして、何かありましたら自然水流ということで土のうをついてその水からするというふうな基本的な考えは持っております。それ以外のところについても、ため池、それから自然水流を活用するというふうなところで基本的には考えておるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） それとですね、もう4項目めも行きたいんですけども、もう防災無線なんですけれども、先ほど部長が言われましたように自治協議会に44カ所、それとほか全部で74カ所ありますということなんですけれども、例えばですね、通古賀地区みたいに世帯数が物すごく一番太宰府市でも平成23年度の世帯主の人数が2,798世帯あります。世帯数と広さは関係ないかもしれませんが、やはり2,798世帯の人がこの防災無線が聞こえるかどうかということなんですけれども、この通古賀地区におきましては、宰府という一丁目、二丁目の分がこの通古賀に入っているのかどうか、もう一度確認したいんですけど。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 宰府でございますよね。

（8番原田久美子議員「はい」と呼ぶ）

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 新たにできたエリアでございますけれども、かなり広いところがございます。それで今回、今協議しております吉松というのがですね、宰府一番向こう側の川の縁でございます。だから、宰府の西側というんですかね。大野城市側の弱いところについてはそれでカバーしたいというふうに考えております。

それと、それ以外につきましては、その周りの通古賀とかに立っておりますコミュニティ無線である程度カバーできるのではないかとというふうに考えております。ただ、コミュニティ無線も全域カバーする、図面に落としてもやっぱり少し空白地帯がございます。それを全部整備するとなるとかなりの量になります。私どもが今考えておりますコミュニティ無線の増設計画は川のそばであるとか、山間部ですね。もし何かあったときに危ないというふうなところを優先的につけていきたいと。それが、一定終わりましたらそのすき間のところを優先的にしていきたいというふうな考えは持っております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ぜひ今部長がおっしゃいましたように山間部が聞こえない地域があり

ましたらつけて、防災無線というのをお願いしたいと思います。防災無線も局地的に大雨と台風、窓を閉めているので聞こえにくいとか聞こえないとかという声がありますけれども、私は忘れていけないこととして東日本大震災から1年半が過ぎたところでございますけれども、防災無線で東日本大震災で宮城県南三陸町防災対策庁舎で遠藤未希さんが防災無線で最後まで呼び続けてくれたおかげでたくさんの命が助かりました。現在、この庁舎をどうするか、残すべきか、残さないべきかということで議論はあっているところでございますけれども、私が聞いたところによりますと、小学校3年生の女の子が言っていた言葉なんですけれども、遠藤未希さんはすばらしい人だと思うと。私も大きくなって人を助けられる人になります、そういった子どもさんの声が防災無線によって子どもに受け付けられたということは私は本当に防災無線のありがたさがわかりました。そういうふうな防災無線があったおかげでこんなになったんだよ、遠藤未希さんがこんな勇気があったんだよということを後世につなげていくのが、今私たちが何も今被害がないけれども、被害があったときのこの恐ろしさはもう教訓でわかりますので、この防災無線のありがたさを私は必要性とっております。

最後になりますけれども、市長にお伺いいたします。市長が市民の生活の安全のために防災無線を平成19年から運用を開始され、毎年の施政方針での説明がっております。今後の災害対策の方針について決意をこの防災無線について、平成24年度の施政方針には書いてございませんでしたけれども、もう一度市長からこの防災無線に対して方針をちょっとお聞かせ願えたらと思っております。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私はまちづくりの基本の一つの中に、災害に強いまちづくりをしようと、3・11以降、そういうふうな決意をし、全体の施策の中に生かしておるところでございます。その一つの中に、やはり不幸にして災害が起きた場合については、いかに市民の皆様方に早く情報を知らせるかということ、自助、共助、公助の組み合わせによって市民の安全・安心のまちづくりのために行っていきたい、その一つとして今防災無線、コミュニティ無線を配置しておるところです。これは、平成15年7月19日の苦い経験則から、県下では早かったと思いません。全て県のほうの補助をもらいながら整備したというふうなことでございます。このことについて一遍ではネットワーク化できませんので、市民の皆さん方の聞こえにくいところ等の声を聞きながら順次整備をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 今後とも防災対策につきましても、もう日ごろから行政のほうで頑張っている、もう本当に対策等頑張っているということはもう私も重々わかっておりますので、今後ともよろしくお願ひしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員の一般質問は終わりました。



ここで午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

6番長谷川公成議員。

〔6番 長谷川公成議員 登壇〕

○6番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問いたします。

1件目は、健やかでやすらぎのある福祉のまちづくりについてです。

本市の高齢化率も年々上昇し、高齢化率20%を超える地域もかなり増えてきました。現在、我が国の女性の平均寿命は世界一ではありますが、全体を見てみると寝たきりの高齢者の方々の年齢も加わっていますので、決して健康寿命は高くないと思われれます。この健康寿命とは、介護を受けたり、病気で寝たきりにならず、自立して健康に生活できる期間のことで、2012年6月1日に厚生労働省から発表された数字は、2010年で男性70.42歳、女性73.62歳でした。これに対し、同年、平均寿命は男性79.55歳、女性86.3歳、つまり男性は9年余り、女性は約13年間、健康でなくても生かされていることがわかりました。

厚生労働省では、2022年度の平均寿命を男性81.15歳、女性87.87歳と推計し、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を目標に掲げています。

平均寿命の延び以上に健康寿命が延びるということは健康に生活できる期間が延びるということで、それによって医療費や介護費の軽減が期待でき、ひいては地域の活性化や安全・安心のまちづくりにも貢献できるのではないのでしょうか。

ここで、2項目質問させていただきます。

1項目めは、現在、本市における健康、体力づくりに対応するための取り組みと今後の取り組みについて伺います。

2項目めに、中高齢者にスポーツを推進していくため、健康推進員やスポーツ推進委員等による合同研修の実施や情報交換の場が必要と考えますが、所見を伺います。

2件目は、本年6月議会の一般質問の答弁についてです。

私はその中で学童保育について質問をさせていただきました。そのときの教育部長の答弁と8月7日の議員協議会で受けた説明とは全く異なる内容となっています。議員協議会での説明では2年ほど前から学童保育の運営方法の改善協議がなされ、導入時期については平成25年4月以降の実施を目標にしているという内容の説明を受けました。私は驚きました。6月議会の一般質問の際、私は今後教育部のほうで新しい方針を検討されるなどの予定はありますかという質問をしましたが、これに対し教育部長は条例に基づいて業務は執行している状況でござ

いますと答弁されました。まるで答弁になっていません。なぜ非公開の議員協議会では詳細に説明をされ、なぜ一般質問という公の場で答弁をされなかったのか、納得のいく答弁を求めます。

答弁の内容によっては、議会軽視、説明義務の不履行、市長の任命責任等、数々の問題が出てくることになろうかと思っておりますので、誠意ある対応をよろしくお願いいたします。

以上、2件についてお伺いいたします。

なお、再質問は議員発言席で行います。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 1件目の健やかでやすらぎのある福祉のまちづくりについてご回答いたします。

1項目めの高齢者社会における健康、体力づくりに対応するための現在の取り組みと今後の取り組みについてですが、本市では高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を送り続けるためにさまざまな介護予防事業を展開しているところです。

まず、全ての高齢者を対象に一人一人が介護予防に関する知識を持ち、現在の機能の維持、向上を目指す1次予防事業がございます。

この1次予防事業には、健康や栄養などに関する相談会である、すこやか応援相談室、閉じこもりや転倒予防などを目的とした運動教室であるすこやか筋力アップ教室、自分の身体状況などを知り、筋力向上に向けての取り組みを意識するきっかけづくりとする転ばんための体力測定、自治会と共同で実施する運動教室のいきいき元気教室などがございます。

また、要介護や要支援状態になるおそれの高い高齢者を把握して、通所や訪問により運動機能向上、栄養改善、閉じこもり予防などの予防事業を実施する2次予防事業を実施しています。

現在、この2次予防事業で、まず対象者を把握するために元気づくり高齢者把握事業として、日常生活で必要となる機能の確認をするアンケートを要介護や要支援の認定などを受けていない高齢者に対して送付しているところでございます。

今後の取り組みといたしましては、1次予防事業の各種の教室を引き続き実施していくとともに、2次予防事業で把握いたしました対象者に対しまして、運動を中心とした小規模の介護予防教室を展開し、その介護予防教室に参加されない、閉じこもり、認知症、鬱などのおそれがある高齢者などには、直接保健師等が訪問し、必要な相談や支援を実施する訪問型介護予防事業を実施する予定でございます。健康寿命を延ばすために、今後さらに介護予防事業の充実に向けて取り組んでまいります。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 健やかでやすらぎのある福祉のまちづくりにつきましてご回答を申し上げます。

生き生きとしたスポーツライフの創造を理念として、平成22年3月に策定した太宰府市スポ

一ツ振興基本計画の中に、中高齢者の運動、スポーツの振興について明記しているところがあります。

生涯学習課では、55歳以上の市民を対象とするシニアスポーツ教室を春、秋の年2回、健康体操やニュースポーツなどを中心とする教室を各5回開催しています。また、自治協議会体育部長を対象とする体育部長研修では、中高年者が親しみやすいウォーキングの指導法の研修を実施しているところでもあります。

さらに、スポーツ推進委員の指導によるニュースポーツ体験や健康測定等を計画的に実施、保健センターでは健康推進員による健康づくりウォーキングマップの作成や歩こう会、歩き方教室等を継続して実施しているところでもあります。

体育協会や太宰府よか倶楽部等、市内のスポーツ関係団体の協力を得ながら、中高年のスポーツ振興を図り、健康、体力づくりに結びつける事業を展開しているところでもあります。

ご指摘のように、中高年のスポーツ振興や健康づくりのための事業や研修を、より効果的に実践するためにも、高齢者支援課等を含めた各スポーツ団体や健康関係の委員とのネットワークの構築に向けて検討してまいりたいと考えているところでもあります。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

人の体というのはですね、20歳代の最大筋力から考えますと50歳を境に落ちてくるそうです。特に脚力、いわゆる足腰ですね。この加齢による脚力の低下は20歳代前半を100とすると65歳になると2分の1、80歳代では3分の1まで低下するそうです。ここでベッドレスト実験を行った際の結果が出ておりますので、お聞きいただきたいのですが、このベッドレスト実験というのは3週間寝たきり状態で絶対立ってはいけないという実験ですね。このときは20歳の大学生が実験者だったそうです。3週間ですから、21日間ですね。その結果、上腕、腕のあたりはほとんど筋肉が落ちなかったそうですが、じゃあどこが落ちたか。下半身のふとももとふくらはぎの筋肉量が15%落ち、筋力は30%も落ちるという結果が出たそうです。20歳の若い子がこの結果ですから、高齢者と言わず、50代から60代の方々が足を痛め、1カ月入院をされたとしたら、筋力が弱い方はそのまま寝たきりの可能性も出てくるわけです。私は今現在41歳ですから、最大筋力の加齢変化率を見ると20代のときと比べ10%も落ちてないという結果ですが、これから先は私自身も筋力を鍛えていかないと落ちていく一方になっていきます。

ここで伺いたいします。過去においてでもいいですが、中高齢者を対象に数カ月単位でのイベント教室の開催を行い、記録を集計し、結果を検証し、今後の事業展開に役立てるための検討等を行われたことがありますか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 高齢者支援課では、転ばんための体力測定と名を打った体力測定と、運動指導教室を年に2コース実施しております。これは、まず1日目に体力測定で筋力、

敏捷性、バランス能力などと体成分測定を行いまして、2日目に体力測定の結果説明と、運動の話や実践を1時間半ほど行っております。なお、1コースには30名程度の参加が毎回あっておりますが、その半数は前年度に参加された人でございます。この方々のデータを蓄積し、本人の保健指導に活用したり、今後の健康予防教室事業に活用をしております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） なるほど、よくわかりました。ただ、2日じゃなく、例えばその1カ月、2カ月、定期的に4回コースとか、8回コースとかですね。今後、何かそういったコースをされて、その中でいろいろ体力測定、筋力運動などですね、そういうのをやっていくといろいろ今後に私はつながっていくのではないのかなと思って、そのようなイベント教室もぜひ開催されたらどうかなと思います。

先月のですね、8月21日、22日で筑紫野太宰府消防組合議会です、東北のほうのあの被災地のほうに視察で行きました。悲惨な状況をたくさん見てきたわけですが、その中の一つに日和山展望台というところに登ったときにですね、市長も一緒にご同行されてあったんですが、市長がやはり今後は高台が必要になってくると言われておりました。私もそう考えます。しかしですね、やはり筋力とかが弱いと、避難する際にですね、その場所にたどり着けないで被災してしまうという可能性も十分考えられます。こういった面からですね、今後は中高齢者の運動スポーツ活動のですね、促進を行っていく必要があると考えます。昔は、無理、危ないなどの理由から高齢者の運動は行政や医者からとめられていたそうですが、最近ではデータをたくさんとり効果が出たため、現在欧米諸国ではですね、高齢者の筋トレ——筋力トレーニングです——がブームになっているそうです。一例として挙げますが、アメリカで100歳の方に筋トレをやらせて記録をとった結果、筋力がアップしたそうです。ですから、人の体というのはですね、何歳になっても衰えることなく、やればやるほど維持ではなく向上させることができ、機能を回復できるということです。ですから、今後は高齢化率も高くなることから、このような施策が非常に大事なると考えますが、先ほどもイベント教室言いましたけど、検討されるお考えはありますか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 長谷川議員おっしゃいますように私どもも高齢者の運動機能の維持は大変重要なものと認識しております。したがって、先ほど申しましたようにすこやか筋力アップ教室と名を打った転倒防止などを目的とした運動教室を平成19年度から実施しております。初めは月に2回でしたが、平成23年度からは月に3回増やし、平成24年度、今年度は月に4回増やして実施しております。今後、高齢者の健康維持のためにさらに充実していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 平成25年度の6回、7回、8回と増えていけば本当によくなると思うんですが、6月にですね、私が行った研修では体力づくり運動指導者研修会というのに行ってきたんですが、総合型地域スポーツクラブ、本市にはよか倶楽部というのがありますが、そのクラブとですね、連携をとり、中高齢者のトレーニングの実施効果を全国5カ所のクラブで検証したところ、平均値ですが全てにおいて効果が出ています。よか倶楽部は総合型地域スポーツクラブということで教育部の所管かと思いますが、ぜひともですね、健康福祉部とも連携をとっていただきたいと思います。市民の健康、医療費や介護費の軽減、さらに健康寿命増加に向けての施策を検討していく必要があると考えますが、こういった連携をとれるような施策を検討されるお考えありますか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 議員さん申されますように健康寿命増加は重要でございます。教育部ともさまざまな場面において連携を行い、健康寿命増加に向けて、ひいては医療費や介護費の軽減のためにさらなる施策の充実を図ってまいりたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

先ほどから筋トレというふうに言っているんですが、誤解のないように言っておきますが、高齢者の筋トレというのは何も重たい鉄アレイ等を持ってですね、行うものではなく、もうこの椅子があれば簡単にできる筋トレのことですので、ご理解ください。

2項目めに入りますが、先ほども申し上げましたとおり、全体的にやはり連携協力がですね、なされていないと感じます。健康フェスタ等ともに活動を行うわけですが、お互いの情報共有がありません。健康推進員もスポーツ推進委員も市民の健康を考える点では目的は一緒なのですが、イベント時にはばらばらに活動しています。非常にもったいない気がしてなりません。今後、行政のほうからですね、イベント案を作成し、連携協力し合える事業が開催されることを提案いたしますが、検討していただけますか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） はい、今の件につきましても生涯学習課のスポーツ関係団体、あるいはよか倶楽部等ございます。また、保健センターには健康推進員、それから食生活推進委員というのがございますし、高齢者支援課は支援課で保健師が中心となってやっている状況がございます。これまでも状況に応じては何回か情報交換したんですけど、今後それをですね、深めながら、連携しながら各イベントに当たっていきいたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） はい、ぜひお願いします。1点目の最後になりますが、こういった連携協力がなされていないのはですね、やはり所管という大きな壁があるからだと思えます。こ

の壁をなくすには、やはり機構改革を行い、健康スポーツ課、名称はお任せいたしますが、そういうものを設置されるのが一番いいと私は考えます。

最後に市長に強く要望を申し上げまして、1件目は終わります。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 次に、2件目の本年6月議会の一般質問の答弁についてご回答を申し上げます。

6月議会での一般質問は、長期休暇中の高学年の生徒について定員増ができないかという質問に対してご回答申し上げたところでございます。4年生以上を受け入れるには、新たな保育室の確保の問題や指導員の増員に伴う予算措置の問題等がございますので、6月時点での増員は困難であることを回答させていただいたところであります。

一方、8月7日の定例議員協議会においては、学童保育所の委託の案件の中で、今後児童数が増えることも予測されることから、小学校1年から3年までの児童の定員増という意味で説明をさせていただいたところであります。

指定管理者制度への移行につきましては、2年ほど前から調査研究した事項であります。直営がいいのか、委託がいいのか、委託ならばNPO法人なのか、指定管理者なのか、それぞれのメリット、デメリットを調査研究していたところでございます。それと同時に、改善充実策として保育料や定数についても検討を行っていたところでございます。

6月議会の時期は、まだ研究の段階であり、その後一定の方向性が出ましたので、まず定例、臨時教育委員会で報告、協議をさせていただき、了解が得られましたことから、8月7日の定例議員協議会において状況報告をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 今、内容が少し違ったからということのご答弁ですね。学童保育所のことに関しては私の次にされた小島議員もそのようなたしか質問されていたと思う。やっぱりそれは内容が違ふと恐らくおっしゃるんですが、その以前にもそういった学童保育に関しては質問があったと思います。2年前ということは、もう既に1年は経過されているわけですね。そういった4月、5月に議員協議会の中でもいいのですね、こういった報告、今こういうのを検討していますよといった報告はできなかったんですか。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 最初に答弁のことについてお話をさせていただきます。

議員の皆様方は質問する側ですので、質問する全体的な構造とか、計画とか、意図がはっきりしていると思います。答える私どもは、何が出てくるかわからんといったらいけんですが、そのときの発言内容についてお答えしております。先ほど言われましたように学童といってもいろいろな課題があるのはご指摘のとおりです。今回通告いただいたのは長期休業中の小学校4年生、高学年のということが中心ですので、私どもの頭の中にはそれを軸にして発言内容を

考えて、それに対してお答えしております。議事録を読み直しますと、別にほかの場面で話し合いをしているのかというふうな質問項目ではなくて、多分該当するところは太宰府南小学校の云々があって新しい取り組みをなされているのかという話だったと思いますので、部長が答えましたように太宰府南小学校についていろいろな話し合いはしていないというのが答えでございます。そのことと先ほど言われましたような事柄を踏まえて答えれと言われるのはですね、質問者の意図としては今聞いてわかりますけど、それを聞いた瞬間にですね、それについて答えろと言われるのはちょっと私の能力じゃ無理じゃないかと、そのように思います。

(6番長谷川公成議員「4月、5月の協議会では無理だったんですか」と呼ぶ)

○議長(大田勝義議員) 教育長。

○教育長(關 敏治) 先ほど部長が話をしましたように、まだ皆様方にお伝えするような内容、段階まで至っていなかったと判断しておりますので、まだしておりませんし、また教育委員会のほうにもですね、まだ話をしていない段階でございます。

以上です。

○議長(大田勝義議員) 6番長谷川公成議員。

○6番(長谷川公成議員) でも、4月、5月にはできない、その内容はわかるんですけど、私たち先にこれ言うべきか言わんべきかわからん、原稿を渡しますよね、最初に。そういったところで検討されて、そりゃ再質問、何が出てくるかわからんというて、それは何か当たり前のことじゃないかなと思うんですよね。いや、皆さんそうされているんじゃないですか。過去そうやってこういった検討する内容があれば、現在そういった検討をしておりますとか、そういうふうなご答弁が来ると思ったんですが、全くその困難とか、できませんぐらいの答弁だったから8月に出てきたときにあれれと思ったわけですよ。そういうのは全然言いわけにしか聞こえないんですが。

○議長(大田勝義議員) 教育長。

○教育長(關 敏治) 先ほど申したようにですね、6月の答弁と、8月に話したのは話の内容が全然違うわけですよ。6月の答弁はある学校の上級生の夏期休業中という限られた範囲内についてどんな話し合いをしているかという質問でしたので、そういうことはまだやっていないと。8月は学童の運営全体をどうするかということについて話をしておりますので、先ほど申しましたように6月の議会の段階で議員はそういう意図で私どもに聞かれたのかもしれませんが、そこまで読み取って私どもは答えるような力はないと。

ちょっと話は外れますけど、先日国会中継を見ておまして、ある議員がこの問題は通告事項と外れるけれども、ちょうど関連する機会だから質問をしますと。ただ、通告している内容と違うからもし答弁がなければいいですよという、そういう前置きをして質問をされた、そういうふうなことはございました。もしですね、そういうふうな意図があるのでしたら、場面を変えるとか、何か発問の工夫をしていただかないと、受け手のほうはやはり南小学校の夏休み

の上級生のそういう頭の中で考えて答弁しておりますので、どうかその辺はご理解いただきたい。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 私、今議事録持っていますが、南小なんていうことは一言は申してないですけどね。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 議事録のどの項目を言っているんですか。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 1点目は、学童保育と学校現場の現状についてですね。はい、この件ですけど。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 一番関係するのは、87ページのやはり長期休業中に兄弟姉妹がですね、云々というこのところが一番関係しているんじゃないかなと私は読ませてもらっているんですよ。それまでずっと南小学校の話でずっと来ているというふうに捉えたんですがね。ただですね、今はこれを見てからゆっくり考えられますけど、こういうやりとりの中で判断しているんですからね、先ほども言ったようにずっと南小の長期休業中の話からですね、学校全体の運営というふうに言われますと、非常に困るんでございますよ。

先ほども申しましたように確かに通告は学童保育と学校現場の現状についてということで長期休暇中の学童保育の定員増についてということで書いてありまして、学童運営全体を聞いてあるというふうには捉えてなかったというのが私の考えでございます。そういう意味合いでですね、場面を転換されてもうちょっと説明していただけたら対応できたのだなというふうに考えているというふうに言っているところでございます。決して質問に対してですね、質問に対していろいろ考えて一番適切な方法で答えてきたというふうに私どもは考えているわけです。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 私、だからその通告にも学童と学校現場の現状って書いていますよね。それから、内容のこの最初の壇上で伺う、当然出していますけど、教育長、85ページは持ってありますか。それで、私がほかのその2項目めや3項目めは実際水城西小学校と学業院中学校って、その小・中学校の名前を出していますけども、私はこの中では太宰府南小学校とか一言も申してないんですけど。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 申す申さんは抜きにしてですね、長期休業中ということのを頭に限られた範囲内の事柄をですね、念頭に置いて回答しておる。もし申しておられなければ太宰府南小学校の件については取り消させていただきます。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） お願いしますよ。いや私、南小なんて一言も本当言ってないですから



ね。だから、学童保育の、じゃあこの時点です、学童保育と学校現場の現状を通告書を出したときにこういった運営方法の改善は何か答弁で考えられなかったんですか。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 長期休業中の学童保育の定員増、それから高学年ですか、4年生以上まで入所できるようにできないか伺うということでございましたので、おっしゃるように全体のことをそう考えているわけじゃございませんでしたので、そこに限られて回答を考え出したようです。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 内容につきましてはですね、私たちは質問内容から長期休業中、その中で4年生以上という形の解釈をいたしまして、条例的には3年生までですからと、4年生につきましては定員が余裕にある場合については入れているところもございましてということで回答したつもりでございます。たしか当初の出稿が足りんということであればですね、そういう分もあるかもしれませんが、内容的に一応課長から長谷川議員のほうに聞き取りをちょっとしてですね、基本的には長期休業中という形の部分と4年生以上という形で判断いたしましたので、そういう形でご回答を申し上げた次第でございます。ご理解願います。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 確かにそういった聞かれなかったというのは現実としてありますね。事前というか、そういうふうなのがですね。ですから、ただやはり学童保育というので私は通告出していますので、内容は確かによくわかるんですが、おっしゃることはわかります。ただ、こういうふうなのがじゃあ進んでいっているのであればですね、もうこの答弁、言った、言わないの話はなしにして、じゃあ4月、5月の議員協議会の中とかでこういったその1年たってこういうふうなある程度こういうに進んでいますよと、そういうふうには私は言っていたければ6月になるほど学童保育も変わりつつあるんだと質問をしなかったわけですよ。ですから、1年たった経過報告がやはりされてあればよかったと、私はそう思います。ですから、変な話じゃないですけど、やはり8月に学童保育の質問をして、8月にこういった学童保育の、私としては改善されるんだと、それはいいと思います、はい。ですから、感情的になりましてですね、正直なところ。じゃあ、あんとき答えればよかったじゃないかと、そういうふうになったわけですね。ですから、このことで執行部のことは責めたりは、別にけんかとかそういうことではなくて、今後はですね、やはり4月、5月あたり、2年間の計画、うまくいってればいいんですが、そういった経過報告をされるのは私はいいと思うんですが、いかがですか、今後。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） できるだけそういう部分についてはですね、早目にちょっと今回は教育委員会に協議する時間が長くなりましたので、早目に教育委員会とか協議しながらですね、早目に議員の皆様にはご報告を差し上げたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ちょっと時間早いけど、再質問用意してなかったんでいいんですが、今後はそういったちょっと変な話じゃないですけど、小さな火種が大きくなる可能性も考えられますので、今後ともやはりそういった経過報告などきっちりとした対応、それと通告書、こっちは原稿も出しているわけですから、そんな中でぜひですね、質問内容、いろいろ質問内容見ていろいろあったわけですが、本当はこういうことだということをお酌み取っていただいですね。ちっちゃいことはそんなに言っていないわけですから、はい。本当に言うと、こう。ですから、そういったご答弁を今後していただければありがたいと思います。

私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

17番福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） ただいま議長より許可がありましたので、通告どおり今回は防災、減災についてと歴史と文化の環境税の今後の用途についてお尋ねします。

また、1件目は、6月議会に引き続き防災、減災についてお尋ねすることをお許しいただきたいと思います。これは、この項目については6月の質問の中で市長の回答をいただこうと思いましたが、通告外に当たるのでそれはできんと事務局から言われましたので、再度質問項目に上げて回答を求める次第でございますので、よろしく願いをいたします。

公明党は、防災・減災ニューディールを提唱しています。10年100兆円の集中投資で長引く不況から脱却、災害に強い国づくりで景気を刺激し、100万人を雇用するもので、単に公共投資を行うのではなく、修繕、改築が必要となる命を守る公共施設の整備を初め、防災、減災対策に毎年10兆円、10年間で100兆円を追加で集中投資。大規模災害に備えた防災力を強化します。道路や橋の強化、交通網の整備は、そのまま救命、救命の命綱をつなぎ、命をつなぎ、地域の産業活性化に大きく寄与します。

電線類の集中化を初め、電気、ガス、上下水道、通信網などをまとめる共同溝化は、災害時にライフラインを守るだけでなく、安全な通学路確保や工事による道路渋滞を解消するため、電柱の倒壊による二次災害を防ぐことにもなります。災害時に通じる回線を確保するための通信の高速化、大容量化、多様化といった通信インフラの強化は、民間投資を大きく刺激、情報通信産業の発展にもつながります。

まず初めに、この政策について市長の評価がありましたら伺いをしたいと思います。

次に2項目め、この中で電線類の地中化で、電気、ガス、上下水道、通信網等をまとめる共同溝化について。

そして、3項目め、太宰府市の特有の年間700万人の観光客に対する対応についての考えや

計画について、どうやって観光客の皆様を守るか、安全・安心な観光地づくりとして大変大事なことでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

4項目めは、6月にも聞いていますが、なかなか納得がいかない面がありましたので、再度、要援護支援者リストの基本的考えとリスト作成までの基本的プロセスについて示してください。

2件目は、平成15年5月に施行され9年が経過しています歴史と文化の環境税についてお伺いします。

現在約1億円ある基金の今後の考え方について、私は目標あるいは目的を持った積み立てが必要だと思っておりますが、市の考えをお尋ねいたします。

再質問については発言席で行います。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 1項目めの防災・減災ニューディール政策についてご回答を申し上げます。

公明党が提唱されておられます防災・減災ニューディール政策につきましては、国民の生命を守るために補修、整備が必要な社会資本整備を10年間、100兆円を集中的に投入をして、そして災害に強いまちづくりを行うとされております。

また、そのことで雇用の拡大、創出が出てまいります。そして、経済成長を図ろうとする政策であろうと思います。財源も単なる借金である赤字国債だけではなくて、後世に残るものであると、こういった観点から建設国債を考えられておられます。

現行の国の制度では、社会資本、公共施設を新たに整備するときにつきましては、補助金でありますとか、あるいは起債のメニューがございます、改修時には学校の大規模改修でありますとか、あるいは耐震化、道路、橋梁の長寿命化等一部を除きまして、補助メニュー等が乏しいのが現状であるというふうに思っております。老朽化した社会資本、公共施設の再整備につきましては太宰府市のみならず全国的な課題であろうというふうに思っております。

加えまして、今のデフレ経済の中におきましては、雇用も不安定でございますし、あるいはその結果として税収が伸びておりません。全国的にも財政的にも厳しい状況がございますし、近年では地震、あるいは豪雨災害等が頻繁に発生しております。そして、さまざまな防災対策が必要であるというふうに思っております。このような日本の現状からいたしますと、公明党の提唱されております防災・減災ニューディール政策につきましては、私は必要な政策であると考えております。

2項目め以降につきましては、それぞれの所管部長のほうから回答させます。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） では、早速ですが2項目めの電線類の共同溝化についてご回答申し上げます。

市内の電線類の地中化といたしましては、天神様のほそみち建設事業として、天満宮駐車場から天満宮まで、現在の太宰府天満宮の参道でございますけど、その参道内に電話線、上下水

道、電力線を共同溝内に収容して、景観的にも配慮した整備を行い、平成2年3月から供用開始しております。また、天満宮参道と平行した太宰府駅から国立博物館までの道路を散策路整備事業として電線類の地中化を実施しております。

現在、道路上にある電線類を地中化することは、景観上は無論のこと、地震、台風による電柱の倒壊等がなくなることから、交通障害の減少、避難路の確保など、防災、減災の観点からも非常に有効なことだと考えられます。

一方、地中化するに当たっては、工事費も多く費用が必要と予想されます。今後、国の補助制度、またほか他市町の共同溝の整備計画などを参考に今後情報収集に努め、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 続きまして、3項目めの観光客等への対応についてご回答いたします。

観光客は太宰府市の地理に詳しくないために、安全な避難場所へ誘導することが大変重要になってまいるというふうに思います。そのために、まず市と地域の自主防災組織や消防団、天満宮や参道の商店の皆様、国立博物館などと連携、協議を行うとともに、避難経路を明示したサインの設置でありますとか、地域の防災意識の高揚を図るための講話等を計画するなど、ふだんからの防災に対する意識の向上が大切というふうに考えております。

本年度の9月補正で上程しておりますけれども、地域防災計画の改定作業に入ります。その際に、観光客の避難や誘導等項目も設けまして、その計画の中に盛り込んでまいりたいと考えております。

また、観光客や市民への災害情報の伝達手段につきましては、なかなか一つのツールで全てを賄えるということはありませんで、現在、現時点としましてはサイレンを鳴らす、それからコミュニティ無線で鳴らす、それから広報車による広報ということで複数の手段で行っているのが現状でございます。

これらのほか、新たに今年度は市町村単位で緊急避難情報を一斉に携帯電話のメールで配信できるエリアメールの導入を図ってまいります。現在、携帯電話3社との導入についての事務手続は終わりました。今後、数回のテストを実施いたしまして、市民へも周知を行って、運用の開始を行ってまいりたいというふうに考えております。

ただ、このエリアメールも万能ではございません。エリアメールに対応していない古い機種については、このエリアメールが届かないということもあります。届きません。そして、通話中とか電波が届きにくい場所では受信ができないという面もございます。ただ、市内にいらっしゃる多くの住民や観光客に対しまして一斉に配信できる手段としては、また新たな手段として有効であるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、あらゆる伝達手段を活用いたしまして、緊急時の情報提供に当た

ってまいりたいと考えております。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 次に、4項目めの要援護者支援者リストにつきまして回答申し上げます。

この制度は、災害時に自力あるいは家族の支援だけでは避難することが困難な人を災害時等要援護者として特定、リスト化し、その情報を地域の支援者で共有し、誰が、どこに、どのような方法で避難させるかを決めていく個別支援計画を策定することで、災害時はもちろんのこと、平常時の避難訓練や災害マップ作成などに活用するものでございます。

本年10月より、まず災害時等要援護者特定のための登録申請を開始いたします。災害時等要援護者の特定には、本人の申し出による手上げ方式と、支援が必要と思われる人に自治会を通じて登録を呼びかけていただく、同意方式を併用し進めてまいります。

具体的には、65歳以上のひとり暮らしの人、または65歳以上のみの世帯については、日ごろの見守り活動の中で要援護者を把握していただいております。地域の民生委員、児童委員、福祉委員さんにご協力いただき、本人同意を、それ以外の障がい者の方などにつきましては、市の関係部署が郵送などの方法により制度を周知し、手上げによる登録を行ってまいります。

今後の予定といたしましては、本年度中に要援護者の特定を終了しまして、平成25年度に地域の支援関係者の皆様と連絡をとりながら、要援護者一人一人について個別支援計画の策定を完了させます。

制度の周知につきましては、広報「だざいふ」9月1日号に続き10月1日号、ホームページ等への掲載を実施します。また、校区自治協議会や自治会での説明会についても、必要に応じて行うこととしております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 市長から丁寧な回答をいただきましてありがとうございました。

2番目の共同溝化につきましても、部長のほうから回答をいただきましたので、その回答どおり、もし国、県からそういう計画が出てきた場合には積極的にですね、手を挙げて前向きに進んでいただきたいと思います。

それから、3項目めの観光客に対する問題につきましても、これできたら今部長言われたような今後計画を立てるのであれば、その計画をですね、ぜひ表に出してほしい。太宰府では観光客に対してこういう計画を持っていますよと、市の中で持っているのではなくてそれを公にですね、ぜひ示せるような計画をつくっていただきたいと、そう思います。それがやっぱり安全・安心でいけるということになるかと思しますので、その点は今からの問題だろうと思しますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

今、課長言っていました、この私の誤解があるかもわかりませんが、この災害要援護者の件ですけれども、この策定の目的からするとここには地震という言葉は全く入ってこないん

ですよね。ですから、大地震の場合はちょっと違うのかなという勘ぐりじゃないんやけど、災害ですから一緒かと思うけども、若干やっぱり水害、土砂崩れと地震の場合、大地震の場合は対応の仕方が変わってくるんじゃないかと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 今、議員さん申されました支援計画というのは昨年の8月に策定しております。その中に目的としまして今言われましたような一応水害等についての目的としてやっております。支援を要される方、要援護者の方につきましては、その地震につきましても自力で避難することはできませんので、そういった形で同じようにこの目的の中には入っておりませんが、要援護者の方に対しての支援は行っていきたいと考えております。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） それは、今私言いましたように違うのがですね、避難勧告から避難指示、そういったところが地震の場合とこの水害、これは大雨のときと違うだろうと思うんですね。大きな地震の場合はもう予測なしにほとんど来るのがあれですけども、大雨とかそういったものは天気予報から想像がついて、先に警告なりそういうものが出るわけですから。そうすると、そのときの指示の仕方、避難勧告あたりもですね、起きてみないと全く想像なしにしかできないというところが違う点があると思うんですね。ですから、そこらあたりをこの要援護者からすれば同じ問題かもわかりませんが、支援するほうとしてはその人たちも災害に遭ったけばなかなか難しいという問題があるんで、若干捉え方を変えとかなないと、いざというときには役に立たないじゃ意味がないと、このリストは。そう思うんです。これは支援する人の名簿も出すようになっていきますよね。この人には誰と誰が誰と。大きな地震の場合は、そこらあたりが私前から懸念があるんですけど、要するに消防団、消防、それからそういったところと、この担当になった人が、担当になった人のほうが近いからすぐわかるのか。それはそのときに本当に手を出していいのかどうかというのなかなか難しい点があるというのがですね、私は認識として持っているわけですね。もう少しそういったところ、今からでしょうから今からリストをつくってね、また今後の問題としてそこらあたりもまたお伺いするかもわかりませんので、明確にしていきたいと、そう思っておりますので、よろしくお願ひしますが、いかがですか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 今、言われましたように、これ支援計画の中はそういった支援していただく方、本当同意申請書、その中にも支援者の方も全て書いていただくようにしております。災害によっても水害、地震、いろいろ違う面があるかと思ひますので、そういったところも今度、今自治会、民生委員、消防団、社会福祉協議会の代表の方と集まっていたら会議を行っておりますので、そういった課題につきましても提案をさせていただきたいと思ひます。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） わかりました、よろしくお願いします。

それで、もう一点はですね、私のこの勘違いかもわかりませんので、勘違いなら勘違いでいいんですが、要するに手上げ方式と同意方式、この手上げ方式の場合は、その書類をダイレクトメールということと言われておりますが、それを全世帯、対象世帯、この対象世帯というのは身障者福祉法の云々ということ、それから自立支援法、それから養育手帳を持っている方、特定疾患治療の研究事業の認定を受けている人、介護保険制度において要介護の3以上の人、それから65歳以上のひとり暮らし、それから65歳のみの世帯、それから母子健康手帳の交付を受けた妊婦及び転入手続をした妊婦、前各号のほか災害時の避難に際して支援を希望する者のうち市長が認めた者というふうになっているわけですね。ですから、そういったところの周知をした上で、その人たちがいや私もそのリストに申し込みをしますということになるんですかね。私はもうそういう対象世帯にね、書類を全部送って、こういうのが始まって、これに加入される方は記入してくださいと、それを市役所に送ってくださいというやり方でやって、それでも返ってこないところには自治会長さんや民生委員が行ってね、同意方式という方法をとるのかなと思っておりましたが、若干違うみたいですね、私の思いが。そこもう一遍お願いします。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 10月1日から登録開始します。この方式としましては同意方式と手上げ方式、同意方式といいますのが65歳以上のひとり暮らしの人と、65歳のみの世帯の方でございまして、この方々につきましては日ごろから民生委員さん、児童委員さんあたりが見守り活動の中で、この方は支援が必要だなという方を把握してあるものですから、そちらの方に通知を送りますと、じゃあ誰に出せばいいのかというふうなことになりますので、一応同意方式については民生委員さん、児童委員さんが把握されている方に声かけをしていただいて、そして登録をお願いするという形でございます。それ以外の方、要するに障害者手帳をお持ちの方につきましては、やはりひとり暮らしの方を今抽出中でございまして、その中から郵送、もしくは直接お会いしてですね、内容を説明してご理解をいただきながら登録を始めていくということになります。結果的には出てきました申請書を合わせまして集計をしまして台帳登録を行っていくという形になります。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） これは、それ登録をお願いする際に、これはいわゆる個人情報になるので、目的以外には使わないということを書類には書いてあるんですよ、多分。同意方式によってその同じ書類を持っていくんですかね。僕が心配しとるのは、その説明するときね、その説明する人がそのことを言わずに登録してしまったりすると大変な問題になるんじゃないかという心配があるんですね。それを全部読んでもらった上で、その説明じゃなくてまず読んでもらうということが同意方式、それにのっかって同意するか、しないか。それどうのこの

説明するというのは、いやしかし私はしたくないと、登録したくないと、しないでもいいですと言われた方についてね、はどうするかというときにやっぱりそこで若干の説明をして同意を求めていくということになるだろうと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 民生委員さん、児童委員さん回っていただくときに、別に説明書きとありますか、そういうものがわかる内容のものをこちらのほうで一応案としておつくりしております。その中で、その同意をしていただくときにはこういった内容でこの書類が要するに同意の申請書になっておりますというような説明書きをお渡しするようにして、後々トラブルがですね、ないようにはしていくようにしております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 折々今からやっていくわけですから、問題点があったらまた解決をしてほしいと思うんですが、もう一つはこれはあくまでも個人情報ですから、このリストをね、どこまでの市民に渡すのかという、どこまで管理するようにするのかというのがね。何か今度これができるから、これをもとにいろんなことに使おうというそういう空気があるんじゃないかという心配をしております、自治会のほうで。これはあくまでもその要援護者のときだけしか使わないんですよという、そういう災害があったときのことでですよということのを徹底しないといかんんじゃないかと思うんですが、これをどこの範囲までこのリストを管理してもらうようにするのかね、それは今決まっておりますか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 一応管理していただきますのは、基本的には自治会長さんと役員さんで行っていただくようにしております。その情報、支援していただく方、さまざまいらっしゃいますので、その支援していただける方に必要な情報というのは当然必要ですので、そういった情報の公開と申しますか、共有化については今後先ほどの関係者会議の中で協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） そちらあたりが私は逆に心配なんですよね。それこのときは支援しますよという人たちにもね、そういう名簿の管理を任せていいのかどうか、それは問題ですよ。だから、こういう人がおるとい名前とね、名前だけそういう人たちに配ればいいですよ。内容も全部わかるわけですから。ここにある、書いてある内容のことを全部そこに記載をするわけですから。それがそういう人たちにもみんな渡るといことはみんなに渡るといことです。どこに渡るかわかりませんよ。今、いろんな商売の中でお年寄りを狙ったね、そういう狙った業者が幾らでも氾濫しているときに、それがそういうところに渡ってですよ、それはいい情報ですよ、その事情が全部わかるんですから。ひとり住まいなのかどうかもわかる。これがね、その自治会長、自治会においては自治会長が管理する。ほかは管理する必要ないでしょ



う。役員さんもかわるんでしょう。自治会長もかわるかわからんけど。いざというときのことでですから自治会長が持つとけば済むんじゃないですかと僕は思うんやけど、どうもその自治会としてはそうじゃないでしょう。みんなが持つときたいというわけでしょう。そのときに万が一そういう業者に渡ったときには誰が責任をとるのかということです。お願いします。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 今、言われますように、確かに個人情報が出ないようにですね、守秘義務ありますんで、その辺の管理、一応基本的には先ほど言いましたように自治会長さんと役員の方に管理をしていただく。その中で覚書とかも締結しながらということでやっていくわけです。支援していただける方には全て同じものというわけではないんで、その支援するために必要な情報、先ほど今議員さん申されましたように名簿というふうに振り分けた形での情報の公開といいますか、共有化を図っていきたいとは考えております。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） はい、わかりました。

最後ですけれども、いわゆる我々が調べたところによりますと、今言われたようにね、名前、名前と住所をね、こういう人が対象者がいますと、対象者リスト。それを同意がなくても出すことについては個人情報の保護法違反には当たらないというね、ことを我々は聞いておりますので、今そういう市のほうがお考えであればね、それもう一遍明確にしたような形のものですね、我々にも示してほしいと思いますので、それを要望して、この1問目を終わります。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村 甚治） それでは、2件目の歴史と文化の環境税の今後の用途についてご回答申し上げます。

太宰府市歴史と文化の環境整備事業基金でございますが、その運用については歴史と文化の環境税の税収を基金として積み立てまして、またこの基金の運用から生じます収益、利子でございますけれども、これも基金に編入をいたしております。

そして、積み立てました基金の用途につきましては、これまで本税の趣旨でございます太宰府市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境に優しい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために活用をしております。

具体的に申し上げますと、正月期の臨時駐車場の設置事業でありますとか、交差点交通誘導員の警備、駐車待ち車両の抑制、そして史跡地保存活用事業、太宰府ブランド創造協議会事業、さらに歴史的風致維持向上計画関連事業や観光案内サイン整備などに活用をさせていただいております。

この歴史税の収入でございますが、年間約6,000万円程度でございますが、9年間で約4億9,000万円の収入がございました。この税収のうち一定額を基金の中に留保して、大きな目標に充てていくということは、これまで毎年行っております継続事業、約8,000万円ほどございますけれども、その兼ね合いも考慮していかなければなりません。

しかしながら、今、福廣議員さんからいただきました貴重なご提案につきましては、有識者や関係団体、事業者、そして市民などで構成しております歴史と文化の環境税運営協議会の中でいろいろご意見もいただきながら、今後とも十分に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 今、概要は部長のほうからお話がありましたけれども、いろいろな人とお話をするとき、これはどうなつとるんだこれはどうなつとるんだと、結構今言われたような使い道とは違って予算がかかる問題が多いように思います。道路そのものの問題であり、駐車場そのものの問題をね、提起したいんだと。それをぜひこの今部長言われたように運営協議会の中で検討してほしいというようなことがある。そういった場合に、その全額をこの基金からね、するということは何か難しいことかもわからんけども、やはりこれをもとにしてそういったものを計画していく必要があるのではないかというふうに思っております。これは必ずしもそうしなさいということじゃなくて、そういうものを協議してほしいと。太宰府としては今後この問題については、もうそこにできないのにできるというようなことを思ってもらうのもいかなんでしょうが、しかしながらこういう努力をしながらそれに向かって今、一歩ずつやっていますという、そういう計画もね、必要だろうというふうに思っておりますので、今回の質問の中で具体的には言いませんし、具体的にはお伺いをしませんが、そういう声が上がっておるということをして市長並びに執行部の皆さんに言わせていただいて、私の一般質問を終わります。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

ここで午後2時20分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時20分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

7番藤井雅之議員。

〔7番 藤井雅之議員 登壇〕

○7番（藤井雅之議員） ただいま議長から発言の許可をいただきました。通告に従いまして、9月定例議会におきまして3項目質問いたします。

まず、計画停電に係る今後の対応についてお伺いいたします。

6月22日に九州電力株式会社は今年夏の厳しい電力需給状況となる見通しとなったため、セーフティーネットとしての計画停電の準備についてを取りまとめ、公表いたしました。

その中で、筑慈苑施設組合は計画停電が実施された場合、通電される施設に該当しなかったため、計画停電に対する対応を余儀なくされ、計画停電実施予定時間において火葬等の施設受

け入れを停止し、別途の対応策を7月2日から9月7日まで実施いたしました。対応策の決定については、組合議員である私にも7月7日に届き、10日に行われました定例議員協議会でも各議員の皆さんに報告をさせていただきました。

8月31日の西日本新聞では、九州電力株式会社は最終週の最大電気使用率が88%から84%の安定になる見通しを発表し、計画停電の回避がされるという報道がありましたが、今後は冬の電力使用への対応への計画停電の可能性も言われていますが、火葬場などの公共施設においては計画停電の実施グループから外すべきであると考えますが、市長の見解を求めます。また、今夏の計画停電の対応について太宰府市が関連する一部事務組合や各企業団においてはどのような対応策等をとられたところがあるのか、あわせて答弁を求めます。

2項目めに、国民健康保険税について2点伺います。

まず、国保法第44条で定められた病院での窓口3割負担減免制度について今年から太宰府市も制度として導入し、市政だよりのお知らせも見させていただきましたが、導入から今日までの利用状況を見て市はどのように考えられているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

私の認識では、市政だよりでの1回の周知しか今見ておりませんが、日常的な制度の周知策が必要であると思ひますが、見解を求めます。

次に、受領委任払い制度について伺います。

医療費が高額なため、生活を維持しつつ医療機関への医療費を支払うことが困難な人への対応策について、一定額を病院に支払い、高額療養費に当たる部分については病院などに受領を委任できる制度があります。長崎県の諫早市などでは同制度の案内を市役所の国保のホームページにも掲載し、日常、恒常的に周知への対応がなされていますが、太宰府市における取り組みの状況はどうなっているのか、お聞かせください。

あわせて、国保課担当窓口の職員の方が国保のさまざまな制度について理解し、相談に来られた方の市民の方に高額医療費の貸付制度、あるいは今回取り上げた受領委任払い制度などの案内が適切に行われていると考えておられるのか、見解もお聞かせいただきたいと思ひます。

3項目めに、就学援助制度について伺います。

総務省統計局の2011年2月の労働力調査によると、完全失業者数は302万人、完全失業率は4.3%の高水準で推移しています。

また、貧困と格差が広がる中で、年収200万円以下の働く貧困層、いわゆるワーキングプアと言われる労働者が1,000万人を超えるようになっています。長引く不況の影響を受け、中小業者の倒産や中小小売業者の転業、廃業が続いている状況です。

文部科学省が2年ごとに行っている子どもの学習調査の2010年度版によれば、子ども1人に保護者が出した学校給食費、学校外活動費を除いた年間の学校教育費は、公立中学校で13万8,440円、公立小学校で5万6,020円になっています。一家の働き手を失ったことが子どもたちの学校教育にも影響を与え、給食費が払えないなど、学校への支払いが滞り、子どもが学校へ行けないなど、深刻な実態が報告されており、子どもたちの教育を受ける権利が保障されなく

なっている状況もあるのではないのでしょうか。

就学援助制度については、これまで何度か議会で取り上げてきましたが、義務教育は無償とした憲法26条などの関係法に基づいて、小・中学校で安心して勉学に励めるように、学用品費や給食費、修学旅行費などを補助する制度ですが、この制度を活用できる基準は今どうなっているのか、また周知はどのように行っているのか、お聞かせください。

あわせて、就学援助の予算の国庫負担分について、地方交付税に組み込む形に変更されて年月が経過をしていますが、教育委員会として現状の予算措置が変更前と比較してもきちんと確保されていると考えておられるかの基本認識もあわせて答弁を求めます。

再質問は発言席で行わせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、1件目でございます。計画停電に係る対応について、私のほうからまずご質問に回答いたします。

原子力発電の停止に伴いまして、電力需給の逼迫が予想されましたことから、今年の夏、7月2日から9月7日の金曜日まで平日の朝9時から夜の8時までについて計画停電が予定がなされました。このため、計画停電が実施された場合に備えて各いろいろな公共施設で対応が検討され、それぞれ対応してきたところがございますが、停電が実施された場合の市民生活に与える影響は、各公共施設の目的でありますとか、運営状況によりまして異なりますが、それぞれの施設を管理運営する一部事務組合でありますとか、企業団などで個別の対応が決定されたところがございます。

公共施設につきましては、多くの市民の安全や生活を守るという観点からも、計画停電の対象外となるのが望ましいとは思っておりますが、市民のご家庭におきましては、計画停電が実施されるという想定でございました。また、グループ化をされておりますけれども、その中に公共施設が入るということもございました。その目的や性質によりましては、計画停電の対象に含まれるということもやむを得ない事態もあるかなというふうに考えております。

ご質問にありました各一部事務組合や各企業団の対応についてでございますが、それぞれ各団体におきまして、目的や運営状況を勘案し、自家発電装置の確保するなど、自衛的な手段などそれぞれ必要な対応策が講じられてきたところがございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） この部分、計画停電の部分につきましては、これは組合議会のほうでも聞く内容であるかなというふうに私も思いますので、詳細についてはこの質問の中では具体的に壇上で上げました各組合の状況等をこの再質問の中でお聞きするつもりはありませんが、今言いました、その公共施設の役割ですね。計画停電に関する役割の中で、逆に今部長も答弁の中で若干触れられた部分がありましたけれども、逆に公共施設がその家庭等での計画停電が発生した場合、受け入れ施設としての役割を持っているというようなことも報道等でも言われてお

りましたし、この夏でいいますとクールシェアといいますが、エアコンの公共施設でクーラー等に当たっていただいて家庭のほうは節電に努めるというような、そういうような位置づけが計画停電の発表といいますが、ニュース等でも中で公共施設の役割というのはそういうふうに位置づけられてきたと思うんですが、その中でですね、今回公共施設というのは私の認識では全てどちらかというと市役所の庁舎もそうですし、病院とか、そういったところもそうですが、公共施設と名のつく、取り上げた火葬場も含めて当然計画停電のところから除外されるというふうに認識しておりましたけれども、そういったところがですね、公共施設の中でも外れるところと、計画停電のエリアに組み込まれて対応を余儀なくされたというふうなことが、公共施設の中でもそういったところが分かれたというふうなことがありますんで、やっぱりここはですね、今ちょうどこれから冬の計画停電の策定に向かって九州電力株式会社も動いていくというようなことでありますから、今ですね、市としてそういったところまで含めて取りまとめをいただいて、この冬のその計画停電が仮に行われる、そういったことが策定されるというふうな事態になるんだったらですね、きちんとその公共施設の役割等を認識していただいて、公共施設から計画停電のエリアとして外していただくように対応策を別途策定した上で申し入れ等もされる必要があるんじゃないかと考えますが、ご認識をお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今回の計画停電の姿が最初見えなかったものですから非常に苦慮いたしました。公共施設を除外するという情報はあったけど、ピンポイントで除外できるのかどうかも含めてわかりませんでした。今回、幸いに市役所等のこの観世エリアの一つのラインがあるんでしようけども、その辺が除外された関係で、ある程度太宰府市においては公共施設の大きなものは除外の対象地域に入っていましたもんですから、今回細かなところまでは至りませんでしたけれども、今後の冬のまた計画停電の可能性ということも言及されておりますし、今回の他市の状況等も参考にですね、これからのまた次の冬に備えての今回夏の振りかえも含めて今おっしゃいましたように今後の対応の材料としてですね、参考にしてつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 私も都府楼団地に住んでおりますけども、最初は九電のほうからですね、計画停電のお知らせということでエリアのたしかAの20幾つかのあのエリア表が送られてきて、計画停電の一覧表があのはがきで送られてきました。しかし、その日にち、どれぐらいたったか忘れましたが、その後もう一度送られてきて、私の住んでいるところのエリアは何か別途公共施設といいますが、何かそういった通電をしないといけない施設があるから計画停電のエリアから外れましたというようなお知らせも合わせて来たんですけども、特に取り上げました筑慈苑の場合、施設、あの火葬場の場合というのはですね、当然火葬されて、その後斎場に帰られて、初七日の法要までされるというパターンも最近の葬儀スタイルの中では多いというふうに聞いておりますけども、その中で当然受け入れが火葬の業務が受け入れがされて

いない時間帯で、後にずれ込む場合、夕方等にずれ込んだ場合、斎場の使用がですね、次のお通夜が入っているから、そういった場合できないというような慌ただしくというか、そういったところができないようなですね、住民の方への不便といたしますか、実際そういう部分も発生しているんじゃないかなということも懸念いたしますので、そういったところも十分踏まえていただきまして、この計画停電への対応をですね、きちんと電気事業者等と再度きちんと対応をしていただきますよう重ねてお願いいたしますので、この1項目めについては終わらせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 2件目の国民健康保険税についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの国民健康保険法第44条に基づく対応につきましては、災害や失業等の理由により著しく生活が困難となり、資産等の活用を図っても、医療費の支払いが困難な場合に一部負担金の減免、支払猶予が受けられるように、太宰府市国民健康保険一部負担金の減免等の取扱規則を平成24年2月16日に制定し、平成24年4月1日から施行しております。

周知につきましては、平成24年5月の広報に掲載するとともに、市ホームページにも掲載したところがございます。今後、さらに周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、2項目めの受領委任払い制度についてでございますが、高額療養費につきましては、被保険者が保険診療を受け、医療機関や薬局の窓口で払う1カ月の一部負担金が一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度でございます。基本は、被保険者本人が一旦医療機関等に支払い、その後高額療養費の申請をして医療保険から支給を受けるという制度であるため、支給までにおおむね3カ月程度かかり、一時的に被保険者の経済的負担が大きいことから、本市では昭和53年に国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金を設置し、高額療養費に該当する場合に、高額療養費の支給を受けるまでの間、高額療養費を無利子で貸し付ける制度を実施してきております。

ご質問の高額療養費の受領委任払い制度につきましても、被保険者の一時的な経済的負担を軽減するため、高額療養費の受け取りを医療機関に代行してもらう制度でございますが、医療機関ごとに受け取りの代行に関して同意をいただき、場合によっては協定もしくは受領委任契約が必要となることなどから、本市では高額医療費貸付制度を行っているものです。これまで医療費が高額になったときのご相談に際して、担当職員は高額医療費の制度の内容及び請求手続、あるいは高額医療費貸付制度の内容及びその手続を十分ご説明するようにいたしております。

なお、平成24年4月から法改正により、70歳未満の被保険者の方は限度額適用認定証を医療機関に提示することで、入院、外来ともに自己負担限度額を支払うだけで済むことになりました。被保険者の医療費に係る一時的な経済的負担が軽減することから、この制度改正の内容を積極的に周知するとともに、窓口あるいは電話によるお問い合わせの際にもご案内いたしております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） まず、再度確認をさせていただきたいんですが、(1)の44条に関連しまして、その今現在どれぐらいの利用状況があるのか、具体的な数字、つかんでおられましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 今年の4月からということもあるかもしれませんが、現在のところ申請はあっておりません。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） その申請が出ていないということについて、今現在の認識としてどういうふうにご考えておられますか。要は、市の基本認識として制度はつくったけども、きちんと周知がされていないと考えておられるのか、それとも国保に加入しておられる方でそういった事態に直面して困っておられる方がおられないというふうにご考えておられるのか、それとも何か別の理由があるのか、今現在のその申請が一件もないという状況についてどのようなご認識でしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 4月からこの制度を始めまして、ホームページ、それから広報を行っております。いろいろ基準がございまして、その基準に該当するかどうかというのもあるかと思っております。だから、その辺に申請がある、その内容というのがないことについてどういった理由かということまではちょっと把握はしておりません。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 私もこの質問を出すに当たってですね、その当然周知策というのを伺っていますから、ある程度答弁、ホームページを使っているというような答弁が来るだろうというのは予想しております。国保のホームページも実際見させていただきました。ここにその国保のホームページプリントアウトしたのも持っておりますけども、国保からのそのお知らせということで、新しいものが5月22日に出ている、非自発的失業者等に対する国民健康保険税の軽減についてというのと、その次、今年の4月1日に国民健康保険給付についてという、このお知らせが4月1日にされております。それで、この4月1日にされたお知らせのほうをクリックいたしますと、今部長答弁で言われた給付に関することですね。療養費でありますとか、出産育児一時金、葬祭費、はりきゅうの助成、交通事故に遭ったら高額療養費とありまして、それで一番最後にですね、一部負担金の減額等についてというふうに来るんですね。それで、一部負担金のこの減額等についてということで、その適用される条件といいますか、申請、値する人の条件が書いてあるんですけども、実際にですね、この読み上げますと、その一部負担減額についてということであって、災害等特別な理由により著しく生活が困難となり、資産等の活用を図ったにもかかわらずということが書いてあって、最後に保険税を滞納し

ていないことと条件がありますというふうな文言があるんですけども、果たしてこの文言です  
すね、ホームページを医療費の支払い等に困っておられる方が何かないかということで制度  
を見られたときに、本当にこの文言でわかるのかなというふうな私は気がするんですけども、冒  
頭の頭にいきなり災害等というふうに災害というふうに来て、その後この多くの方は災害で  
なくて、この等、その後の特別な理由という部分が日常生活の中では当てはまる局面が多い  
んじゃないかなというのは容易に想像できるんですけども、この言葉の文言についてどのよう  
にといいますか、もうこれが今太宰府市の説明策としては精いっぱいのお考えでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 4月1日からの施行ということで周知を図らないといけないとい  
うことで4月1日号の、1日からホームページに掲載したわけでございます。その内容等につ  
いては法の44条、すごく長い文章でございますけれども、わかりづらいということであれば再度  
その辺は検証させていただきたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 少なくともですね、見直しに当たって肉づけに当たって検討していただ  
きたいのが、この特別な事情がどういうものであるかというのをきちんとですね、踏まえた上  
での案内をしていただきたいというのが私のこの44条の適用拡大、利用できる人が多くいるん  
じゃないかなという部分で、この特別な事情というのは国保法の施行令第1条にも定められ  
ておりますけれども、世帯またはその者と生計をともにする親族が病気にかかり、または負傷し  
たことというような具体的に法律の中で裏づけがされているわけですね。それに基づいてこ  
の44条があるわけですから、この部分をきちんとわかるようにしておかないと、せっかく制度  
はつくったけども、誰も利用できない。本当に利用できる人がいるだけけれども、この文言だ  
けを見たら利用できるかどうかわからないからもう利用するのをやめようとか、問い合わせも  
しないでおこうというふうにおられるんじゃないかなというふうに考えます。

それで、実際にこの44条に対する減免制度を持っている自治体の中でも調べましたけれど  
も、そういった部分の案内をですね、もうちょっと丁寧に肉づけしているようなところも実際  
あります。京都市の国民健康保険条例の施行規則を見ますと、今言ったように太宰府市と同じ  
ように災害等特別な理由というようなのがあって、その後に特別な理由というのはどれに当て  
はまるかというので(1)から(4)までですね、具体的に言いますと、納付義務者がその資産につ  
いて災害を受け、またその資産を盗まれたこととありますとか、事業が廃止、または休止した  
ことなど丁寧に解説までされているわけですね。そういった部分についての、これは早急にホ  
ームページの書き直しといいますかね、案内の修正をもう少し丁寧にさせていただきたいとい  
うことを要望させていただきたいと思っております。

それと、市政だよりの活用についてもですが、5月の広報で1回掲載されたのは私も見まし  
た。それは掲載もしていただいておりますという部分で否定はいたしません、ただ5月1回だけで本当に十分なのかということ  
は疑問に思うわけですね。実際にこ



ういった医療費の問題とか、そういったのを私もいろいろ相談を受けますけども、大部分の方はその医療費を発生、支払わないといけないという事態に直面したときに初めてこれだけかかるのかとか、そういうふうなことで実際私にも相談も寄せられたりもしますし、それは当然市の窓口、国保の行政預かっておられるところでも大体そういうような状況だと思うんですけども、5月のこの広報を見れたときにそういった事態に直面しておられる方はそれで対応、救われることはあったかもしれません。しかし、それ以降の広報にもそういった医療費の情報は載ってないということ、あとホームページで日常的な周知はしているということでもありますけども、どの程度国保に加入しておられる方でインターネットにアクセスしやすい状況を持っておられるのかという、大部分の方はそれは可能な人も多いんでしょうけども、年齢とかそういった部分に見たときにインターネットでの周知策が本当に行き渡っているのかという疑問もありますし、市政だよりの当然これは紙面構成の都合もあるでしょうけども、例えばですね、偶数月には載せるとか、偶数月が難しいのなら例えば今太宰府市は市政だよりと、議会の議会だよりが一緒になっていますね。ですから、議会だよりが入る、一緒になるときは、この国保のこういった部分のお知らせを一定のページを割いて載せるとか、そういった部分については周知策として、インターネットのホームページ以外のもので、紙媒体というのも活用も私はまだ必要な、全く必要ないとは言いきれないと思いますので、必要であるというふうに考えますが、この点について国保課と、市政だよりの部分、管轄されております、そういったその担当部署とですね、協議の上で周知策の徹底をしていただきたいというふうに思いますが、ご見解をお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 国保関連の周知につきましては、もうこの44条に限らず、国保の現状というのもございますので、そういうものを周知を図っていくためには広報は必要だと思いますので、担当課のほうとも協議しながらそういう広報等を考えてまいりたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） それで、次の委任払いの関連のところでは伺いますが、本市では委任払いという形ではなくて貸付制度という形で対応しているという答弁がありましたけども、実際、これも同じことを繰り返しですけども、この間、私も医療費に関する国保に加入しておられる方から医療費に関する相談を立て続けに受けまして、そういった制度のことですとか、お話ししたんですけども、実際に1人の方は貸付制度の案内をまず貸付制度を使ってみられて少し3割の負担の部分が少しは軽くなるというような形で1回ご案内をして国保の窓口に行っていたかのように誘導といいますか、案内させていただいたんですけども、もう一人の方はその限度国保の貸付制度を使った上でもちょっと実際ちょっと負担が重たいんだというような話をお聞きしました、その支払い分がですね、限度額の負担分が。実際今現在のその制度の中では限度額の負担というのは、その国保の貸付制度を使った場合ですね、どのぐらいの金額になるんで

しょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 自己負担限度額を超えた分の高額な医療費の部分でしょうか。普通、病院にかかられて高額になるのは大体入院の場合が多いんですけど、入院のときにその自己負担限度額というのは所得によって決まっていますので、それを超えた部分につきましては一時的にご本人さんが立てかえてもらうか、高額療養費制度、貸付制度がございますので、そちらのほうの手続きをとってもらうかということになります。高額療養費のほうで手続きをとられるということであれば、医療機関のほうに委任、それから受取代理の契約じゃありませんけど申請書を作成していただいて、市のほうに提出をしていただくということになります。それが出ましたら、あと市と医療機関で決済をするということで、この自己負担限度額が増える、減るということとはございません、これは法で決まっておりますので。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） そうです。だから、その限度額が最高でといいますかね、要は請求が来ますよね、医療費というか月でレセプトを締めて当然請求が来て、高額のこれは対象になる金額だというふうにいったときの最高の金額といいますかね、その部分が金額がお聞きしたかったんですけども、ちょっと今かみ合っておりませんので、もう先に進みますけども、実際にその制度を使った上でも要は当初の貸付制度を使った上でもですね、その負担額といいますかね、その金額がちょっと払えないといいますか、これをすぐに一括で払うのは難しいというような相談を私は実際この間受けたわけでありまして。それで、そういったところへの対応策というのも別途必要なんじゃないかというようなことを感じたんで質問したんですけども、そういった場合のもう対応策は国保のところではもうこれ以上は難しいというふうな認識でしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 今考えております、その言われております高額療養費についてということでしょうか。

（7番藤井雅之議員「はい、はい」と呼ぶ）

○健康福祉部長（坂口 進） 高額療養費につきましては、先ほど言いましたように入院されたときに高額になりますので、それを払うのに先ほどの高額療養費の貸付制度を使うか、立てかえるということで、それでは余りにも被保険者の方に負担が大きいということで、平成19年に入院については自己負担限度額にとどめる制度改正、法改正がされております。今年の4月からは入院のほかに外来診療についても、その自己負担限度額を超えるものについては市が発行します限度額適用認定証を医療機関の窓口提示すれば自己負担限度額までになる制度がございます。ただ、これが幾つもの医療機関にかかられて合算したら高額療養費になった場合にはですね、医療機関は連携といいますか、つながっておりませんので、そういった場合には一月合算して高額になった、そういうときにはですね、支払いの手続きをこちらにさせていただくと、後

でお支払いするという形にはなります。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） わかりました。そういった今あるそういう部分のですね、制度と申しますか、内容があるというのは今こうやって議会の中でもお聞かせいただいた上でわかるんですけども、問題はそれがきちんと市民の方に知られていないと申しますか、大部分の多くの方は当然医療費の支払いが発生して、そういったすぐ支払いをどうしようかというようなことに困難と申しますか、感じられて、それで私のところにも相談に来られる場合もありますし、他の議員のところにも相談にも行かれますし、当然国保の窓口にも行かれることがあると思うんですけども、そういった制度のですね、お知らせ、便利帳のようなものもこれからまたつくられるのかもしれませんが、そういった部分まで含めてですね、もう少しいろいろお知らせをするようなことをですね、今回は検討をしていただきたいということで国保のこの部分は取り上げましたので、特に今言いました44条の減免というのは大部分の方がまだゼロ件というのはですね、知られていないんじゃないかということもありましたので、繰り返しになりますが、その周知策をきちんととっていただきますようお願いいたします、国保の財政の問題は来週決算委員会でお話しさせていただくということもあわせて申し上げて、国保の問題は終わらせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 3件目の就学援助制度についてご回答申し上げます。

就学援助の基準となる市民税額につきましては、生活保護基準を準用して収入額を設定し、住民税の算定方法に基づいた市民税額を認定基準額としているところでございます。その計算に当たりましては、税制改正に沿った計算をしており、筑紫地区の他の市町と大きく格差が生じないように毎年見直しを行っているところでございます。

就学援助制度の周知につきましては、市政だよりやホームページへの掲載とともに、入学説明会時や継続申請者に対して学校を通して説明や案内をしているところでございます。

予算措置の確保につきましては、就学援助は経済的事情で義務教育を受けることに困難を伴う世帯に対し、教育費の一部を援助するものであり、この制度が担う役割は非常に大切であると受けとめているところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） はい、わかりました。

それでは、就学援助についても幾つかお尋ねいたしますが、まず今部長の答弁である説明ございましたが、今全国的に言われている中でその生活保護基準以下、生活保護の基準よりも所得が少なくても住民税が課税されるためですね、この就学援助の制度の活用ができないというような事態が全国の自治体の中では報告をされているところもあるんですけども、本市においてはそういったことは起きていないのか、それとも別途何かそういった全国的な動きになって

重なってしまっているのかですね、現状をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 先ほど申し上げましたように、あくまでも認定基準額というのがございますので、今太宰府市におきましては市民税の所得割額が9万6,600円以下であれば認定になるような状況になっているところでございます。要保護につきましては、生活保護世帯については要保護者として認定をしているところでございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） それでは、この就学援助の制度については、私も議会の中で何度も取り上げてまいりましたが、今の古野教育部長とはこの就学援助で議論するのは初めてでございますので、ちょっと長年の行政経験がある部長には大変失礼かなと思いますけれども、基礎的なことをですね、就学援助の中でお聞かせいただきたいんですけども、この就学援助の制度というのは当然生活保護の制度に準じた制度としてこの就学援助の制度があるというふうに私は基本的なこととして認識しているんですけども、この認識については間違いはないですか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） はい、それでその認識でいいと考えております。就学援助につきましては、給食費、その他もろもろ、準用につきましてはですね、支払いしますが、生活保護者に対しましては、そういう給食費、学校用品等は生活保護費の中に含まれております。その中で修学旅行費、それと医療費については生活保護に含まれませんので、この部分については別途その実費的な部分については援助費の中に含んで支払いをしているという状況でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 今、その認識の部分では間違いはないというご答弁をいただきましたが、それを踏まえたときにですね、じゃあ生活保護の制度では認められているけども、この就学援助で認められていないものもあるんじゃないかというふうに思うんですね。これは私が何度も取り上げてきました眼鏡の問題でありますけども、就学援助でも生活保護の制度に準じているということであるならば、その当然生活保護で認められている眼鏡に対しても就学援助でも当然カバーするべきではないかというふうに考えますが、ご見解をお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 眼鏡の件は、私も議会で聞いた覚えもでございます。要は、この就学援助費の内訳についてですね、先ほども申しましたように教育費の一部という形ですね、この教育費、教育行政の中の一部という部分で該当するかしないかという形で判断立てております。眼鏡も確かに教育上は必要だと思います。だけど、やはりそれはもう日常生活でも必要な部分がございますので、今のところたしか眼鏡を入れているところもあるみたいですけど、やはり筑紫地区、近隣ではですね、まだ生活費の一部という形の中で教育費の就学援助には今のところは困難であるという形の判断をとっているところでございます。

市といたしましても、もうご存じだと思いますけど、平成22年度にはですね、やはり学校行事の一環として、PTA会費、中学においてはPTA会費のほかにクラブ活動費、生徒会費等もですね、平成22年度からは新しい項目を設けてですね、やはり生活困難者の対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 過去相談を受けた中でもその眼鏡の支給の必要性といいますかね、実際に5人お子さんを育てておられるお母さんからのそういった相談の内容も議会の中で取り上げさせていただきましたが、実際にですね、その眼鏡も今昔ほどは高額なものにはなっていないというふうに思いますけども、実際にそれでも1万円近く、レンズ込みでも1万円近くかかるというようなものでありますし、その所得自体がですね、そういった就学援助を受けないといけないと言われるような所得の基準の方にですね、果たしてその幾ら安くなったとはいえ1万円近くの出費がですね、本当に家庭を生計を維持していく上で十分に対応できるものなのかというのは私は再度検討していただく必要があるんじゃないかと思います。このまして生活保護のほうでは認められているけども、こちらに準じている就学援助のほうで認められていないというような、その不均衡といいますか、そういった部分もありますんで、これはですね、引き続き検討もしていただきたいというふうに思いますし、以前私は提案いたしましたけども、その太宰府市内の眼鏡店で買う部分に関して就学援助で対応するとか、実際に紹介いたしました神奈川県の大和市はそういった形で就学援助の眼鏡の支給を大和市内の眼鏡店で買うということを条件に認めているというような自治体もあるというふうな紹介もさせていただきましたので、それが本当にできないのかというのはですね、再度検討していただきたいというふうに思いますし、これはですね、教育部長にしっかりと教育部内で次の部長さんにも引き継いどいていただきたいということもあわせてお願いしておきます。

その部分と、あと周知策の問題です、もう一点。実際にこれもお母様方からお聞きした話ですけども、いろいろ入学前の準備段階とか、そういったのに当たる中でいろいろ書類といいますかね、そういった紙のものをもらってどれが申請書、どれがどれでというのが正直わからなくなるというようなこともお話をお聞かせいただいて、以前のとき部長さんには紙の色を変えるなどの工夫をしてほしいというようなこともお願いはしているんですけども、今そういった部分の現状はどのようになっていますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） たしかそういう部分はですね、基本的には子育て支援課とも協議しながら、例えば幼稚園、保育園、卒園するときにはですね、そういう状況の中で子育て支援課から学校教育課のほうにですね、回ってきて、そういう対応をしているという状況がございます。申請書につきましてはですね、その色の件についてはまた内部で検討して市民がわかりやすいような対応はとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） わかりました。先ほどこれは午前中渡邊議員から給食費に関してですね、徴収の問題、質問も出ておりましたけども、当然就学援助の中で給食費の部分も就学援助の中へ対応、対象に含まれているわけですから、そういった部分もあわせて給食費を悪質などというとあれですけども、そういった生活困窮の中で滞納が発生している場合については、そういった訪問等をされたときにきちんと就学援助の案内もしていただくとかですね、きめ細やかな対応を引き続きとっていただくようお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、5番小島真由美議員の一般質問を許可します。

5番小島真由美議員。

〔5番 小島真由美議員 登壇〕

○5番（小島真由美議員） 通告に従い、高齢者福祉について一般質問をさせていただきます。

国立社会保障・人口問題研究所によりますと、我が国の高齢者人口の将来推計は2025年に3,635万人、2042年でピークに達し、3,860万人と予測されています。このような我が国の高齢化の進展は、ただ高齢者の人口が増えるだけでなく、高齢者の中でも75歳以上の後期高齢者が急増する点に特徴があります。前期、後期高齢者比率は団塊の世代が後期に到達し始める2020年を過ぎるころから逆転をし、以降は75歳以上の人数が多くなる状況が続きます。

このような中、社会保障給付費は、年間100兆円を優に超え、年々増え続けている状況でございます。超高齢化社会により、生産や納税と高齢者福祉介護がバランスを崩し、社会構造の崩壊を招くことだけは防いでいかなければなりません。さらに、こうした高齢化の進行に伴う介護問題を社会全体で支える環境整備が非常に重要な問題です。そのための制度として平成12年4月から介護保険制度が始まりました。サービス利用者数は施行当初の3倍の400万人を超え、高齢者の暮らしを支える制度として定着をしています。

一方、急速な高齢化の進行に伴い、医療ニーズの高い高齢者、重度の要介護者の増加、ひとり暮らし、高齢者のみ世帯の増加への対応、介護する側の人材確保などが喫緊の課題となっています。これらの諸課題の解決に向け、今年4月から新しい介護保険制度がスタートしました。今回の改正の趣旨は、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、地域支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの実現にあります。

6つの柱で構成されているポイントと、本市の第5期介護保険事業計画との整合性、方向性をお示しください。

次に、高齢者の肺炎球菌ワクチンの公費助成の制度についてお伺いいたします。

高齢者は肺炎を起こしやすく、起こすと重症化しやすいと言われております。そのため、死

亡する割合が多く、死因の中で3番目となっております。高齢者で肺炎にかかった半数近くは、その原因菌が肺炎球菌と言われております。肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌感染者の80%に効果があるということです。費用は1回の接種で6,000円から9,000円かかり、5年間の効果があるということです。ワクチン接種は、高齢者の命を守るために、また医療費削減にもつながることと思います。近年では、このワクチン接種への公費助成を導入する自治体も増えてきましたが、本市では高齢者の肺炎球菌ワクチンの公費助成の導入についてどのようなお考えでしょうか。

高齢者福祉について、以上2つの観点からご回答をお願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 高齢者福祉についてご回答いたします。

まず、1項目めの平成24年度介護保険制度改正が目指す地域包括ケアシステムと本市の体制、方向性についてですが、超高齢社会を迎え、高齢者を取り巻く環境の変化、特に高齢者ケアのニーズの増大や単身世帯の増大、認知症を有する高齢者の増加などが予想されるために介護保険サービスや医療保険サービスのみならず、見守りなどのさまざまな生活支援や成年後見等の権利擁護、住居の保障、低所得者への支援など、さまざまな支援が切れ目なく提供されることが必要と考えられています。

現状では、それぞれの提供システムは有機的な連携が見られないということで、地域において包括的、継続的につないでいく仕組み、地域包括ケアシステムの必要性が求められています。この地域包括ケアには5つの視点による取り組みが必要とされています。

1つ目に医療との連携強化、2つ目に介護サービスの充実強化、3つ目に予防の推進、4つ目に見守り、配食、買い物など多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など、5つ目に高齢者になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備です。

本市の取り組みといたしましては、筑紫医師会や福岡県認知症医療センターなどの医療機関、居宅介護支援事業所などの介護サービス事業所、地域の自治会や民生委員さんなどとの個別の交流や会合などを行っておりますが、包括的なネットワークの構築にまでは至っておりません。

地域包括ケアシステムは、自助、互助、共助、公助のそれぞれの関係者の参加によって形成されるため、全国一律のものではなく、地域ごとの地域特性や住民特性などの実情に応じたシステムが必要となるところです。

今後、他の市町村なども参考にしながら、太宰府市に即した地域包括ケアシステムを調査研究し、高齢者の方々が住みなれた地域で安心して住み続けることができるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けて検討してまいります。

次に、2項目めの高齢者の肺炎球菌ワクチン接種についての助成についてお答えします。

肺炎は、がん、心疾患に次いで日本人の死因の第3位となっています。その主な原因菌である肺炎球菌は、特に高齢者が重症化しやすい病原体と言われています。そのような状況から、

厚生労働省の予防接種部会において、現在国の補助事業の任意接種として実施しています子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3種を含め、水ぼうそう、おたふく風邪、B型肝炎、成人用肺炎球菌の7つのワクチンを定期予防接種として実施するよう提言が出されています。しかしながら、定期予防接種化になると一般財源による接種となるため、実施主体である市町村にとっては、その財源の確保が最大の問題であると考えます。本市においては、国に対し、全国市長会等を通じ、予防接種に対する負担増に対し市町村の財政力により予防接種格差が生じないよう適切な支援措置を講ずるよう求めており、全国どこでも同じ条件で安心して予防接種を受けることができることが重要であると考えます。そのことから、現在、国において費用負担のあり方について国と地方の間で協議がなされています。

筑紫地区におきましても、この高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種について協議を行っていますが、今後さらに国の動向を注視しながら、筑紫医師会のご協力も必要となりますことから、協議を継続してまいります。

現時点では、9月から始まりました不活性化ポリオワクチンや子宮頸がん等予防ワクチンを初め、多数の小児用ワクチン接種事業に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 5番小畠真由美議員。

○5番（小畠真由美議員） まず、初めにお聞きしたいことが、今回のこの改正の中で一番の目玉ということで国のほうからおりてきている中で、医療と介護の連携の強化というところが一つの大きなポイントであると思います。この件でお聞きいたしますけれども、この中にですね、24時間対応型のこの在宅医療、訪問看護、そして介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施について、この2点が新しく盛り込まれてきておりますけれども、このことについて状況をお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 定期巡回、随時対応型訪問看護につきましては、地域で自立した生活が送れるよう、日中、夜間を通じて短時間の定期巡回サービス、随時の対応を行うサービスでございます。現在、早朝、夜間の訪問介護や訪問看護を利用しておられる方がおられますが、定期的な介護が必要な方については、介護つき有料老人ホームや定期的なサービスを自費で受けられる有料老人ホームなどの入所を検討しておられる方が相当おられると考えております。しかし、この事業を開始するに当たり、事業者として運営基準を満たす職員配置を行う必要があることから、事業者は事業経費などを検討されている段階であると思われ、幾つかの自治体で公募はしておりますが、まだ今の段階で福岡県において指定された事業所はございません。本市も、事業所等の動向を見きわめながら対応してまいります。

次に、たんの吸引などの医療行為の改正についてですが、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等によるたんの吸引、経管栄養の行為が可能となったものでございます。このことにより、特別養護老人ホーム、介護老人保健



施設、グループホームなどの施設などや住宅において看護師などの職員だけではなく、介護福祉士や認定を受けた介護職員等ができるようになっております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） 国の方向性としては医療と介護の役割分担の明確化をして、一旦整理をした上で連携をしていこうという方向性だと思いますが、その中でこのたんの吸引などの医療行為が代表的なものになってくるかと思うんですが、この中で一定の研修ということを今説明ありましたが、これは県がされる内容ですか。市がしていかないといけない内容なんじゃないか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） その研修につきましては県でございます。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） わかりました。こういった医療と介護の連携ということについて本当にこれから大事な内容になってくるかとも思いますが、事業者側から見ますと、深夜や早朝に対応できるヘルパーですとか、看護師であるとかの確保、いわゆるマンパワーのそういった部分への対応であるとか、また経営にしても採算の問題がある、事業者側からしたらなかなか手を挙げてくださるところが今現実ないというようなお答えだったと思います。

それから、ニーズにしても、まだ今のところそこまでないという認識でよろしかったでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 今、議員さん申されますように、まだ需要がどれだけ見込めるのか、そういったところを今調査中ございまして、これからそういったところの調査研究をしてまいりたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） わかりました。

それではですね、一般病床から入院、在院日数の短縮を今されて進んでいる中でございますけれども、この退院先がはっきり定まらないうちに退院を迫られるやもしれないほど今高齢化が進んでいる現状が片方ではあるという現実でございます。じゃあ、どういうふうにしていったらいいかという問題になるんですけれども、こういった中でやっぱりやっていかないといけないのが、24時間じゃないにしても何か突破口はないかということを手探りで探らないといけない。そしたら、やはり地域包括ケア会議とか共通認識が持てるような場をつくっていくことがこれから大事じゃないかと思うんですが、この件についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 地域包括ケアシステムを支える共通的な基盤として、地域の実情に

応じ、例えば行政職員、地域包括支援センター職員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員などから構成される地域ケア会議の設置が考えられます。この地域ケア会議を設置する目的は、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築、地域の居宅介護支援専門員のケアマネジメントの支援、個別の課題分析などを行うことにより、地域課題の把握などと言われております。当市におきましても、居宅介護支援専門員や民生委員さんなどと情報交換会を定期的実施しているところでございますが、今後地域包括ケアシステムの構築に向けてさらなる地域ケア会議の充実に向けて調査研究をしてみたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 5番小嶋真由美議員。

○5番（小嶋真由美議員） ぜひこの地域包括ケア会議の中身を精査していただきながら進めていただきたいと思います。今回、医療保険制度と介護保険制度の同時改定の意味はここにあるのではないかなというふうに思っております。在宅医療を担う関係者、先ほどおっしゃいました医療関係者でありますとか、事業者、ケアマネージャー等でございますね。こういった関係者と行政とで調整を行っていくようなコーディネート機能を担うことができるような市役所の中での人材育成だとか、こういったものも必要になってくると思いますので、ぜひこれは要望としてですが、そういう方向で人材育成をお願いしたいと思います。

それから、この介護と医療の一元化という問題は、もう非常に難しい問題で、言葉としてはずっと言われてきた問題でございますけれども、十数年たってやっと今こういう形で改正になって、一緒に連携してやっていこうという方向に来ているわけでございますが、この市がサービス提供者となって何か具体的にやるということで完結する内容ではありません。これは全ての事業者さんとか、また医師会とかに私たち行政のほうからお願いをしていって、またその中から餅屋は餅屋という言葉がありますけれども、専門家に意見を求めて知恵やアイデアをいただくことがこれから重要であって、そのケア会議をしたとか、しないとかという形式的なものではないと思うんですね。そこら辺を太宰府市がこれから地域包括ケアシステムをつくっていく方向での、その同じ認識と同じ方向性を医療と介護と、また行政が、また事業者がタッグを組んで同じ方向に進んでいこうという、10年先、20年先を見据えてのケア会議としていただきたいと思います、これも要望としてさせていただきます。

もう一点ですね、お聞きしたかったのが、認知症対策について、この改正の中で4番目にありますけれども、認知症対策の推進としてですね、去年の12月議会だったと思うんですが、私の質問と要望の中に認知症サポーター制度と、それに伴う養成講座の対策を要望しておりましたけれども、この進捗状況と今後の対策をお願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 認知症サポーターとは、認知症について理解し、認知症の人や家族を見守る人で、全国的な要請が進められております。本市も今年度から社会福祉協議会と共催で認知症サポーター養成講座を12月に3回、延べ90名に対し実施する予定でございます。初年

度、今年度でございますが、民生委員さんと関係職員を対象に実施し、平成25年度から市民向けに実施する予定でございます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） ありがとうございます。

この認知症サポーター制度というのは、平成16年の痴呆症という名称から認知症という名前に国が変わったときから100万人キャラバン隊をつくっていきこうという国の政策の中の一つでございますけれども、やはり今年は関係者、来年度が市民という形でのスタートということで、これはよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、さらに続けての要望でございますが、これから実際問題、やっぱりよそと比べて遅れていることは否めない事実でございますので、できましたら並行をしながらですね、サポートリーダーの育成であるとか、またコーディネーターの育成であるとか、学校、今からの子どもたちにこの認知症についてきちんとした理解と認識を教育していくというような講座、学校での講座ですね。子どもたちへの啓発と、また地域におきましては徘徊模擬訓練、こういったものをもうどんどんしていただきながら認知症ということについての啓発を同時並行でスピード感を持ってやっていただきたいという要望をさらにお願ひをしておきたいと思ひます。

ほかに、ここにもありますけれども、市民後見人の育成であるとか、ほかのこの認知症の推進についての環境整備についてはほか何かございますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 認知症についての相談は、地域包括支援センターでケアマネージャーや保健師等が相談に対応しております。事業として主なものとしましては、徘徊して所在不明になった高齢者を位置探知システムで現在位置を把握して家族等に連絡する徘徊高齢者等家族支援サービスや筑紫地区4市1町と筑紫医師会との連携でものわすれ相談事業を行っております。これは認知症の早期発見と早期治療で重症化を予防するために近くのかかりつけ医で認知症の相談が受けられ、適切な医療機関につながるというものでございます。太宰府市で登録されている医者は当初4人でしたが、現在では6人となっております。このほかに、先ほど言われましたように成年後見制度利用事業や、社会福祉協議会であんしん相談事業、ほのぼの事業、市民後見人養成講座などを行っております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） ありがとうございます。

ものわすれ相談事業に見られますように医療と、それから行政、ここのネットワーク、連携のネットワークがいい形で今進み始めてきたのじゃないかなというふうに4つの委員から6つですかね、6つに増えてということだんだん医師会の連携等もとれてきている形であるのかなというふうに思ひます。このものわすれ相談事業に見られるような、このいい形の医療の連

携、ネットワークが始まった、この認知症支援策ということを先ほどからずっとお聞きをしておりますけれども、地域包括ケアシステムの核として構築していくことがこの非常に多岐にわたって複雑で難しいこの課題への突破口になるんじゃないかなと思って今認知症対策についてお聞きしたんです。それと同時に、やはりこの認知症の増え方がもう尋常じゃないぐらいやはり認知症の人口が増えておりますし、また要介護の80%が認知症になるというような報告も来ておりますし、これは本当に喫緊の課題であるということで地域包括ケアシステムの核になって、そしたら全体像が見えてくるんじゃないかなというような思いで、この認知症をスピード感を持って進めていっていただきたいというふうな思いでございます。そして、暮らしとケアと医療のチームケアの確立をお願いをしたいと思います。

2点目のこの肺炎球菌ワクチンの件でございますけれども、ちょっとお聞きしますけれども、インフルエンザは2回の接種ですけれども、この肺炎球菌ワクチンは1回ですかね、2回ですかね。済いません。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 新型インフルエンザの場合は2回の接種でしたけども、季節性のインフルエンザに成分含まれましたので、今はインフルエンザも1回となっております。この肺炎球菌ワクチンも1回の接種でございます。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） 今ですね、この接種率にいたしましてアメリカが60%、日本が8%と、これは国レベルで本当に低い状況でございますが、近年やっぱり自治体としてこの公費助成をし始めてきているところが増えてきているんですね。今、全国で700カ所切れるぐらいだったと思うんですが、690カ所幾つかだったと思うんですが、福岡県の状況をちょっと教えていただきたいと思いますが。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 福岡県の状況としましては、60の市町の中で11市町で助成が行われておりまして、70歳以上が6市町、75歳以上が5市町となっております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） 今後国の社会保障と税の一体改革という部分での動向もあると思いますが、ぜひ筑紫地区の中です、こういった背景というものはしっかりとやっぱり協議をしていただきたいし、これはぜひ進めていっていただきたいという内容だと思います。先ほど長谷川議員のご報告の中でベッドレスト実験の報告がございましたが、やはり一度病気になってしまうと生活の質が落ちる。そうすると、今度は医療費がまた負担が増えていく。こういった行財政の分でも考えましても、やはり市としても公費助成として予防していくというような観点からの高齢者福祉を考えていくべきだと思いますので、ぜひ協議の場の中では太宰府市は推進派ということでもよろしくをお願いをしたいと思います。

以上で一般質問を終了させていただきます。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月14日午前10時から再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後3時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程 (4 日 目)

[平成24年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成24年9月14日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質 問 項 目   |
|----|-----------------|---|
| 1  | 上 疆<br>(3)      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市道の道路整備計画等について<br/>市道の幹線道路や生活道路の整備計画等について伺う。</li> <li>2. 街路灯(防犯灯)の設置について<br/>国道3号線の君畑交差点から星ヶ丘交差点までの太宰府病院側の歩道の街路灯(防犯灯)の設置について、再度伺う。</li> </ol>   |
| 2  | 神 武 綾<br>(2)    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 山神ダム上流域産廃処分場について<br/>太宰府市が受水している山神水道企業団の原水である山神ダム上流域の産廃処分場は改善命令、措置命令が全く履行されていない。市としての見解を伺う。</li> <li>2. 学童保育所の現状とこれから               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育士、保護者からの改善要求はどのようなものがあるのか。</li> <li>(2) 改善策として「施設管理業務」のための仕組みである「指定管理者制度」の導入で改善が見込めるのか。子どもたちの毎日の生活の場、一人親家庭のライフラインでもある学童の質を守ることができるのか伺う。</li> </ol> </li> </ol> |
| 3  | 小 柳 道 枝<br>(14) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交番の新設誘致について<br/>市民の日常生活を犯罪から守り、安全に安心して暮らしていくためには身近な交番が望まれる。既存の水城交番、太宰府交番だけでは緊急時の対応には限界があると思われることから、交番の新設誘致ができないか、市の考えを伺う。</li> </ol>  |
| 4  | 後 藤 邦 晴<br>(9)  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 太宰府駅前広場の整備について<br/>駅前広場、ロータリーの整備について伺う。</li> <li>2. 調整池の整備について<br/>具体的な整備の方法について伺う。</li> <li>3. スポーツ施設の点検・整備について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設の点検について伺う。</li> <li>(2) 北谷ダム下の空き地の利用について伺う。</li> </ol> </li> </ol>  |

|   |              |   |
|---|--------------|---|
| 5 | 橋本健<br>(10)  | <p>1. 学校のいじめ問題について</p> <p>昨年10月、大津市中2の男子生徒のいじめによる自殺が問題となり、学校や教育委員会の対応の甘さが指摘され、大きな社会問題となった。真相解明のため有識者による第三者調査委員会が設置され、年末までに最終報告書が提出される予定である。この事件を契機として予算化し、いじめ予防第三者委員会を常設する自治体も出てきた。</p> <p>本市では、いじめの実態について調査を実施されたのか、また、いじめ予防対策についてどのような検討をされたのか伺う。</p>   |
| 6 | 門田直樹<br>(13) | <p>1. いじめ問題について</p> <p>全国でいじめによる子どもの自殺が相次いでおり、真相解明と再発防止を求める被害者遺族と学校・教育委員会との対立から、学校への警察介入に発展したところもある。</p> <p>本市では市議会の総務文教常任委員会が1年おきに全小中学校を視察訪問しており、その際、事前に調査項目を文書で通知し、回答をいただいていた。しかし、少なくとも私が議員となり調査に加わった平成15年以来「いじめ」の件数はゼロである。</p> <p>現実的に六千人余の児童生徒が毎日顔を合わせて、十年近く一度も「いじめ」がなかった、また、教師が何も知らなかったなど、とても考えられない。</p> <p>いじめゼロ件の理由として、各学校と市教委は「何をもっていじめとするのか判断が難しい」と言っていたが、具体的な基準はあるのか伺う。</p> <p>また、判断が難しいことは理解できるが、永年ゼロ件というのは関係者ごとごとく「いじめ」は認めたくないという考えの結果としか思えないが所感を伺う。</p> <p>この背景には「いじめ」の存在が表に出ると教師や学校の評価が下がるという危惧が関係者にあるのではないのか。</p> <p>「いじめ」問題に関して本市の現状と今後の取り組みについて伺う。</p> |
| 7 | 芦刈茂<br>(4)   | <p>1. 電気エネルギー問題について</p> <p>(1) 部署別、月別の市役所全体の電気代の総額。</p> <p>(2) 市役所全体の自動販売機の数と契約状況。</p> <p>(3) 電気代削減の計画。</p> <p>(4) 自然エネルギー、環境エネルギーへの取り組み。</p> <p>2. 教育要覧について</p> <p>(1) 太宰府らしい教育目標とは何か。学力の水準は。</p> <p>(2) 郷土の歴史や文化を愛するために何を行うのか。</p>  |

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番 陶山良尚 議員  
3番 上 疆 議員  
5番 小島真由美 議員  
7番 藤井雅之 議員  
9番 後藤邦晴 議員  
11番 不老光幸 議員  
13番 門田直樹 議員  
15番 佐伯 修 議員  
17番 福廣和美 議員

2番 神武 綾 議員  
4番 芦刈 茂 議員  
6番 長谷川 公成 議員  
8番 原田久美子 議員  
10番 橋本 健 議員  
12番 渡邊美穂 議員  
14番 小柳道枝 議員  
16番 村山弘行 議員  
18番 大田勝義 議員

### 3 欠席議員は次のとおりである

なし

### 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

|                     |      |               |       |
|---------------------|------|---------------|-------|
| 市長                  | 井上保廣 | 副市長           | 平島鉄信  |
| 教育長                 | 關 敏治 | 総務部長          | 木村甚治  |
| 地域づくり<br>担当部長       | 今泉憲治 | 市民生活部長        | 古川芳文  |
| 健康福祉部長              | 坂口 進 | 建設部長          | 神原 稔  |
| 会計管理者併<br>上下水道部長    | 三笠哲生 | 教育部長          | 古野洋敏  |
| 総務課長                | 友田 浩 | 経営企画課長        | 石田宏二  |
| 経営企画課<br>公共施設整備担当課長 | 原口信行 | 協働のまち<br>推進課長 | 藤田 彰  |
| 市民課長                | 原野敏彦 | 環境課長          | 濱本泰裕  |
| 福祉課長                | 大藪勝一 | 都市整備課長        | 今村巧児  |
| 建設課長                | 伊藤勝義 | 上下水道課長        | 松本芳生  |
| 教務課長                | 井上 均 | 学校教育課長        | 宮原広富美 |
| 生涯学習課長              | 木原裕和 | 監査委員事務局長      | 関 啓子  |

### 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 齋藤廣之 | 議事課長 | 櫻井三郎 |
| 書記     | 白石康子 | 書記   | 花田敏浩 |
| 書記     | 力丸克弥 |      |      |



再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（大田勝義議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

3番上疆議員の一般質問を許可します。

3番上疆議員。

〔3番 上疆議員 登壇〕

○3番（上 疆議員） 皆様、おはようございます。

2日目の一般質問のトップバッターということで大変緊張しておりますが、どうぞよろしくお願いたします。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しています2件について質問いたします。

まず、1件目の市道の道路整備計画などについてであります。市道の幹線、主要道路や生活道路の整備計画については現在作成されておられませんが、現在の市道の幹線、主要道路や生活道路の管理状況は、1つには舗装道路の穴ぼこなどについては市民や自治会などからの通報にて応急処置的な補修工事をされております。2つには、水路、道路、舗装改良の小規模工事、主に側溝ふた設置工事ですが、これは市営土木工事として各自治会より毎年優先順位をつけて要望書を提出し、予算の範囲内で、平成23年度の決算書によりますと67件で6,207万2,850円の工事が実施され、各自治会10件ぐらい提出しまして1件から2件程度で、星ヶ丘自治会の例でいきますと2件の389万4,450円の工事がされております。

3つ目には、国庫補助である地域再生基盤強化交付金の道路特定財源を受け、市営土木工事以外の道路改良事業として1億5,806万9,100円の工事が実施されております。ところが、この事業箇所が繰越明許分を合わせると18件ございまして、そのうちA自治会に12件、9,667万1,600円と、6割以上の工事が施工されておりますが、市道の道路整備計画が設定されていない中、どのような判断で工事箇所の決定をされておられるのか、明確に説明をお願いいたします。

この市道の幹線、主要道路や生活道路に近年、大型車両やバスが入ってくるようになり、さらに30年前の造成団地は全面的にガス管の取りかえ工事を初め、家屋の建てかえ工事による水

道やガス工事が多くなり、路面の段差やひび割れ、またマンホールの周辺には亀裂が入り、大型車両が通過や停止するたびに道路周辺の方々は騒音や振動に大変困っておられる現状があります。

そういう状況の中、各自治会からの市営土木工事以外の道路改良事業である大きな工事については、市道の幹線道路や生活道路の路面の実態調査を校区自治会と市担当部署の合同で行い、市営土木工事と同じように優先順位をつけ、取りまとめ、この財源として地域再生基盤強化交付金などの道路特定財源50%を活用されて、校区ごとに毎年5,000万円程度の事業として市道の幹線、主要道路や生活道路の整備計画を早急に作成されまして、市民に喜ばれるようなインフラ整備を実行していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。所見を伺います。

次に、2件目の街路灯、防犯灯の設置についてであります。この国道3号線の君畑交差点から星ヶ丘交差点までの900mの太宰府病院側の歩道は、夜間でも通勤、通学や買い物、ウォーキングなどの歩行者が多く通行されています。

しかし、街路灯などがほとんどなく、暗く、防犯や交通事故が発生するなど、大変危険な状況の歩道であります。この件は、昨年9月議会で質問いたし、執行部では国道事務所などと協議をいただいておりますが、1年たちましたがいまだに何の進展もありません。この国道事務所をお願いいたしたとしてもかなり期間を要すると思いますので、これからは夕暮れも早くなり、事故の発生が起こる前に早急な手だてを考えていただきたい。

そこで、太宰府病院に対して国道側入り口に門柱灯の設置を初め、防音壁の内側におおむね10m間隔で照明灯を設置されるよう強く要請していただきたい。

また、まほろば号のバス停が2カ所ありますので、それを利用して街路灯を市の負担で設置することは問題がないと考えますが、いかがでしょうか。所見を伺います。

なお、回答については件名ごとをお願いいたします。

再質問については議員発言席にて行いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 1件目の市道道路整備計画について、市長からということですが、私のほうからまずご回答いたします。

市道の幹線道路の整備につきましては、平成19年度に国の認可を受け、地域再生基盤整備事業として平成19年度から平成23年度までの5カ年の事業を実施いたしました。この地域再生基盤整備事業の実施に当たりましては、地元自治会や関係地権者の皆様のご理解、ご協力を得まして、事業費16億7,000万円余りをかけ、市道が10路線、林道が2路線の改築改良を行い、舗装及び側溝につきましては26路線の補修工事を行いました。

今年度以降につきましては、10年間の整備計画を立て、社会資本整備総合交付金の道路整備事業として引き続き幹線道路並びに既存道路の改良改修を地元自治会を初め関係地権者の皆様のご理解、ご協力を得ながら事業を進めてまいりたいと思っております。

また、市内にある幹線道路として5路線の県道が大きな役割を担っており、市民生活に欠か

せない道路となっており、現在4車線化の工事をしています県道筑紫野・古賀線を初め、筑紫野・太宰府線、観世音寺・二日市線、福岡・日田線についても、先日、那珂県土整備事務所へ道路整備の要望書を提出したところであります。今後、用地協議への協力及び関係機関との調整には市も連携して行う必要があると考えております。

生活道路の整備につきましては、毎年各自治会に翌年度の工事や修繕及び交通安全施設の要望箇所を申請していただいております、各自治会と現地立会及び協議を行い施工しております。

工事区間が長く、単年度での対応が困難な場合には、自治会との協議により年次計画を立てながら施工しております。

また、市職員もちろんですが、環境課のパトロール班からの通報、それから各自治会を初め市民の皆さんからの連絡を受けまして、道路舗装側溝等の修繕や安全上緊急な対応が必要な箇所につきましては迅速に対応しております。

また、自治会からの要望につきましては随時受け付けということをとっておりますけど、近年のゲリラ豪雨により市民からの通報も含め要望件数は増加している状況でございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） まず、私は具体的に1点目は聞きましたが、その回答じゃないような感じがしますが、というのは市営土木工事以外の道路改良事業として1億5,800万円て言いましたよね。その分についてのあるA地区、どこと言われませんのであれですが、A自治会においては6割以上の9,667万1,600円の工事がされていると。そのことについて各自治会と協議をされたということですが、これ物すごくすごいですよ。これ6割以上ですよ。これがなぜそこにされているのかなど。それから、順番があったとしてもいいんですが、その順番がどういう順番があってそうなったのかをもう少し詳しく説明してください。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） もうご存じだと思いますけど、市営土木に関しては市の単独事業といえますか、で先ほど申しましたようにその都度穴ができたとか、水路のぐあいが少し悪いとか、その補修で済む部分は市営土木、それからもう少しかかるものについても市営土木でやっております。ご存じのように根本的にその道路といいますか、その1カ所というのではなくて、線的に捉えて、区間で捉えて交通量の変化によって道路そのものの構造をちょっと改良しないといけないとか、用地が必要になるとかというようなのがやっぱり相当の費用がかかると思います。補助の補助基準の採択基準に合わせて、この改良改修についてはこれは補助基準に合うからそれでやろうということで、そのA自治会といいますか、そういう特定の工事については補助を使うとなれば、当然そこに集中的に補助を使って予算を投下して金額は大きくなるというふうな形になると思います。そういうことで、決してばらばらにやるんじゃなくて、集中してその路線、その区間というのを補助金を使ってやりますので、当然金額的には高くなるという

ようなことをございます。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） いや、そこら辺の内容はわかって言っているんですが、その集中してやっているというのはわかるんですよ。その集中は何でその集中されたのかわからない。そういう話は自治会に話されたのでしょうかね、各自治会に。44行政区が先ほど言いましたように10件程度の市営土木をお願いしますよね。そのうちやっぱりその年にできるのは1件か2件ですよ。それなのに、このA自治会としてそこが12件ですよ。そして、金額は9,600万円、一般的にはもう二、三百万円ですよ、各44行政区の方々の一般的な市営土木は。だから、余りにも偏り過ぎていると思っているんですよ。それが、これは平成23年度だけじゃありませんよ。平成22年度からやっていますよ。先ほど説明がありましたように、平成22年度から平成23年度にかけての基盤の再生ということで取り組んでいるということは、それは結構なことですので、そのことについてですが、平成23年度は先ほど言いましたけども、平成22年度でもですね、全体が14件で1億4,000万円あるんですね。そのうちA自治会は6件の6,700万円入っているんですよ、使っているのがね。そして、もうちょっと触れますと、隣のといいますか、その隣の隣というか、関連地区がこれ2件入れますと8,500万円ですよ。1億4,000万円のうち8,500万円。パーセントで60%以上をここに使っている、2年間で。私どもは毎年1カ所か2カ所しかしていただいていない。だから、そういう分では非常に自治会としては真面目に出しているところはですよ、そのままそうなんだ、それしかないんだなという意識で持っていると思うんですよ。私は初めて今回、何か質問、道路分を整備計画をしなければいかんなどと思ひまして、調べて今気づいた、これは気づいたことなんですけど、平成22年度までこれがあっているとは知らなかったんですが、平成22年と平成23年度で、これA自治会とすればですよ、総額1億8,000万円ぐらいありますよ。そんな集中的にしないといけないところがあったんでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 各44自治会ございますけど、それぞれ中の生活道路の形状も違いますし、面積も違います。近年のその開発等で整備されたといいますか、できた道路につきましては、その当時の基準によって最低でも4m道路、あるいは6m道路で両方に側溝があって整備されておると思ひます。ただ、さっき言われましたようにガス、水道のインフラの引き込み等でそういう舗装を破って入れるというのはあるかもわかりませんが、旧来といいますか、もとあった狭い道路の旧の地区についてはやっぱりそのセットバックとか、そういう下水道、水道のインフラも入っていないところ、近年になってやっと入れていったわけなんですけど、その最終仕上げといいますか、側溝整備とあわせて舗装、舗装とあわせて側溝整備をやるかということなどで当然金額も張ってくるというふうな形になると思ひます。一概にそこだけ集中してというんじゃなくて、やっぱり1路線じゃなくて面的に考えてその地区を重点的にやって、その次はその次の地区へとふうな形もとっております。ばらばらに何年もかかってその地区一帯を整備するんじゃなくて、集中的に1年、2年、3年かけてどんと落として、次はまた次の地

区、そういうことでやっております。ご理解いただきたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 理解というか、内容的にはわかるんですよ。わかるんだけど、道路整備計画というのは立てていないでしょう。そういう中で誰がじゃあそこを決めるんですか、そのA地区ならA地区を今年はやろう、来年はやろうという、そういう決め方はどこで決めているんですかね。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 道路計画、先ほど申しましたように地域再生基盤整備事業というのは平成23年度で終わりました。平成24年度、今年度からはですね、社会資本整備ということで10年間の整備計画を立てております。これは今までいろんな自治会から要望があった、ここの区間だけ幅員が狭いとか、ここが歩道が欲しいとかというようなことがあります。先ほど言いましたように用地を伴ったり、道路構造そのものを変更するとなればやっぱりそれ相応の費用もかかります。期間もかかりますので、補助の対象に上げるということになります。その計画は毎年幾らということで県、そういう補助の協議を経て、10年間の計画もしております。3月に、今年度の3月の議会で報告したと思いますけど、第2期実施計画ということで仮称どうかじゃなくてこのくらいの予算を財源を確保して、向こう10年間という計画を立てております。言っておられる、その住んである方にとっては、その地区のもう本当道路が要望してもできないというのはあると思います。極力ですね、努めてその要望に沿うようということで努力はしているわけですけど、いろんな財源のぐあいもありますし、人的なぐあいもございます。その辺はやっぱりでこぼこ出るかと思えます。ご理解願いたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） その部長が今言われたところ、もう基本的には全部中身はわかって言っているんですが、それでその問題なのはね、その私が提案しました地域再生基盤強化はもう終わったということですかね、その補助金としては。それで、社会資本整備でやっていくということです。それはそれで非常にいいことだと思います。10年間で取り組んでいこうということでしょから、それについては私は賛成ですが、それをですね、先ほど提案しましたようにせっかく校区自治協議会ができていますから、校区自治協議会と市とで協働して道路状況を確認しないとイケないわけでしょう、実態を。今は各自治会が単独で自分のところで自分たちの判断でここは欲しいということで10カ所ぐらい提案して、そのうち1カ所か2カ所は認めてもらってやってくれるんですよ。今度はその大きな事業はもう10年間でやろうとするのであれば、もうその建設部の中で協議して、されているかもしれませんが、整備計画というのを立てて、校区ごとに平等にですよ、やっていかないと、昔から言っていたでしょう。校区協議会を立ち上げるためには、道路も校区ごとに担当をつけて、みんなでその道路をよくしていこうというようなことがありましたよね。そういう中で校区協議会もできたと思うんですが、そういう校区協議会を利用してというか、活用していただいて、不公平感が出ないようなね、そう

いう配分と言えはおかしいんですけどね、配分をしていただいた中での事業をぜひ実施していただきたいと思っているところです。

それで、なかなか今のところは10年計画を立てているということですからそれでやっていただきたいと思いますが、その整備の部分で平成24年度は、五条の交差点の部分が大きな事業がありますので、それに当てることになるんだろうと思いますが、平成25年度以降については、もう少しその整備計画について自治協議会とも協議をいただいて、どのような形で進めていくのかというのを公表しながら意見を聞いてやっていただきたいなと思います。

参考ではありますが、岡山県の岡山市、岡山市ね。では市の管理の幹線道路を対象にいたしまして路面の実態調査を本年度からやっているんですよ。それはひび割れやわだちなどの状況を把握して、予防を含めた舗装工事を計画的に進めることで安全性の向上と道路維持管理費の圧縮につなげていこうという目的、これはもう当然どこの市町村もそうだと思いますよ、こういうふうになっていますから、現状はですね。そういう調査をこれは業者に委託しまして、私も機械は見たことないんでわかりませんが、衛星利用測位システム、GPSというものが、それと電荷結合素子、CCDカメラ、レーザー測定装置などを搭載した専用車を走らせて、先ほど言いましたひび割れの幅や長さ、わだちの深さなどを計測して、各種データから劣化予測を行いました。維持管理計画を策定されるというふうに聞いています。これはぜひですね、参考にさせていただいて、こういうことを、それと同じようなことをしなくてもいいんですが、うちのほうが小さいですから、岡山市はもうちょっと大きいですからね、規模が。そういうことで、岡山市によると、そのやる目的としては、これはひび割れが広がることによりまして雨水がアスファルトに下に入っていきますよね。そして、土砂を削って昨日渡邊議員から言われましたが、道路陥没が突然起きると、を招くおそれがありますよということがあります。だから、わだちに雨水がたまるとスリップ事故の原因になったり、またこれまでのように応急処置的な対応では路面の劣化の度合いが応じまして、対応だけではいけないので、路面の劣化の度合いに応じましてね、一定区間をまとめて舗装工事をしようということは一緒ですよ。集中的にしようという、それは私はいいと思うんです。だから、校区ごとに配分をして、平等に均等化するような形でぜひ皆さんから不服が出ないように、せっかく今自治会は一生懸命10カ所ぐらいを提案してやっと1つ、2つできると喜んでいるところもあると思うんですよ。だから、そういう分ではこういうものを実際にやってですよ、整備計画を立てて、経費節減につなげるようなことをされるのが大事だと思っていますので、ぜひ検討をいただきたいと思っています。そのことについて市長、何か。副市長でも。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 言われております地域整備基盤整備でございますが、道交付金、平成19年に安倍内閣総理大臣でしたけども、直接官邸に出向いて認定を受けた、認定を受けることが前提なんです。認定を受ける前に計画は確定しているわけです。おわかりでしょうか。道交付金、どこどこをどういうふうに工事をしていくというふうな計画があって初めて交付金事業の申請

がされるんです。それに基づいて国のほうから向こう5年間、16億円、その当時は15億円でした。15億円の事業ベースで認可をもらって、そして都市基盤整備である道の整備を遅れておるところから行ってきた。その一つが、高雄中央通り線、これを行っております。水城・フケ線というんですかね、そこもしております。そこについては、恐らくそこを言われているのかどうか分かりませんが、車があの大きな幹線の水城駅までの間、看護学校から一方通行のところがありました。離合できないところがありました。これは本当に幹線と言えるかどうかというふうなこと、そういったところから市民の皆さん方、あるいは周辺の皆さん方が交通の動脈としてできる部分で開通したんです。今やっているんです。

もう一つは、国分から高速のアンダーをくぐっての部分、これは20年計画でありました。これも同朋園のところには橋をかけ、これも交付金事業でございます。これは単独事業ではこういったことはできません。国のほうのメニュー化の中で活用しながらいかにかにできるかというようなことを職員がメニュー化を見ながら働きかけて、そして国からとってきているんです。そういった部分を活用して事業を展開していった、事業ベースで15億円。だからこそ財政状況がよくなったんです。一般財源ではできません。まちづくりもできません。こういったところで行っておるということをご理解いただきたい。

それから、変更するようなことはありません。私の意思によってここはこういうふうにしよというふうなところはあります。公平公正にどこが不足しているか、例えば今度については五条駅の周辺、駅前のところを行っていきます。拡幅します。人に優しい、まちに優しいまちづくりを行っていく。歩道がない、あるいは点字ブロックがないところも含めて整備をしていくというふうな状況です。決して議員の屈折したようなそういった見方でやっておる部分はありません。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 屈折という言葉を言われることは間違いではありますが、私は基本的な先ほど言った、平等、不公平のないようなやっぱり事業をやっていたかかないといけないんで、先ほど市長が言われたようなことにつきましてはもうその国の方針でそういう事業ができておるんで、どこもそれを補助金をもらって、どこが先に取るかというのは大事なことです。もう10年やるから計画は立てて当然補助申請はしているんですよということはそれは当たり前ですよ。それはですね、だからそのことの内容を執行部だけが持つとったら仕方ないですよ。わからないんですよ。私どもがわからないから不公平を感じるんです。そういうのを公表しなきゃいかんでしょ、決まったからには。10年間の計画を立てて、そういうことをやるんだというならば、そういうのをせめて議会、それで議会から市民にということではいけないといかんとおもいますが、そうでないとわからないんですよ。突然、そういう市長が今指摘された高雄中央通り、あそこは十分私もするべきだと思うんですが、それは中央通りをつくる予定で枝線がいっぱいできているんですよ、確かに。それをあわせてやったことは間違いはないんですが、それはもう当然されていいと思うんですが、そういうことも含めて今年はこちらをやるんです、

来年はここをやりますここをやりますというのをわかりやすくですね、市にもう自治協議会であるんですから。そちらのほうにもお話をさせていただいたり、当然議会の中にもそういうものを提示させていただいて、こういうことをやりますということについて誰も反対することはないと思います。ただ、やはり公平の部分では基本的には考えていただきながら均等にですね、配分した中でやられることが、せっかく市長が一生懸命やっていることがいほうにとられなくなるんです、逆に。市長は一生懸命やっているんだろうと思いますが、ただその国の補助を受けたから財政がよくなったというのはそれはまやかしですよ、逆に市長。財源が減っていく事業が1ついろいろあるじゃないですか。それだけの問題じゃないですよ。トータル的に考えた中で財源が裕福に若干今ね、なっていっているという状況は私どももわかります。だから、それはそれでいいことだと市民も喜んでいてと思いますよ。そういう基金をどんどん積み立てていただいて、こういうものを、道路整備事業の基金をつくっていただいて、つくられています、それにもっともっと上乘せしていただいて基金を積んでいただきたいなと思います。

もう最後、また市長に言っていただきましたが、基本的に44行政区、小学校校区でいきますと7小学校あるんですが、校区としては校区協議会は6つですよ。だから、6つの部分で考えていただいて、平等な配分、一年一年は均等にできませんけれども10年スパンの中でここは1、2、3とやっていきますよというようなことの計画を明確に出していただいて、そして実施にかかっていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、市長に私が聞きたいと思ったのは、岡山市がそういうことをやっているんですがどうですかと聞いたつもりですが、別の意見が話が出ましたので、これは私のほうで担当部署のほうにも資料はお渡ししますので、ぜひ検討をいただきたい。それでいいですね。検討していただきたいと思います。

では次、2件目、お願いします。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） では、2件目の街路灯の設置についてご回答いたします。

国道3号線、君畑交差点から星ヶ丘交差点までの太宰府病院側の歩道部につきましては、昨年度の議会でもありましたけど街路灯が設置されておられません。歩行者、自転車の安全確保のため、街路灯の設置につきましては、以前より管轄しております国道事務所へ要望を行っておるところでございます。

昨年9月の議会終了後、11月には、再度文書で福岡国道事務所へ要望いたしております。その後ですけど、国道事務所の話では、交差点部分の照明灯の設置は考慮するものの、交差点と交差点の間は予算の確保が今もう非常に厳しい状況ということで、残念ながら今年度、平成24年度の採択にはなりません。といひましても、今後も継続して強く要望を重ねていきたいと思っております。

また、太宰府病院への照明灯の設置等の要望とか、市の負担によりというようなこともござ



いますが、まずは道路管理者であります国道事務所へ再度要望いたしたいと思います。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 国道事務所のほうに積極的に要望していただくということで、それを引き続きやっていただいとんだと思いますが、私がやっぱり経験した中でも、国道事務所に幾ら頼んでも二、三年じゃできませんよ。それじゃ、もう待てません。だから、言っているんです。だから、もう太宰府病院は総合病院として結構広げていきたいというのが基本的にあるんだと思うんですよ。そういう中で、地域にやっぱり貢献もしていただかにかいかんと思います。そういう部分では、この太宰府病院、特に市長、見られましたよね、あの場所は。1回見ていただきましたと言いましたが、昨年度、歩道。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は絶えず現場に出ております。夜も車をとめ、見ておるところです。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 基本的に車が通っているところは、通っているときと言うのはおかしいですが、下りのね、側の歩道になりますので、下り側に車が走るときは少しは明るいんですよ、車の関係でね。だから、9時過ぎはもうほとんど車がぼつぼつですから、そのときには危ない。真っ暗な状況。それは市長も見てくれているということですから十分おわかりと思いますが、あそこの場所の環境が悪いんですよ。全部上に擁壁が立って宅地が上に高くなっていますよね、その下ですから、歩道が。だから、もう全然真っ暗ですよ、本当に。だから、そういう分では先ほど言いましたように太宰府病院は地域に根差してほしいという考えのもとにこういう問題が起きているんだよということも含めて内容を説明していただいて、国道事務所は国道事務所でやっていただいて、すぐできるものが欲しいわけですよ。だから、最低でも先ほど言いました太宰府病院の国道側の入り口がありますよね。入り口か何か私もわからないのだけでも、入り口らしきが防音壁がちょっと両方に30mか、30mありますよね。そこあいていますよね。あそこに門柱を立ててもらえばあそこはまず助かるんですよ、まず。そして、今言うように防音壁がありますから、防音壁に10m間隔で防音壁の上に電柱を立ててもらえば、その内側に立ててもらって外側の外も見えるような照明にしてもらえば両方の照明ができるんで、病院はかなり自分と言うたらおかしいけど、その病院側の建物があるところは本当に明るいですよ。だから、余計暗く感じますね、道路は。だから、せめてその周辺のほうに向けて防音壁のところに10m間隔でもですね、防犯灯をぜひつけていただくように強く要請をしていただきたいというのが先ほど言ったことです。

では、あわせてまほろば号のバス停が2カ所あるんですから、バス停がですよ、普通のバス停だったら明るいところが多いですよ。ああいう壁とかという状況じゃありませんから。バス停もわからないですよ、歩くとき。それぐらい暗いんですよ、あそこは。だから、そのバス停に電気をつけるのが当たり前じゃないですか。そのもう高校生がかなり大体9時ごろでも四、

五人はですね、バスを待っていますよ。その間なんか本当に危険だなといつも思っているところなんです、ぜひそれはですね、確かに電柱線がないと思います。これも1つというか、星ヶ丘のほうは五条台の上のほうに電柱があります。あれから引っ張ればできることです。難しくない。ただ、太宰府病院側のほうはない。だから、これも太宰府病院側をお願いして、協力要請をして、それは負担は市のほうでやればいいことだと思いますし、もう本当に事故が起きてからでは遅いので、ぜひやっていただきたいと思いますが、もう一度回答をお願いします。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 現地は、言われるように星ヶ丘の手前は君畑ですかね。のバス停付近は下り線、ちょっと交差点がありまして、交差点がとまるとしばらく車が通らないと。おまけに太宰府病院側は木が覆い茂って、本当、上り線の車のライトもあの中央分離帯の部分で遮られて暗いというのは承知しております。星ヶ丘バス停のところは言われましたように電柱があって電気もつけれるかなという気もするんですが、言われる本当に暗いその君畑交差点付近が電気がないというふうなところがございます。費用に市のというのはあれなんです、かなりの費用が普通の電柱に器具をつけるだけというふうな形じゃなくてかなりの費用がかかるのではないかなと思っております。先ほど申しましたように二、三年かかるというのを再度またお願いに行きます。何とか早くつけてくれと、こういうことということで現状を詳しく話しまして、何とか早くつけてもらうように要望したいと思います。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 積極的にやっていただきたいと思いますが、太宰府病院もこれは副市長に聞くんじゃないですが、副市長もあわせて部長と私で交渉に行きたいと思いますが、どうですか、太宰府病院に。

○議長（大田勝義議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 宅地が張りついていますと街路灯で少し明るいというのがありますが、あの辺はちょっと運動場の側ですのでございませんで、大きな敷地がありますのでそういうことも考えまして、県のほうにも要望していきたいというふうに考えます。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） いや、県も大事だけど、地元のその太宰府病院ですよ。県立じゃないです。県立と言いながら、あれは社団法人か何かでしょう。だから、ちょっと県に言っても通らないだろうと。予算がつきませんか、そういう話になるんだと思いますので、ぜひその当該太宰府病院と協議をしていただきたい。そのときは私もついて行って結構ですので、ぜひやっていきたいと思いますが、それはだめですか。

○議長（大田勝義議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） まずは執行部のほうの仕事ですので、執行部のほうでそういう手続をとりたい。どこが管理しているかというのはわかりませんが、指定でいきますと指定管理ですから、大きな整備については県だろうと思って今言ったんですが、そこまで今の医療法人が管理

運営しているようであればそちらに行きますし、そこは調査しながら要望してまいりたいというふうを考えています。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） そういうことで関係を調べてそこに当たっていただくということであればお任せしますが、とにかくもうこの秋から先は真っ暗になりますよ、もう早くから。もう子どもたち、7時にはもう真っ暗になりますからね。やっぱり部活等をしますと8時、9時という、その時間帯で帰っていくんですよ。だから、本当に危ないと思っています。そのほかにもウォーキングをされている大人もおりますが、結構やっぱり本人はいつも歩いているから大丈夫だと思っているかもしれませんが、本当に無灯火の自転車も走りますし、非常に厳しい場所ですよ。それは早急に取り組んでいただきますようお願いいたしまして、終わります。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員の一般質問は終わりました。

次に、2番神武綾議員の一般質問を許可します。

2番神武綾議員。

〔2番 神武綾議員 登壇〕

○2番（神武 綾議員） 議長から一般質問の許可をいただきましたので、発言通告いたしております2件について質問させていただきます。

まず1件目、山神ダム上流産廃処分場についてお伺いいたします。

現在、太宰府市は、山神ダムの水を原水として山神水道企業団より受水しています。山神ダム上流産廃処分場は、違法に埋め立てられた膨大な量の木材は掘り出されましたが、許可容量を超えて埋め立てた廃棄物の撤去の改善命令は9年以上放置されたまま、有害物質を含む大量の産業廃棄物は残されたまま、産廃業者の営業と施設設置許可が取り消されて7年が過ぎていきます。

また、許可容量の2倍を埋め立てていたとされた村川組へは、許可を超えた産廃撤去の措置命令が出されましたが、8年間放置されたままです。太宰府市民が飲んでいる水の源泉に産廃処分場が放置されている状況をどのようにお考えか、お伺いいたします。

次に、2件目ですが、市内学童保育所10カ所の運営を来年度、指定管理者制度に移行するというお話がありました。学童保育所の現状とこれからについてお伺いいたします。

1項目めは、保護者、保育士から、今現在どのような要望、改善の声が上がってきているのか、その声はどのような方法で情報収集されたのか、お伺いいたします。

2項目めは、その要望、改善点の対策として、指定管理者制度を導入して改善していきたいというお話でしたが、指定管理者制度は2003年、当時の小泉政権の改革の重要な柱である官から民への路線に基づき、地方自治法が改正され、公の施設、公の施設を全面的に民間市場に開放し、企業参入が可能となりました。指定業者は株式会社等の民間営利事業者までに拡大されています。施設管理業務である指定管理者制度は、数年ごとに委託先の変更が求められるため、安定性、継続性が欠けており、児童福祉法に位置づけられている事業で、保育に欠ける児

童を預かるための施設である学童保育になじまないと言われていました。

県内4カ所になった公設公営の学童保育所、太宰府市の学童保育所を子どもたちの生活の場、ひとり親家族のライフラインである学童の質を守ってきましたが、指定管理者制度の移行で今後も変わりなく運営できるのか、お伺いいたします。

再質問につきましては議員発言席にて行います。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） 1件目の山神ダム上流域産廃処分場についてご回答申し上げます。

ご質問にありますように、福岡県が株式会社産興及び旧村川組に対して行っております、改善命令あるいは措置命令が履行されていないということにつきましては、私どもも認識いたしております。

平成11年10月の事件発生当初から、筑紫野市、小郡市及び山神水道企業団と4団体連盟で産廃処分場の焼却停止等を求める要望を、福岡県に対して行ってきておりますし、平成18年には県内市24カ所の首長と28カ所の議会議長を構成メンバーとして設立されました産業廃棄物処理場問題の抜本的解決を求める福岡県促進期成会において福岡県下一体となって国や県に対する要望活動を行ってきているところでございます。

本市は、山神水道企業団から全体の約2割に相当する水を受水しておりまして、その安全性の確保が重要である、このことは言うまでもありません。

そこで、山神ダムの原水の水質でございますが、山神水道企業団の水質調査結果によりますと、全て基準以下で推移しており、現時点において供給する水には全く問題がありません。

しかしながら、産廃処分場が山神ダムの上流に位置していますことから、山神水道企業団としましても流入河川及び処分場周辺の50カ所において水質の監視を行っておられます。

これらの水質調査につきましては、業者を指導する立場にある福岡県、及び産廃処理場が所在します筑紫野市におかれましてはそれぞれ実施されており、筑紫野市生活環境保全連絡会において報告を行うものとなっております。この会議には、福岡県、筑紫野市、山神水道企業団を初め、オブザーバーといたしまして筑紫野市、太宰府市、小郡市及び基山町の水道事業関係の職員も出席をいたしております。この会議におきまして、山神水道企業団から福岡県に対して業者に行った改善命令の指導強化をお願いされておりますし、本市からも水質調査の継続拡充を訴えているところでございます。

よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 私は今期、山神水道企業団の議会議員として出席しておりますが、先日の企業団の議会におきまして、企業団のその水質調査では水は水質基準以下であるという報告がされておまして、原水、飲み水として供給している水には何ら問題ないということで、今山神水道企業団ではペットボトルの水をですね、つくって配布したりするようなことを行っているんですけども、実際には原水のほうの水質調査で先ほど部長がおっしゃられましたけれ

ども、ウランはまだ検出し続けています。平成23年度の3月議会で武藤議員がこの件を取り上げておりました、そのときに山神水道企業団の構成団体である筑紫野市、小郡市との連携を一層深めていながら適切な対応をしていきたいというような回答をされています。実際に今行っているというようなお話でしたけれども、要望を行った上で何か進展はあったのでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） 期成会として要望を平成24年2月にも国のほうに対して行っております。その他の報告いたしました山神企業団、あるいは筑紫野市からの要望に対して何らかの進展があったということは先ほど神武議員もおっしゃいましたように先日の山神企業団の議会の中でも報告はされておりました。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） この問題はもう既に20年近くたっております。産廃処分場がそこにあつて、まだ産業廃棄物が残ったままであるということを知らない市民もいらっしゃると思うんです。今後ともですね、安全な水を確保していくためにもですね、引き続き筑紫野市、小郡市、それから山神水道企業団と連携をして働きかけしていただきたいということを強く要望いたします。お願いします。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） ご指摘のとおり、言うまでもなく今後におきましても適宜情報を捉えていきまして、山神ダムの水の将来の安全が担保されるまで私ども山神水道企業団の構成団体であります筑紫野市、それと小郡市との連携を一層深めていながらですね、適切な対応を適時とってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大田勝義議員） よろしいですか。

教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 2項目めの学童保育所の現状とこれからにつきましてご回答申し上げます。

1点目の学童保育所の指導員、保護者からの改善要望につきましては、毎年保護者会から要望事項を提出していただいているところであります。その主なものといたしましては、指導員の入れかえを少なくして人間関係のできた指導員に子どもたちを預かってほしい、また保育料金を安くしてほしい、おやつ代やその発注の改善などがあります。

2点目の指定管理者制度の導入での改善点につきましては、指導員の勤務期間が嘱託職員3年間、臨時職員1年間が期限となっていますが、指定管理者になりますと、経験豊富な指導員の長期的な確保が可能となり、保護者や子どもたちの要望に応えることができると判断しているところであります。

また、指定管理者制度の導入により、市が行う業務、ひいては人件費が軽減され、その分を

保護者が負担している保育料の減額に充てる予定であります。また、おやつにつきましても、保護者負担が減るような取り扱いを検討しているところでございます。

学童保育の質を守ることができるのかという点でございますが、他市町の調査結果からも指導員はかわりませんし、加えて民間事業者の経営ノウハウを活用することができることから、質の低下は招かないと判断しているところでございます。なお、筑紫地区におきましても本市以外は全て委託、あるいは指定管理者制度を採用している状況でございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 今、部長のほうから保護者のほうの声ということでお話しいただいたんですけれども、定例協議会の中でお話しされた内容ですね、同じだったんですが、実際にこの要望ですね、今その公設公営の学童というのがもう県内、先ほどもお話ししましたけど県内ではもう4カ所になってしまって、太宰府市はまだ学童が公設公営でしているんですよという話をするといいねというふうなことをよく言われるんですけれども、その今の公設公営のままでの改善というか、要望ですね。改善する方法はもうないということですか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） いろいろの間検討してまいりました。やっぱり一番大事なその子どもたち、保護者に、やはりいろいろ迷惑をかける状況があるか、ないかという形で、市は市なりに各市町村、担当部署ですけど、調査しましたけど、また知人や親からも話を聞きましたけど、移行することによって大きな障害とかひずみが出るような情報は入ってきていませんので、内部で検討した結果、委託するような形をとっております。

現状のままでいきますと、なかなか費用の問題もろもろの問題で改善することもできませんので、一つの方法としてよりよい学童保育所の運営ができるということですね、願って委託を今方針にしているところです。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 学童保育所は児童福祉法に係る事業であるのですが、市町村には学童保育の利用促進の努力義務だけしかありませんし、法的には最低基準も決められていません。そして、国がつくった放課後児童クラブガイドラインに法的拘束力もありません。補助金は奨励的な補助金で実際に必要な金額と比べてとても少ない状況であると思います。その中でですね、太宰府市の学童保育は保護者からの強い要望もあって、障がいのある子どもについては加配をつけたり、それから70人以上の大規模な学童については平成21年度から2分割をしてプレハブからログハウスに建てかえるということなど、子どもたちの育ちの場を順々にですね、拡充されてこられていると思います。そして、子どもの遊び道具や工作の道具などについては指導員さんの方から、ほかの実際に比べて充実しているというふうな声も聞いております。そして、今現在3年生までの待機児童はゼロ人だということもお伺いしました。今の状態で働いて

いる保護者にとっては、とても安心して子どもを預けて働き続けられる環境が保障されていると思っております。実際にその4年生以上の保育ですね。それから、4年生以上の待機児童が44名いるというふうに聞いておりますけれども、ここの部分を解消するためにこういうことと、また指導員の方との人間関係をつくっていただくかというようなことを改善するために指定管理を導入するというふうなお話なんですけれども、解決策としてそれを移行するというお話ですね。

濟いませぬ、続けて2項目めに入りますけれども、この指定管理者制度というのは自治体の設置する公共施設を民間企業、公益法人、それからNPO、ボランティア団体などが管理者として運営し、民間の効率的な方法による経費削減、そしてサービスの向上を図る制度になっています。先ほど部長のお話でありました、今回の移行についても民間事業者の経営ノウハウを活用するというふうに理解されていると思います。実際に、その管理事業者に委託した場合、施設管理費で事業を行ってもらうことになるんですけれども、その中で今上がった保護者からの要望を事業者は応えなければなりません。事業者は当然利益を出しながら要望に応じていくことになるんですけれども、コストを下げながら、コストを下げるために指定管理に移行されるという面があると思うんですが、事業者はその受け取った事業費がほとんど人件費ですから利益を出すためにはそこを削らなければなりませんし、人件費を削減することになると思います。そして、今以上に指導員の方は安い賃金で雇うことになるのではないかと思います。子どもたちにかかわる人、それから指導員の質、雇用条件が悪くなる、下がるということにつながると思っております。子どもと向き合う指導員の方は、子どもたちの生活の場である学童では子どもとの信頼関係、それから保護者との信頼関係、指導員同士の信頼関係で成り立っているところの方とも言われます。これを指定管理に移行した場合に維持することができるのかということですね。先ほど質は下がらないと、近隣の自治体ですね。筑紫地区も移行されているということなんですけれども、下がらないというふうにおっしゃいましたけれども、この部分をどのように考えておられるか、お聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 何点かありましたので、今回1つ定員増というのは、これは4年生以上ということじゃなくて、この定員増というのはですね、もう西校区がもう新入生が多くてちょっと増、教室を増やさないといけない状況がございますので、あくまでも3年生、今3年生は全て入っていますけど、ここ一、二年で3年生も入れない状況も出てくる可能性がありますので、まず3年生の部分についてはですね、できるだけ今のように受け入れるような形を含んだ中での定員増ということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それと、民間事業の部分ですけど、基本的には市内部でそういうプレゼンといいますか、そういう形の提案書をもって、内部の中での検討委員会で決定をしていきます。仕様書の中に今言われた勤務条件の低下の部分とか、もろもろの部分ですね、記してそういう形の中で契約をしたいと思っておりますし、あくまでも市も入った中で定例的な業者との指導員との話し合いと

いうのもですね、そういう部分については市としてもかかわっていかねばやはり資質の低下が起きていますので、そういうふうには考えております。たしか備品消耗品もですね、その辺も十分、施設自体はこちらですから、あとどこまで消耗品を市の負担にするか、事業者負担にするか、修繕等もございますけど、そこら辺は今後時間をかけて精査をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 実際、委託を受けている事業者の方にですね、お話を聞いたんですけども、今手厚くされている、その障がいのある子どもたち、1つ取り上げるとですね、障がいのある子どもたちに加配をつけてもらっていると。それも、要望したらすぐつけていただけてすごく喜んであったんですけども、もう加配はとても無理だと。その委託事業費の中で1人障がいの子が増えたから1人つけるというのは恐らくできないというふうなお話がありました。そのところはいかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） これは福祉の一番根幹の部分ですから、加配については一応まず現状でもそこら辺も含んだ中での契約をしていきたいというふうに考えておりますし、そういう状況があった場合はですね、どうしても加配がないとやっぱり学童での生活ができない部分もございますので、その辺については福祉という面も含んでですね、市として対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） それから、保育料が、利用料が下がるというふうな減額できるというふうなお話がありましたが、定例協議会の中で近隣自治体の状況一覧表というのをいただきまして、それを見ていたんですが、近隣のその春日市、筑紫野市、大野城市、全て委託なんですけれども、利用料は高くなっています。高くなっています。そして、民間の事業者である那珂川町が月5,500円で、太宰府市よりも500円安いんですけど、延長料金が3,700円なんです。という事は9,200円払うことになるんですね。これを下がるというふうに認識されているのか。利用料が民間だから安くなりますよということは、先ほども申しましたけども、人件費を削って対応することになりますので、保育料に反映されるということは容易に考えられることではないかなというふうに思いますけど、そのところはいかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 保育料につきましても、まだ今検討の段階ですけど、今太宰府が6,000円でございます。目標といたしましては、200円程度はですね、下げる方向で今、決定じゃないですが、そういう方向で今内部でですね、時間をかけながらそういう部分も含んで最低でも200円程度は減額できるような方法を考えているところでございます。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。



○2番（神武 綾議員） 指定管理者制度を導入している春日市なんですけれども、これからその公設公営から移行していくときにいろんなところでトラブルがあっている自治体もあります。自治体の状況一覧表というのは先ほど見せていただいているということでしたので、春日市、近隣自治体のほうをちょっと調べたんですけども、春日市は指定管理者制度を導入しています。太宰府市がこれを導入しようとしているんですけども、春日市の場合はですね、1975年に学童開設を願う保護者によって開設運動が始まりました。そして、1978年に最初の学童が開設されて以降、学童の運営に関して保護者が中心となって学童保育連絡協議会、それから学童保育連合会と発足させてきました。その連合会では、理事会はですね、小学校の校長会、民生委員、主任指導員、健康福祉部、保護者代表、個人会員で構成されていました。その後、春日市はもう移行するというのを念頭にその団体と連合会とですね、進めていましたので、2003年にNPO法人の認証を受け、子ども未来ネットワーク春日となって、放課後児童クラブ指定管理業者として指定を受けているという流れがあります。

筑紫野市は委託ですけども、春日市と同じように保護者の連絡会が運営をしていたNPOに委託されています。

大野城市なんですけれども、大野城市も委託でNPO法人のチャイルドケアセンターに委託されています。平成15年当時、大野城市には土曜保育がありませんでしたので、保護者からの強い要望があって土曜保育をこのチャイルドケアセンターにモデル事業として委託をしています。その中で、平日の代替指導員の交流などもあって、平成16年から3年間の委託事業者として今運営をしています。このNPO法人なんですけれども、いきなりの委託ではなくて土曜保育のみ委託する、そのモデル事業があって、1段階あったので子どもたちとの混乱もなくというか少なく済んだのではないかなということをおっしゃっていました。

そして、少し離れたあの宗像市ですけども、宗像市はいろいろトラブルがあって、ご存じかと思いますが、宗像市も春日市と同じように連合会を持ってありました。1回目の委託のときにはその連合会が委託を受け、3年が過ぎて2回目に民間の事業者へ委託されています。これ株式会社です。その後ですね、保護者と指導員、それから地域とで運営していたその連合会がですね、株式会社、民間にかわったことで、指導員の勤務時間が子どもの来る1時間前からしか保障されていなかったり、集団的な保育方針が指導員同士ですね、話し合いができないなど、子どもの生活の場としての保障が難しくなっているという現実があるということです。

実際に30年間運営してきた学童保育連合会もなくなり、子どもと指導員も、子どもも指導員も保護者もばらばらになって、今児童数が減ってですね、平成24年度利用者がゼロ人になった学童も出てきています。これは2つの学童がゼロ人になっているんですけども。何を伝えたいかといえばですね、委託するとしても信頼できる事業者、それから団体があれば、そこと保護者、指導員、それから行政との話し合いを持って運営基準なりをつくっていくことができると思うんですけども、今太宰府市にはですね、そういう団体がありますか。いかがでしょ

うか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 現状では、太宰府市内にはない状況でございます。今、神武議員が言われたみたいに問題を起こしている委託なり、指定管理でも起こしているところは業者では相当問題があるみたいですね。うまくいっているところは今言われたみたいに業者の質といいますか、本当営業というのものもあるんでしょうけど、福祉という、子育てというですね、基本的な理念もわかった業者というのがございますので、選考に当たっては、まずそれが一番大事だという形では認識しているところでございます。いろいろ聞いてみると、失敗しているところは業者がどうしても保育というよりは営利というものがございまして、そういう責任者の基本理念もですね、いろいろ考えながら今後選考をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） その大事な事業者の選定についてお伺いなんですけれども、指定で随意契約にされるのか、公募されるのか、今どちらにされるのかというふうな検討はされていますか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 基本的には公募をしてですね、その中で太宰府市内にある検討委員会の中で精査して決定していきたいというふうに考えております、今の状況ですけどね。あとはそういう形で今から仕様書をつくるかですね、基準というのは今後の検討課題というふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 指定管理者制度は、もう太宰府市でもいろんな公共機関で導入をされています。老人福祉センターは社会福祉協議会、市民図書館、女性センタールミナス、太宰府館、文化ふれあい館は財団法人文化スポーツ振興財団に移行されていますが、6月の議会の原田議員の質問の中で、この指定管理者制度について文化施設については市の意向に沿った運営をしてもらいたいということで、随意契約によって財団に委託しているというような回答がありました。そういう考え方からいくとですね、学童の公募はちょっとおかしいというか、信用できないのではないかなというふうに思います。

図書館や公民館、それから美術館、博物館は、委託先がくるくるかわる、3年とか4年とかですね、かわる管理指定はなじまないということから財団に随意契約で委託されていると思うんですけども、実際に指定管理自体が学童の、学童であるその子どもの施設になじまないということはもう随分言われている中でですね、公募するというところにちょっと納得がいかないんですが、この点いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○**教育部長（古野洋敏）** 確かに、公募にはなじまないという部分は私も同感でございます。ただ、社協とか文化スポーツ振興財団は、少し市の職員もおりますし、準公的機関という部分がございます。ただ、今回の部分はですね、やはりどうしても1事業所になりますので、7万市民から見たときですね、今からの検討課題ですけど、やはりそういう形でなじまないという形で随契でいくか、その公募による選考でいくかというのはですね、今後のまだ検討課題にしたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○**議長（大田勝義議員）** 2番神武綾議員。

○**2番（神武 綾議員）** そうですね。先ほどの公共施設が随契で、学童が公募でというのは保護者の方は恐らく納得をされないと思います。この指定管理ですけれども、来年度からというお話がありましたけれども、これは4月1日からされる予定で今進めてあるのでしょうか。

○**議長（大田勝義議員）** 教育部長。

○**教育部長（古野洋敏）** 現状からいきますと4月1日は難しいというふうには判断して、まだわかりませんが、7月ぐらいまでにはですね。まだ今指導員の説明会、終わりました。保護者の説明会も終わっております。今からまた保護者のそういう意見もですね、また集約しないといけませんので、そういうのを整理しながら時期を決定していきたいというふうに考えているところでございます。具体的に詳細が決まりましたら、また議会のほうに報告させていただきたいと思います。

○**議長（大田勝義議員）** 2番神武綾議員。

○**2番（神武 綾議員）** この7月1日という、この期日はどのように決められているんですか。

○**議長（大田勝義議員）** 教育部長。

○**教育部長（古野洋敏）** 7月1日というのはですね、一つのもう言い出して1年前にはですね、実現するためには7月ぐらいの予定という意味合いで7月ぐらいにはできれば決めたいと。7月には人事異動も、今度はこれ指定管理になれば今度は人事の問題も出てきますので、そういうのも含んでできれば7月ぐらいにはという形で考えているところでございます。

○**議長（大田勝義議員）** 2番神武綾議員。

○**2番（神武 綾議員）** 今の回答は行政側の都合のような気がするんですけども、学童保育は4月に1年生が入所してきます、保育所からですね。3月31日まで保育所にいて、4月1日から学童に来て、春休みはそこで過ごして入学式を迎えます。保育所から小学校へ行くということだけでも大きな変化でですね、学童の指導員さんが本当に親がわりになってスムーズに小1の壁を乗り越えていけるようにかかわっておられてですね、やっと夏休みに楽しく過ごせるような人間関係ができているときに7月1日に事業者がかかわって、もしかしたら指導員の方もかわるかもしれないというのは、この年度途中での移行というのはやめていただきたいんですけども、ここのところ、ご回答をお願いします。

○**議長（大田勝義議員）** 教育部長。

○**教育部長（古野洋敏）** ちょっと言い忘れていましたけど、基本的にはですね、どこの学童もう

まくいっているところは、ほとんどそのまま指導員が新しい事業所に移行されているという部分の中で、市といたしましてはその方向性で今後仕様書の内容もつくっていきたいというふうに考えております。一番は子どもたちと保護者でございますので、あくまでもそこら辺の勤務条件も含んでですね、そういうのを今後、まず第一条件はそうです。どこを調べてもそれで移行があったところはうまくいっていないみたいです。あくまでも一番大事な子どもと保護者ですね、負担がかかりますので、私が言ったのはあくまでも7月1日であっても、今の体制が変わらないという形の中で、だからそういう業者も先行するという部分も含んでですね、今後整理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） そのこのところはきちんとご検討いただきたいと思います。そして、指定管理のですね、実際に事業者を決めていく委員会規定というのがあると思うんですけども、この規定が公募者の選定を公正かつ適正に行うことになっており、7名以内の委員によって組織するとなっています。委員は、地域づくり担当部長、経営企画課長、管財課長、上下水道課長、部長及び課長相当職で市長が適当と認めるものというふうなことで構成されています。学童の事業者を選定するときですね、この構成委員で適任かということなんですけれども、保育に関係する方だったりとか、学校、それから児童にかかわる方などですね。入れて改正すべきだと思いますけれども、実際に入れて選定する委員会をつくっているところもあります。この点はどのようにお考えになりますか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） その件は予測もしていない内容でございますので、一応今の段階ではですね、そういう委員会規定というのがございますので、議員さんのおっしゃることもご理解いたしますから、その件はですね、委員会規定というのがございますので、その中でどういう形の運用でそれができるかできないかを含んでですね、検討はしていきたいと思います。できないはちょっと別にいたしまして、はい。

○議長（大田勝義議員） ここで11時35分まで休憩いたします。

休憩 午前11時21分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時35分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） じゃあ、引き続きお願いします。

私も3人の子どもが学童でお世話になりましたので特別な感情も入っているんですけども、通っている間ですね、いろんな子どもたちがいました。そして、いろんな条件で働いている保護者の方がいらっしゃいました。壇上で申し上げましたけれども、生活が厳しい、それからひとり親家庭で仕事が大変で子どもに目を向けられる時間がないという家庭のサポートまで

をですね、学童の指導員が子どもたちに寄り添ってされています。もうそれはご存じのことだと思います。あの指導員の方も担当の課長さんにはですね、随分話を聞いていただいているというふうなことも聞いております。今の運営の状態だと勤務時間外でも子どもの様子を見に来たり、それから荒れている時期には早目に出勤して指導員同士で保育内容を検討したり、それから学校のクラスの先生にも相談に行く、そして保護者とも時間をとって子どもの様子を聞いたり、お母さんたちの悩みにも乗ってあげています。これは行政が責任を持って運営しているからこそ、そこまで入り込んで寄り添うことができているというふうに聞いています。

先日、社会教育課の主催の家庭教育学級に参加してきましたんですけども、そこで二日市に事務所を持ってある弁護士さんのお話がありました。少年犯罪と後見人制度についてというお話だったんですけども、最近離婚や子どものことで相談に来る女性が増えているそうです。父子家庭、母子家庭に生活困窮者が増えてきているというふうに実感するとおっしゃっていました。仕事をかけ持ち、それから子どもの勉強を見る余裕がない、親と接触する時間、これはもう会話をしたり触れ合ったりとする時間がない、そしてさらに親が孤独であるというふうに見えるとおっしゃっていました。学童はひとり親家族のライフラインでもあります。学童中心に学校、学童、それから地域が手をつなぐ必要もあるのではないかとというふうにそのお話を聞いて感じました。民間事業者にそこまで要望はできないでしょうし、個人情報の問題もかかわってきますので、今以上のケアが不可能だと思います。指定管理については、教育委員会でも了承済みだというお話がありましたが、もう一度検討し直していただくことを要望いたします。この体制を崩すことなく、引き続き運営していけるような選定方法、選定基準、選定期間、それから保護者との話し合いなど、検討すべき内容はまだ山積みだと思います。

近隣の市町村のですね、移行までの経過を見ても、来年度7月というお話が出ましたけれども、来年度の移行は混乱を招くと考えます。そのこのところの判断をもう一度検討していただきたいと思っておりますけれども、お考えをお聞かせ願えますか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 議員さんのおっしゃることももっともだと思います。結局、最終的には保護者、子どもたちがよりよい学童保育所の運営ということが大きな目的でございますので、まだまだ今から指導員、保護者との話し合いもでございます。それを踏まえながら最終的に決定していきたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 全国学童保育連絡協議会というのがありまして、その調査では、子どもたちが小学校で過ごす時間より学童で過ごす時間のほうが年間510時間も多いという結果が出ています。学童は単なる遊び場ではなくて、毎日の生活の場、そこで指導員の方とですね、家庭と同じように過ごすような時間、場所の保障をいうことを捉えていただいて慎重に進めていただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 2番神武綾議員の一般質問は終わりました。

次に、14番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

14番小柳道枝議員。

[14番 小柳道枝議員 登壇]

○14番（小柳道枝議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告しておりました交番の新設、誘致についてお伺いいたします。

現在、本市には、水城交番、太宰府交番の2つの交番が設置されています。この交番の設置当時から見ますと、本市の人口も増加し、地域住民の生活環境や生活スタイルも変化しており、既存の交番だけでは緊急な事件、事故が起こったときの対応には限界があると考えます。より身近な交番として地域住民の生活を犯罪から守り、心豊かに暮らしていくためにも、市民から交番の新設が望まれております。

本市としての安全・安心のまちづくりの柱である地域コミュニティの取り組みも、現在では各自治会において独自性を持ちながら組織化されており、防犯、防災に対する市民の意識や関心は高く、夜間防犯活動なども活発に行われております。また、市役所には防犯専門官、防災専門官が配置され、犯罪や青少年の非行防止、地域の防犯の指導や情報の提供など自治会との連携を図られていることは本当に素晴らしいことだと思います。このように地域とともに安全・安心のまちづくりに取り組んでいる一方で、新たな交番の設置、誘致に対する市の考えが見えてきません。交番の新設、誘致に関しては、筑紫野警察署や関係機関との協議や調整が必要とは理解いたしておりますが、西鉄五条駅周辺、太宰府西校区と2カ所に交番を新設、誘致してほしいという市民の要望に対する市の考えをお伺いいたします。

再質問については議員発言席で行います。

よろしくお伺いいたします。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 交番の新設誘致についてご回答いたします。

福岡県の駐在所、交番につきましては、平成15年度に再編が行われ、それまでの570カ所から241カ所に減少し、現在は329カ所となっております。その再編の理由をお聞きますと、平成14年度中に刑法犯罪が県下で16万7,000件を超えたことを受けまして、夜間に発生することが多い都市型犯罪に対応するため、常時パトロールが可能な大型化した交番に再編し、交番にミニパトを数多く配置することで、パトロールの強化と機動力を上げていることにされたそうでございます。

一方、地域におきましても、平成19年度から毎月第2、4金曜日に警察署と地域での合同防犯パトロールを実施しております。市を初め、地域でも青パトの購入が増加し、地域の見守りや防犯パトロールを実施することで犯罪の抑止力となり、街頭犯罪件数は年々減少してきております。

ただ、太宰府市には、短期大学や大学が数多くございまして、痴漢等の性犯罪は依然多いということがございます。先日、筑紫野警察署から性犯罪抑止に向けた環境整備の要請がござい

ました。パトロールや防犯灯の増設はもちろんでございますけれども、特に力説されたのは防犯カメラの設置について早急に対応していただきたいという強い要請がございました。市としても、早急に対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

福岡県における駐在所や交番の設置基準もお聞きしましたところ、人口、面積、事件事故の発生件数を勘案して判断されるということでございますけれども、さきに述べました平成15年度の再編以降、新設は行われておらないのが現状だそうでございます。

このような中、筑紫地区4市1町を管轄しております筑紫野警察署が平成26年に分割の予定で、春日市に新たな警察署ができますので、より身近な筑紫野警察署になるものと思っております。このように福岡県内の駐在所、交番の再編の経過もございますけれども、小柳議員がおっしゃいますように本市の安全・安心のまちづくりのために筑紫野警察署と交番の新設について協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 14番小柳道枝議員。

○14番（小柳道枝議員） この警察署、以前は派出所だったのが交番に編成されたということはよく存じ上げております。ただ、今、なかなかどうしても人口割、そしてまた面積等々で平成15年以降は増設もどこの市町村もできていないんだというご答弁でございましたね。そういう中で、太宰府の場合はですね、安全・安心のまちづくりを先に取り組みまして地域住民が一生懸命頑張っております。せんだって補導連絡協議会の視察がございました、山口県美祢市のほうに行ってみりました。確かに太宰府あたりでは青少年の犯罪も抑止も本当に以前からすれば減っております。ただし、そういう中でですね、今現在、先ほどもありましたけども、短期大学、女子学生の中には外国からの留学生の女子も大変おります。そういう中でですね、せんだっての補導連絡協議会の中でお話がありましたのが、福岡こども短期大学のあのアンダーのある団地の中から3号線を隔てまして学園に入るまでの道のりの中のトンネルがあります、ご存じと思いますが。そこで女子学生が襲われまして、たまたま通りかかった人が110番をかけたけれども、なかなかその緊急時には間に合わなかったと。だから、その方が何か警察かどこかに連れていったという報告があっています。

それと、学園通りの露出魔、女子学生がおりますとですね、夏場になりますと特にそういう治安の悪化というのは目に見えて増えてきているようでございます。これから少し減るかもわかりませんが、そういう中で市民は一生懸命頑張っているんですよ。今、4市1町の中では交番が太宰府は2つですね。それから、春日市は3交番と2警部があります。そして、平成26年度には新しく新設される警察署が分割ですか、できるようになっております。大野城も3つの交番があります。そして、筑紫野市は4交番と駐在さんもあるんですよ。那珂川は1つの交番と駐在さんと1警部ということで17カ所、この旧筑紫郡にはあると思います。でも、その中で、この太宰府というのは、また独自性があるんじゃないですか。観光客がいます。学園都市であります。そして、もう団地の中は高齢化を迎えています。そして、五条駅がキーになっている場所もあります。今、水城と太宰府派出所ですね。観光客は交番を使いますよね、

何かありますと、その太宰府駅ですよ。でも、五条駅かいわいというのは、駅前にパトカーの駐車場がありますね。そこにパトカーがとまったのを見たこともないんですが、ただパトカー駐車場とだけ書いてあります。郵便ポストがあります。だから、このように太宰府で乗りおりする、太宰府、五条駅で乗りおりする人たちが何かあったとき、そしてまたその青少年の子どもたちのたまり場になった経緯もあります。そういうときには、あそこにパトカーでもおればいいんですけども、だからそういう観点から見ても安全・安心のまちづくり、そしてお年寄りに優しい町、そして青少年の犯罪を抑止するためにも、どうしても私は派出所が必要だと思いますけれども、誘致活動はなされたことがありますか。

それともう一つ、市民からの声は聞いたことがあるんでしょうか。2つ、お答えください。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 誘致活動については承知しておりませんが、以前五条駅に派出所もしくは交番が欲しいという声は聞いたことはございます。

それと、太宰府市には太宰府交番と水城交番がございすけれども、朱雀二丁目、三丁目と通古賀の六丁目は二日市交番、二日市駅の交番が管轄しておるそうでございます。ただ、おっしゃいますように五条駅周辺は学生さんが多いということと、五条駅周辺については太宰府交番が管轄のエリアに入っておりますけれども、やはりパトロールの強化とか、できれば派出所、交番の要望は今後とも進めていきたいと思ひます。

それと、水城のほうにつきましてははですね、かなり広いエリアで確かに人口も多うございす。太宰府交番の管轄からしますとやや水城のほうが多い状況がございす。そういうことも含めましてですね、今おっしゃいました太宰府は特有の観光客が多い、学生が多いということは承知しておりますので、そういうことを警察のほうにも訴えて協議を行ってまいりたいと思ひます。

○議長（大田勝義議員） 14番小柳道枝議員。

○14番（小柳道枝議員） 交番の誘致はちょっと無理ということですかね。まず、そこから聞きたいと思ひます。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 無理かどうかは言ってみないとわかりませんが、現状からすると厳しいのは確かに間違いないと思ひます。ただ、私たちがだからといって何もしないということではなく、やっぱり行動は起こしていきたいというふうに思ひます。

○議長（大田勝義議員） 14番小柳道枝議員。

○14番（小柳道枝議員） じゃあ、そういうことであればですね、市民運動として例えば今防犯、安全・安心の町、そして防犯の暴追運動とか、さまざまな活動をしていらっしゃる太宰府の市民が多うございす。どうしてもこの要望がここにあったほうがいいのかというようなことであれば、市民の方たちからの要望書があれば市は真正面から受けて立てますか。誘致活動をやっていたらいいんでしょうか。今、過去にしたことはないっておっしゃっていましたからね。こ



れからはどういうお考えになりますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） まずは太宰府市の現状と警察の状況、質問があるまで少し状況は聞いたんですけれども、まず協議を行って現状、お互いの共通認識を深めたいと思います。署名活動とかというのはちょっと想定しておりませんでしたけれども、そういうふうなのを協議を通しまして太宰府の現状を訴えながら要望は行っていきたいというふうには考えておりました。

○議長（大田勝義議員） 14番小柳道枝議員。

○14番（小柳道枝議員） 事件、事故の件をちょっとお尋ねしたいと思いますが、設置当時が平成15年ぐらいにできたんですかね。警察のその所管のあり方が平成15年に変わったんであって、太宰府の交番、水城交番というのは恐らく町の時代からつくられたと思うんですよ。その当時の事件、事故、犯罪、それから今現在とはどういう違いがあるのか、件数とか人口も大分変わっていますけどね。その中で本当に対応できたのか、空き巣とかいっぱいありますよね。だからその辺の対応はされたのか、どれぐらいその件数が増えたのかを教えてください。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 犯罪件数はここ数年の数しかちょっとデータを持ち合わせておりません。平成17年から近年にかけての数字しか持っておりません。水城と太宰府につきましては、町の時代から当然あそこにありましたし、その当時はまだ人口もそんなにたくさん多くなかったと思いますけれども、人口が増えておりますけれども、ここ近年につきましてはですね、街頭犯罪は地域の防犯パトロール等の抑止力もありまして、かなり減っております。

総計数でいいますと、平成17年が約900件ぐらいございましたけれども、平成23年度では390件程度でかなり減っております。ただ、今さっき申し上げましたように太宰府特有の問題点もございます。女子学生が多いということで、性犯罪につきましてはですね、露出したり体にさわったりというのはありますけれども、ここに上がっている数字は多分その一部かもしれません。被害に遭っても言われていない方については数字が上がらないので、そういうふうな性犯罪系の件数については本当はもう少し多いのではないかというふうには感じております。

○議長（大田勝義議員） 14番小柳道枝議員。

○14番（小柳道枝議員） その犯罪の件数が減るということは、本当に太宰府の市民及びまたその関連の防犯関係の方たちの日ごろのその見回りが功を奏しているんじゃないかなと、それは本当に喜ばしいことだと思いますが、その中でもし事件に巻き込まれたときにですね、結局その市民の防犯パトロール、そしてまた補導連絡協議会、いろんな防犯の関係者等のボランティアの団体があると思うんですが、その方たちがですね、もし事件、事故に遭遇した場合には何の権限もないと思うんですよ。警察官という制服とか、それで何かいろんなことがおさまっていくと思うんですよ。そこまでの権限は市民にはありませんよね。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） もちろん市民のほうは抑止力で間接的な効果しかないと思います。権限があるのは確かに警察官でございますから、太宰府に交番が2つありまして、3人の人たちがローテーションで24時間見回りをしているということでございますけれども、じゃあ何かあったときはどうしたらいいのかということで問い合わせましたところ、仮に交番が、時には空になることもあるということもお伺いしております、パトロールに出てですね。そのときは筑紫野警察署929-0110に連絡していただければ近くにおる警察官をすぐに現場に急行させるというふうなこともお伺いいたしております。

○議長（大田勝義議員） 14番小柳道枝議員。

○14番（小柳道枝議員） そういうことで、もしパトロールなさっている方がまたけがとかいろんなことがないようにする必要性もあると思いますが、まずそれでその中でですね、もしその派出所を誘致し、建設するに当たりましてはちょっとわかりませんが、その建物とか場所とか、いろんな経費についてはその必要、建物とか建てたりとか誘致するときの費用は市が持つんですか。それとも県かどこか持つところあるんですかね。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） それもお尋ねしてみました。そういうふうのがあったら誘致させるのかなというふうにお尋ねしましたけれども、それは市のほうじゃなくて県のほうですということでございますので、市が土地と建物を建てるということではないみたいでございます。

○議長（大田勝義議員） 14番小柳道枝議員。

○14番（小柳道枝議員） ぜひとも誘致をしていただきたいと思います。西校区も最近では農業高校の隣に特別支援学級もでき、バスも往来いたしております。そしてまた、商店街も西校区のほうで太宰府付近よりもとても活性化しているように思います。今の31号線ですかね、旧5号線、あのあたりにもですね、すし屋さんとか、いろんな店舗が並んだり、いろんな方が移り住んで見えております。人口も増えています。私たちのこの太宰府よりも西校区のほうが増えている可能性は多いと思います。先ほど部長の答弁にもありましたように子どもの数も増えているというのは事実なんですよ。そうすると、子育てをするお母さん、お父さん、これは学校とも関係があります。みんなそういう観点から見ればですね、どうしても一、二カ所の警察、交番誘致をこの折ですので春日市にはもう一つできる。そして、面積は太宰府よりも小さい。人口は多ございます、約10万人超えていますから。そういう観点から見てもですね、太宰府の安全・安心のまちづくりでみんなが安心してできるような、そういうふうな警察及び交番の誘致をね、あえてお願いしたいと思いますが、どうかお力になってもらえませんか、お願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 先ほど部長のほうからも説明をしましたように警察署の再編がっております。これはもう少なくするだけではなくて、例えば機動力を重視をしたほうがいいだろう、

人間が歩いて巡回することもやっぱり必要ですけども、そういうことで警察では再編をするに当たりましては交番が動きやすいように小さなパトカーの配置をしたり、あるいはその前にですね、機動隊のパトカーで110番すればすぐに駆けつけられるようなそういう体制もつくってございまして、再編することによって犯罪が増えるというようなことがないように計画をしているところでございます。派出所のほうもですね、今聞いていますと多少人口的な規模から見ると少ないかなということで、希望的な観測ではもう一つぐらいは何とかなるんじゃないかなというふうなことも思っております、その辺も協議をしようということで庁議でも話し合っております。

その前に、随分時間も要するかなとは思いますが、五条のパトカーの配置の場所についても駐車できるようにやってほしいということも含めてですね、駐車場の整備をいたしておりますので、その協議をする中で太宰府の重点的な配備、パトロールの配置、パトロールをしていただくこと、あるいは五条のほうにも時々とめて、とめるところを見せるだけでも犯罪の抑止力はあると思いますし、また今度、女子学生が多い短大の性犯罪の問題もありますので、その巡回のほうもですね、お互い頑張っていこうというふうにしておりますので、そういうことも含めて犯罪の防止に努めていきたいと思っております。派出所についてもできるような方向で協議をしてみたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 14番小柳道枝議員。

○14番（小柳道枝議員） ありがとうございます。できるだけ、日数がかかる、何かかるということもあるとは思いますが、もしもこういう交番の増設につきましては市本体でですね、着眼していただきまして、本当に市民が今頑張っています。安全・安心のまちづくりに地域挙げてやっております。行政のほうもどうぞそこをお酌み取りいただきまして、再度お願い申し上げます、派出所ができること、そしてまた交番がね、できることに期待をかけまして、一般質問を終わります。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 14番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番後藤邦晴議員の一般質問を許可します。

9番後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

まず、1点目の太宰府駅前広場の整備についてお伺いします。

本件は、平成17年及び平成20年にも一般質問をさせていただき、今回が3回目でございます。その都度、若干の改修工事や補修工事を行っていただいておりますが、継ぎはぎだらけでどうも見ばえがよくありません。

太宰府駅は観光の玄関口とも言われるように、天満宮参道を前に、電車、バスの利用者はもちろん、散策コースの拠点ともなっています。これほどの観光客や市民が出入りする駅は、ここをおいて太宰府市内にはありません。つまりは、最も整備していかなければならない駅だとも言えます。以前から申し上げているのは、歴史的カラーを出した材質は滑りやすく、転びやすく、割れて浮き上がっており、特に高齢者の方の歩行には危険を伴う状態になっています。

については、思い切って全部を剥がし、全面舗装を施し、車道部分や歩道部分の境はきれいな白線でめり張りをつけることがデザインの的にも好ましいと思います。観光客の第一印象は、駅をおりたときに決まると言っても過言ではありません。太宰府は、よく整備された町だと高評価につながるものです。安全面も付加して、ぜひ駅前広場の整備をお願いしたいと思いますが、市長のご見解を伺います。

また、以前、歴史を醸し出す水時計が設置されていましたが、残念ながら今は撤去されています。観光客のカメラにもたくさんおさめられたよいものがなくなることは寂しいものです。そのほかに、全国的に任期があるからくり時計なども設置候補の一つとして皆さんの目を引くものをぜひとも実現していただきたいと思います。

太宰府のイメージアップのために市長のご見解をお伺いします。

次に、2点目としまして、調整池の整備についてお伺いします。

太宰府市内にたくさん点在する調整池は、今年の梅雨時期を比較的安全に何とか乗り切りましたが、それでも幾つかオーバーフローして道路の浸水が起きた箇所もあると聞き及んでいます。その主な原因は、どこにも見られる土砂や木々の堆積であると思います。その副産物が悪臭を放っており、特に気温の上がる暑い日は、いわゆるごみのおいが立ち込めています。これから台風シーズンの秋が来ます。これらの調整池を計画的に改善、改良していかなければならないと思いますが、具体的な整備の方法をお伺いします。

次に、3点目としまして、スポーツ施設の点検、整備についてお伺いします。

まず、大佐野野球場の整備についてですが、この野球場は市民チームのリーグ戦を初め、市外チームとの対抗試合などが盛大に開催され、なくてはならない野球場です。

そこで、ここのバックネットに関して見た目にはかなりさびや汚れが目立ち、老朽化したように見ばえがよくありません。しかし、よく見ると、作りはしっかりしており、建てかえるにはまだもったいないと思っています。そこで、私なりに比較的安価でおさまる、塗装の補修で十分ではないかと考えていますが、そのほかにも何とか美観を取り戻す方法はないものかという考えを膨らませています。そのほかにも方法があるかと思いますが、執行部として何かお考えがあるのか、お伺いします。

また、青少年のスポーツ振興には、まだまだたくさんのグラウンドが必要です。北谷ダム下に大きな空き地が上下に2カ所ありますが、この空き地を利用できれば、ソフトボールや少年野球がもっと盛んになると思われます。心身ともに健全な青少年の育成に力を注いでおられる市長のご見解をお伺いします。

以上、3点にわたって質問させていただきますが、回答は件名ごとをお願いいたします。

あとは、発言席にて再質問をさせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 1件目の太宰府駅前広場の整備について市長の見解ということですが、私のほうからご回答申し上げます。

太宰府駅前広場は、本市の個性と魅力を創意工夫した景観整備事業の一環として実施いたしました天神様のほそみち建設事業により、参道とあわせまして平成元年度に整備、完成したものであります。

ご指摘のロータリー部分につきましては、白御影石張りとしておりましたが、大型車両の乗り入れもあり、路面の傷みにつきましては現在まで部分的な補修を行っているところでございます。

現在、本市におきまして歴史的風致維持向上計画というのを策定しております。今後、歴史まちづくり事業を進めていることになっておりますが、太宰府駅前の広場の整備につきましても、歩道を含めましてロータリー、ご指摘のシンボル等の内容を検討したいと思ひます。供用開始からもう既に25年、24年ですか、たっております。全体的な再整備ということで今後検討してまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 先ほども申しましたけど、2回質問をしております。検討するとの前日もご回答でございましたけど、どのような検討がされて、また改修計画図といいますかね。それと、予算等のもしできているんだしたらお知らせしていただきたいと思ひますが。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 確かに検討ということを行いました。数々検討しております。ご指摘のように太宰府の駅前で玄関口といいますか、ところでございます。ただ単に石を取って撤去して普通の黒いアスファルトで舗装というのも検討したんですが、やはり駅前であるということ、それからそれにふさわしい整備となると、やはりそれ相応の費用もかかるということで現在に至っておるわけなんですけど、先ほど申しましたように補助メニューである歴史的風致維持向上計画というのを認定いただきましたので、その補助メニューの中で車道もですが歩道等、言われましたそういうシンボリックなものも考えて再整備ということを検討いたしたいと思ひます。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 私、会派とかいろいろでよその視察へ参ります。また、個人的にもほかの観光地等の駅前広場、またロータリー等をよく見ますけど、太宰府駅前の広場のようにあんな傷んだ場所というものは見たことがないと思いますけど、よその観光地を見られて比較されたことはありますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 確かに観光地の駅をおりてというのは私もあちこち見たことはあるんですが、石畳につきましては同じ石畳をしているところでは若干の割れ等は見えるという記憶がございます。言いましたように、当時平成元年当時に整備したわけなんですけど、石畳でその石そのものを固定するというのが、当時20年前になりますけど旧来の工法でありますセメント、モルタル等を使って固定というのが、もうこれは一般的なことでありました。今現在のバスの大型化とか、いろいろありまして、そのものではもたないというふうなことも見えるようであります。これは将来その太宰府駅前をまた石畳にするかどうかはちょっと別ですけど、石畳は石畳としていろんな雰囲気も出ますし、見た目にも古い感じ、いい雰囲気は出せると思います。固定方法も今技術ではいいのもあるようでございます。石畳になるかわかりませんが、現在の雰囲気を壊さないような形で再整備というものを検討してまいりたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 今、部長が申されましたように、平成元年、24年から成るということになると、新しい方式でああいう石畳の固定の仕方というものは出てきているんじゃないかなと思います。確かに今部長がおっしゃいましたように、私もあそこ24年になりますけど、何回も何回もほぐっちゃ補修されている、補修だらけの場所なんですけど、あれを私個人としましては実は石畳がきれいだな、いいなと確かに思うんです。だけど、今のような状態だと、やっぱりこれが今度改修されても、今改修しても、もう何日かすると違う石がもう割れているんですよ。その繰り返しだと思うんですよ。だから、かえって大きな費用がかかっているんじゃないかな、トータルすれば変わらん費用になっていくんじゃないかな、それなら思い切って変えてはどうかということで意見を出させていただいておるんです。今、先ほども申しますように、やはり一番メインになる場所でありますので、観光客の方が駅とかおりられた場合、そして観光客の方が歩かれる場所でもあるし、市民の方が歩かれる場所でもあるんですよ。昼の間はまだ目で見えますけど、夜になるとつまずくというものは大いにあると思います。だから、そういう意味からしましても、ぜひやはりあそこを改修していただきたいと思います。

そして、今おっしゃいましたように大型バスというものが通って、最初の発進、ブレーキかけた、そういうところは特に傷んでいると思うんですよ。だから、大型バスの乗り入れ禁止というものはできないと思いますけど、そここのところをアスファルト黒舗装ですするというのは見た目にも余りよくないかもわかりませんが、そここのところアイデア考えられて、普通の乗用車が乗り入れるところは石畳とかころ石に変えるとか、何か工夫をされて、ぜひとももう思い切って一発全部修正されてはいかかかなと思います。それがやはり観光客の方が見られてい

いい印象を与えるんじゃないかなと思います。

今、部長が言われました検討すると言われましたけど、検討はもちろんいい方向での検討をしていただけるんですよね。それをちょっとお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） はい、もちろんでございます。いい方向で検討いたします。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） はい、それはそういうふうにあります。そして、先ほど申しましたように前、水時計がありましたですね。この水時計が今撤去されております。そして、現在は保管されているものか、また保管されていて、それが使用可能なものか。そして、使用可能であれば幾分修理すれば使用可能になるものか、そしてまたその水時計を再度設置するようなお考えはないかどうか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 水時計は保管しております。どこかに再整備というのちょっと当時撤去したときはなかったんですけど、駅前もですけど、大宰府政庁跡にという声も上がってきたこともあります。いずれにしても保管しておりますし、そのまま物がいいですからそのまま使えます。どこに整備というんじゃなくて、それも含めまして検討いたしたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 今まで水時計が太宰府駅前にあったものですから、またあそこに再度設置してはという私、それだけの考えで思っていましたけど、今部長がおっしゃいましたように政庁跡の前に設置するというのも本当にいいことかなと逆に思います。それで、ある物をできたら使っていただければ観光客の方も一つの見場所ができるんじゃないかなと思います。それと、先ほど申しましたように水時計がそういう場所に持っていければ、なるほどな、駅前からくり時計とか何かを何かアイデアを一つ考えられたらどうでしょうか。太宰府天満宮のモデルの一つとしてすれば、太宰府天満宮さんとか、市民の方からの募金とか、寄附金等も募ることができるんじゃないかなと思いますけど、そういうお考えはいかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 駅前が大体ですけど1,200㎡あります。そのうち、車道部といいますか、600㎡、約半分ございます。その半分の中には歩道部、半分の中には今現在もモニュメントといいますか、石柱と石灯籠と、それから看板が立っております。それから、その元水時計があったところにはその駅をおりてすぐですので、今太宰府の案内板、ちょっと大きな案内板を掲げております。あれはあれで非常に必要だと思いますので、そのスペースの関係もござります。つくる物のスペースにも影響しますんで、それも含めて検討、いい方向で検討したいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 私もあの駅前に行って、見ましたんですけど、今部長がおっしゃいます

ようにもしからくり時計を設置していただくとなった場合にどういふ場所がスペース的にあるかなと思うんですけど、今石灯籠がある場所、そしてモニュメントなどがあるところ、そこにあと梅の木とかが何か植えてあるんですけど、そういうもののどれか一つを取り除けば十分スペース的には今の場所でいけるんじゃないということは私見てきたんですけど、そういうことも頭に入れられて検討していただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

では次、お願ひいたします。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 2件目の調整池の整備についてご回答いたします。

宅地開発に伴い、雨水流出係数の変化等に対し、流出抑制施設として設置されている調整池のうち、市が管理しております調整池は、市内に大小合わせまして18カ所ほどございます。そのほかに都築学園でありますとか、県立農業高校というふうな広大な敷地を持っている方の調整池もございます。

市が管理しています調整池につきましては、それぞれの場所等の状況を勘案して、堆積土砂のしゅんせつ、樹木の伐採、草刈り等を行っております。古い調整池の中には、調整池としての機能は果たしているものの、水草の繁殖や堆積土砂がヘドロ化しているところも見受けられるのを承知しております。今後改善していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 市が管理しているのは18カ所、私が思ったよりも少ないなと思うんですけど、いろんなところで見ると調整池で、先ほど言いましたように土砂が蓄積し、ごみがたまり、木々等が生え、また異臭がするところもあります。付近の方より、そういうふうな異臭とか何かで苦情等が出たことはありませんでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 数件あるのは聞いております。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） やはり苦情等が出るんじゃないかなと、私も車で走っていたときなんかを見れば、やはり天道生之か何か知りませんが木々が覆い茂り、もうごみのたまりというのがすごいんですね。だから、やっぱりああいうところはもう、18カ所ぐらいの管理だったらなおさら定期的に、一遍でやるというのは難しいと思います。予算的なものもあると思いますので、順次整備の計画を立てて実行していただきたいと思います。そして、整備されているところも見ると、それは木々等とか雑草とかごみとかは取り除いてあるんですけど、土砂の搬出はされていないんですけど、これはされないんですかね。どんなでしょう。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 確かに調整池の砂だめ、泥だめですかね、がございますので、多少はど



こでもあるとは思いますが、それ以上にたまっているといいますか、ございます。改善というところでご回答申し上げましたが、旧来でしたら底がない状態の調整池等もございます。排水、流れていくパイプの高さがその底よりも上にあると、そこまでは常に水がたまるということになりますので、抜本的に改善といいますか、改修を考えて、要はたまらなくする、砂だめをなくすということもちょっと視野に入れて今後検討して、その改善というふうにやっていきたいと思えます。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 今、部長がおっしゃいましたその土砂の改善と、そうしないと結局調整池がありましても、それをオーバーフローする出口の口があるんですけど、そのところまで砂がたまっていれば何の調整池の役割もしてないというものがかなりあると思うんですね。だけど、あの土砂を取り除くというのは大変なことだと思いますので、そのところ、ある程度計画しながらしていただければありがたいと思えます。

では次、お願いします。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） スポーツ施設の点検、整備についてご回答申し上げます。

1点目の施設の点検につきましては、あらゆる世代の利用者が安全に安心して利用できるように市内各スポーツ施設の点検を必要に応じて実施しているところであります。

また、利用者からの改修の要望等に対しましても、安全性の維持を最優先に、関係課とも協議の上、迅速な対応を心がけているところであります。

一方、まとまった予算を必要とする大規模な改修工事等につきましては、公共施設整備担当課と協議を重ね、計画的で適切な対応を検討してまいります。

なお、ご指摘いただいた老朽化による大佐野スポーツ公園野球場のバックネットが腐食している件につきましては、利用者の安全を考慮して、適正な対応を検討していきたいと考えているところでございます。

次に、北谷ダム下の空き地利用につきましては、ソフトボールや少年野球場を含め生涯学習、社会教育及びスポーツの振興などの視点も十分に考慮し、一番有効な利用について、中期的な計画になるかもしれませんが、検討課題であると考えているところであります。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） まず、大佐野スポーツ公園野球場のバックネット、あれができて何年ぐらいになるんでしょうかね、それはわかりますか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 正式な数字はちょっと理解していませんけど、35年から40年は経過している状況だと考えております。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） やっぱりそのくらいだろうと、太宰府市社会人軟式野球連盟のサンデーリーグが始まったのが38年になるんですね。大体その時期ぐらいじゃないかなと思うんです。ということは、やはりもう38年たって、その間補修、塗装も何もされていないということになると思うんですよね。だけど、現物を私も見るんですけど、骨組みはしっかりしているんですよ。外野のほうから見ると、そのかわり骨組みしっかりしている、外野のほうから見ても完全にさび色なんです。何の色もついていないんですね。あれだけの大きなバックネットというのは近隣にはないんじゃないかなと、もう立派なバックネットなんですよね。というのは、あの下から上がってくる道路がありますので、その下にボールが落ちないようなバックネットをつくってあるんです。本当に立派なバックネットなんです。あんな立派なバックネットを新たに作りかえるという大変な費用がかかるんじゃないかなと思いますので、ぜひとも予算を組んでいただき、補修、塗装をしていただき、そしてあのコンクリートとのつなぎ目、今部長も言われましたけど、あのつなぎ目のところなんか腐食する一番の対象になると思うんです。そのところをよく見ていただいて、補修、塗装を計画していただきたいと思います。

それと、あとは直接担当課のほうに要望すればいいんですけど、ここで幾つか要望させていただきたいものがあります。大佐野野球場、北谷野球場、このバックネットの下のブロックですね。あの支えているブロック、これがまず塗装されているものもありますけど、コンクリートなんです、ブロック、コンクリート。これをラバーを張るようなことはできないでしょうか。といいますのが、私もそういうゲームをするものですから、現場で見ると、キャッチャーの方とか何かボールを追いかけていつて何回か接触されて、それは大きなけがじゃないんですけど、打撲とかすり傷とか、それをよくされるんです。だから、大きな事故が起こる前にそういうラバー系統を張っていただければありがたいなと思います。だけど、そのラバーも完全にボールがぼんととまるようなラバーじゃいけませんので、そのところはよくご存じだと思いますので、もしよろしければその計画も立てていただきたいと思います。

それと、大佐野スポーツ公園野球場のほうなんですけど、北谷運動公園野球場のほうはいいんですけど、大佐野スポーツ公園野球場のほうのあの内野の土、これが真砂土で白いんですよ。だから、真夏なんかあの日光の光によってはもう反射して物すごく見にくいんです。だから、もしよろしければ立派な黒土じゃないとでいいですけど、黒土を入れていただいて、少しまぜていただければありがたいと思います。これは余り費用がかからないのじゃないかなと思いますけど、ぜひとも予定に計画をしていただきたいと思います。

それともう一つ、大佐野スポーツ公園野球場なんですけど、上のソフトボール場も一緒なんですけど、社会教育のほうから前回、散水用のホース、水をセットしていただいているんですけど、ちょっと水圧が弱いんですよ。あの同じ水をまくのもちよろちよろちよろちよろ流れるような水圧なものですから、もしよろしければポンプアップしていただいて、容量アップしていただいて、水圧が強いような容量にいただければ、本当にプレーしている方たち、清掃される方たちが助かると思うんですけど、その3点についていかがでしょう。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） いろいろご指摘いただきました件ですけど、バックネットに関してはたしかあれはれんがですかね、コンクリートでつくってありますので、確かに危険性は高いという形では判断しております。あれをどういう形でラバーといいますか、張りかえもさっき言われたように必要ですから、そこら辺も今後検討課題という形ではしていきたいと思います。ネット自体はですね、私も見に行きましたけど相当さびていますので、ただそれがどういう形がいいかは、今後の検討課題にします。

それと、内野の土の黒土の件ですけど、あそこはどちらかというと調整池なんですよ。ですから、大雨が降ったらもう一遍で何mも水かさが増しますので、なかなかあその整備については今の状況じゃないと難しい面があると思います。黒土を入れたって、1mたまれば全部沈みますので、だからその辺はですね、また今後の雨量の状況と、あの調整池の状況を見ながらですね、検討はしていきたいというふうに思います。

最後の散水ホースはですね、これは水道の件もなりますけど、ただ簡単な装置で水圧が上がるような装置があるかは検討して、対応は検討する方向でいきたいと思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） その3点、ぜひよろしく願いますけど、今部長がおっしゃいました黒土の件なんですけど、確かにあそこは調整池というか、ダムのかわりになるということはわかっているんですけど、黒土入れて水がもし大雨が降ってあそこにたまっても、それは変化はしないと思うんですけど、幾ら黒土が入っていようが何しようが関係はないと思いますけど、それはぜひ検討していただきたいと思います。

そしたら、次の次で北谷運動公園と歴史スポーツ公園、ここのテニスコート、これで特に北谷運動公園ですけど、コートを囲っているフェンスといいますかね、あのネット。これの特に支柱がもうかなりの本数が腐っているんですよ。あれ全体をつないでいるから転倒することとか、台風で余り影響はないかなと思いますけど、見た目というか、ゲームされてある方たちは少し心配されているようですので、この現場、そういうものが腐っているよって、支柱なんか腐っているよということは見られたことはありますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） あのフェンスの腐れぐあいとか、テニスコート関係も今回の質問がありましたので、一応一巡してきておりますので、大体の状況は把握しておるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 把握されているということですけど、それで全部をやりかえるといたら大変な費用がかかると思うんですよ。だから、支柱のしっかりしたところもかなりありますので、もし応急処置というか、腐っている、もう完全に外れているものもありますよね。そ

ういうところだけは応急処置か何かで、横に添えて支柱を当ててつなぐというような格好にすればいいんじゃないかなと。そして、支柱のさびているものもこれもかなりあるんですよ。これはもう本当、はけ塗りですぐできるような高さですので、そういうところを補修していかればまたいいんじゃないかなと思うんですけど、ぜひそのほうは実行していただきたいと思います。

北谷運動公園のテニスコートのほうなんですけど、今度はコートのほうの人工芝、これが予算がないんでしょうけど、補修補修で継ぎはぎだらけなんですよね。実際、ボールがイレギュラーしてゲームにならないというような苦情が出ているんです。このところは何か、ちょっと回答をお願いします。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 北谷運動公園も歴史スポーツ公園のテニスコートも相当継ぎはぎだらけでございますし、歴史スポーツ公園は木の根が張っている状況で見に行ったとき、大分利用者からも言われております。ただ、この辺になりますと、本当の大規模な部分もございますので、歴史スポーツ公園は水はけが悪くてですね、どうも相当利用者も困っているみたいですから、この辺も踏まえてですね、総合的な部分でこの辺につきましては公共施設担当部署と一緒にですね、近々に社会教育課と見てですね、そういう視点からも総合的な判断で検討していつて、これ予算もございますので、その中で優先順位を決めていきたいと考えております。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） この前、テニスコートを見に行きまして、たまたまテニスの練習をされていた方がいらっしゃったものですから、外でゆっくり見ていこうかなと思うたら、いきなりもうコートの中に引っ張り込まれてですね、何しに来たのか尋ねられ、こういうふうにしてチェックしに来ましたということになると、いろんなことを苦情というか、アドバイスしていただいたんです。それが今、部長さんが言われますように人工芝の継ぎはぎだらけ、また人工芝が設置面との接着のりといいますかね、これが剥がれて浮いているというような箇所があるということも言われております。そして、歴史スポーツ公園のほうは木の根のほうが入っているから、極端に言ったらつまづくぐらいの段差がありますよと。だけど、役所のほうは木の根のほうを一応切断されているからと言われるけど、切断されておっても根はそれ以上大きくなりませんが段差はそのまま残っているということですので、何とかありませんでしょうかということを言われました。それは今、部長さんのほうから今度検討していくと、対処していくというふうな考えをいただきました。

もう一つ、あの北谷運動公園のテニスコートに1人打ちの練習、壁打ち練習コートがありますよね。それで練習のため1人で打たれているけど、かえってあそこでされている方がなおさら素人なものですから、ボールがラケットに都合よく当たらないで、完全にコートのほうにボールが飛んでくるとおっしゃっているんですね。だから、ゲームや、練習、試合をしているときにぼんと入ってくると。そうしたら、中断しなければいけないと。だから、もう少しあのネ

ットをかさ上げしていただけないだろうか、このかさ上げというのはもうそんなに時間もかからないような長さのも余りありませんので、できたら早急にそれだけでも措置していただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 今の件も含んで総合的にですね、かさ上げだけと言われましても、これはもう基礎の問題もございまして……。

（9番後藤邦晴議員「違う、違う、違う、基礎は関係ない。現地を見てもらったら」と呼ぶ）

○教育部長（古野洋敏） そこら辺も含んでですね、あそこは利用者の事前の準備という形でテニスの練習とバスケットという形で利用されてありますので、あとボールが入るとというのがですね、どこまでの状況で入ってきているかというのは私も時々行きますけど、まだそこには私は見た状況はございませんので、そこら辺の件数に応じて違うと思っておりますので、またトータルの部分で判断していきたいというふうにも考えております。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 今のはちょっと部長さんに現物を見てもらってないと思いますけど、基礎はありませんので。ブロックの上に、1mぐらいの今、フェンスのようなものが入っているだけなんです。それをもうちょっと上げてもらえればというだけのことで、普通の青のビニールネットのようなものでも構わんと思うんです。そういうふうな難しさはないと思います。そういうことでいろんな場所のスポーツ施設の点検、整備も早目にチェックしていただき、大きな費用が必要になる前に処理をしていただくようお願いをしまして、次の2項目に入らせていただきます。

北谷ダム入り口の2カ所の空き地ですね。先ほども回答をいただいたんですけど、2カ所のうち、特に上の空き地、これを私も何回か見に行ったんですけど、せっかく市有地であり、もう何年も災害が起きてからの空き地になっております。これをいつまでも眠らせるというのもったいないような気がします。そして、お聞きすれば、あそこはキャンプ用地の一つの場所として確保していたということを言われましたけど、お聞きしておりますけど、そうなるでもキャンプ用地としての施設としては何もつくられていないし、もう10年以上から眠っているようなこととございますので、何とかそこを野球の会場といたらちょっと狭いんですけど、大人のソフトボールでも十分できる広さがあると思います。だから、それも平地になっております。今、木々が覆い茂っておりますけど、見れば平地なんです。だから、重機でちょっと押せば一応平地にはもうすぐなると思います。あとは、周りにそのネットを張るのがちょっと費用がかさむと思いますけど、何とかここを2カ所、この2カ所、もう一度検討していただいてスポーツ施設と、部長のほうは一つに固定して回答はいただきませんでしたけど、私としましてはソフトボール会場、または少年野球、子どもさんがゲームできるような場所の施設をつくっていただければと思います。そうすることによって、毎年2月に社会教育課のほうでグラウ

ンド調整会議というものをやっていたいでいるんですね。このときにいつもグラウンドをとるのもうくじ引きのような格好で、それと競争で取り合いっこしているんですけど、そこがほかの団体との関係で調整がスムーズにいくと私は思っておりますので、ぜひともこれは検討していただきたいと思うんですけど、再度回答をお願いします。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 施設につきましては私も見に行きましたけど、現実的にあの大きさでソフト場ができるかというのはですね、もう少し検討する余地が要ると思います。今、どこまでが市有地で、どこまでが私有地かも調べないと、今の見た平らな面だけでは相当、野球場だけ、ソフトボール場でも困難ですし、ソフトボール場をつくる以上は駐車台数は四、五十台は絶対これ出てきます。だから、トータル的な部分で、あそこをスポーツ施設を社会教育、生涯施設を含んでですね、中期的になると思いますけど、今空き地が2カ所あります。1カ所はゲートボール場という形でもう利用されていますけど、そこら辺も総合的に再度教育部で検討していきたいというふうに考えているところです。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 今、部長が言われました、2カ所と言いますが、特に上のほうの空き地、これはもう何回も私見ましても十分とれるスペースだと思います。下のほうはちょっと心配されるのは私も心配します。上のほうは十分とれるし、道を挟んで反対側に空き地があるんです。これは市有地かどうかはわかりません。だけど、本当隣なんです。空き地があります。山の中です。北谷のほうの方の所有者の方かもわかりません。だけど、その場所だったら安く駐車場としても借用できるんじゃないかなと、そういう便利さもあると思いますので、本当平地の駐車場ができるスペースがありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

最後に、これ市長のほうの回答をいただければありがたいと思いますけど。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、北谷運動公園の上に位置しております北谷ダムの土捨て場といいましようかね、を搬出しておった場所、あるいは平成17年7月の集中豪雨のときの土砂も含めて一時的にそこに集積をしておった場所でもあります。その場所等については、今その下にあります北谷の北寿苑がございました。今、組合で持っておりますけれども、その跡地利用についても今継続して検討中でございます。その一體的な使い方といいましようか、を考える必要があるのではないかなというふうに思っております。

そして、北谷の北寿苑、今は筑慈苑に加入しておりますけれども、平成17年、平成18年に北寿苑の改築に当たりまして、北谷地域の周辺の皆さん方の地権者の皆さん方と協議をした経緯がございます。今、あそこの森林等々に市有地だから即自由に全て使えるというふうなことで話もないと、今までの建設していった経緯もありますから、十分地権者あるいは周辺の皆様方との協議も密にしながら、そしてまたいつ災害が起こるかわかりませんから、そういったスペースもまた要するというふうなことも考えておるところです。どこにでもそういった残土であ

るとか、置かれませんか、そういった場合においても役立つような多目的な広場として使えるような形での市民に提供できるスポーツの広場として提供できるような形であれば、今教育部長がお話をしておりますようにあらゆる検討はしていきたいというふうに思っているところです。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

ぜひそういうふうな災害が起きたときには、そういうグラウンドだと残土置き場とか、逆にできると思いますので、ぜひお願いします。

これにて一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（大田勝義議員） 9番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

次に、10番橋本健議員の一般質問を許可します。

10番橋本健議員。

〔10番 橋本健議員 登壇〕

○10番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載について質問をさせていただきます。

学校のいじめ問題についてお伺いいたします。

2カ月の間に次から次へといじめによる自殺の連鎖があったこと、ご記憶のことと思います。あれは平成18年10月に起きた事件でした。筑前町の三輪中学において、先生がイチゴに例えた品種で序列をつけたことが原因でいじめが始まり、その後、継続のないじめを受け、遺書を残して中2の男子生徒が自宅倉庫内で首つり自殺をしてしまいました。同じ月の23日、岐阜では、バスケットボール部の中2の女子生徒が汗をかいた肌が触れると気持ちが悪いと言われてたり、わざと強いボールを投げて、キャッチできないと嘲笑してばかにしたり、また日ごろは無視したりするなど、先生が見ていないところでの陰湿な嫌がらせが続き、練習を休んだことを非難され、自殺したかわいそうな事件でした。もし、我が子がこのようないじめを受けて自殺をしたら、親としてその悲しみはいかばかりでしょうか。皆さんはどう対応されますか。

まだ続きます。埼玉県本庄市では、中3の男子生徒が借りてもないお金の返済をしつこく迫られ自殺、大阪府富田林では中1の女子生徒、新潟県神林村では中2の男子が作業小屋で首つり自殺、山形県高畠町の16歳の女子高生は学校内で飛びおり自殺するなど、全国でいじめによる自殺が連鎖的に続き、この年、大きな社会問題となりました。

この一連の事件を受けて、10月10日、内閣府に有識者による教育再生会議が設置され、教育関係者を初め国民に向けてのいじめ問題への緊急提言がなされました。その主な内容ですが、学校は子どもに対し、いじめは反社会的な行為として絶対許されないことであり、かついじめを見て見ぬふりをする者も加害者であることを徹底して指導すること、補足として学校にいじめを訴えやすい場所や仕組みを設けるなどの工夫をすること、徹底的に調査を行い、いじめを絶対に許さない姿勢を学校全体に示すこと、また学校は問題を起こす子どもに対して指導、懲

戒の基準を明確にし、毅然とした対応をとること、例えば社会奉仕、個別指導、別教室での指導など、規律を確保するため、校内で全教員が一致した対応をとることなどなど、8項目にわたっての通達がなされました。

また、その後も文部科学省から詳細な学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取り組みのポイントが発信されていました。しかしながら、それにもかかわらず、昨年の10月、大津市で中2の男子生徒のいじめによる自殺が問題となり、学校や教育委員会の対応の甘さが指摘され、平成18年の教訓は全く生かされず、再び大きな社会問題となってしまいました。真相解明のため、有識者による第三者調査委員会が設置され、年末までに最終報告書が提出される予定であります。この事件を契機として予算化し、いじめ予防第三者委員会を常設する自治体も出てまいりました。本市では、いじめの実態について調査を実施されたのか、またいじめの予防対策についてどのような検討をされたのか、お聞かせください。学校のいじめ問題につきましてご答弁をお願いいたします。

再質問は発言席にてさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いじめ問題につきまして全般的な面から最初に私のほうからお答えいたします。

ご指摘のように7月初めの大津市の生徒の自殺に関する報道から、今日に至るまで連日のように、また全国のあちこちで同様ないじめに関する報道がなされております。これらのことはあつてはならぬことであり、非常に深刻に受けとめているところでございます。また、保護者を初め、皆様にも大きな心配をおかけしていることと思ひます。

この件に関し、学校や教育委員会の対応のまずさも指摘されております。本市におきましても、いじめの報告もあつておりますことから、私どももこれまでの指導の見直しを行うとともに、文部科学省や県教委の指導を参考にしながら、また学校、地域、家庭の連携を進めることや、学校でのいじめを初め、いろいろなトラブルに対応すべく取り組みを進めてまいる所存でございます。

以下、各項目につきましては部長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 学校のいじめ問題についてご回答申し上げます。

いじめの実態調査といたしましては、各学校に月例報告を求め、いじめ発見のきっかけ、いじめの態様、関係児童・生徒の概要、現在の出席状況、いじめられた児童・生徒の相談の状況、いじめへの学校の対応状況等を実施しているところでございます。

いじめの予防対策としましては、無記名によるいじめアンケートを各学期1回実施して、その集約結果に基づき、必要に応じて教育相談を行っているところであります。また、道徳の時間などに思いやりの心など、望ましい人間関係づくりを育むための授業を工夫して、実践しているところであります。



いじめの第三者委員会の件につきましては、8月の定例教育委員会の中でも重要案件として提案を受けていることから、現在鋭意調査研究しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） 8月23日の西日本新聞にですね、今回の大津市のいじめ事件による自殺問題を重視して、北九州市教育委員会では、今年9月に市内の203校の児童・生徒7万6,000人を対象にいじめに関するアンケートを実施するそうです。本市のいわゆるアンケート調査についてご回答を先ほどいただきましたけれども、もう少し詳しくそのアンケートについて幾つか質問をさせていただきたいと存じます。

市内には7小学校、それから中学校4校、11公立小・中校があるわけですがけれども、どんな方法で実施されたのか。各学期ごとに実施しているということですがけれども、この大津事件が起きてからは実施はされていないのか、お尋ねします。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 一応大津があって、それから県からの通達がありましたので、それ以降につきまして今無記名という形の中で実施しています。学校によっては、やはりどうしても実態調査を把握するために記名式という形で、基本は無記名で実施しているところでございます。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） 先ほど北九州市の話をしましたけれども、いじめの実態をつかむということは大事なことなのですが、余り深刻な状態に、事態にならないように配慮されているようです。その質問内容ですが、いじめを受けたり見たりしたことはあるかとか、あるいはその内容を誰かに話し、誰かに相談をしたことがあるかとか、こういった11問ぐらいの設問があるそうなのですが、本市の場合、設問数が幾つあるのか。それからまた、7小学校でそれぞれ無記名、記名、違うとおっしゃいましたね。そのアンケート内容は統一されたアンケート内容なのかですね、その点が2つ。それから、小学校と中学校のアンケート内容は違うのか、この3点についてお伺いします。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） アンケート内容につきましては、県からの文書、いじめ問題の関係で一緒についてきていますので、そういう形で統一しております。小・中学校につきましては……。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 小・中学校の子どもたちについての発達段階が違いますので、質問している項目内容は似たところがございますけど、中学生でしたらもう文章にすぐ書かせるということがありますが、小学校の低学年あたりは少し先生が説明しながら書かせるというような方法、そういう方法的な違いは少しございます。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） そのアンケートも選択式なのか、記述式が今教育長のご回答では中学生になると実態把握のために記述式もあるんだということでございますけれども、この記述式というのもですね、選択式は選んでいくだけですからそんなに時間はかからないんですが、これはあとでいじめを受ける対象になるという、おまえは何を書いていたのかと、こういう詰問をされて逆にいじめられるケースも出てきているということで、こういうことも教育専門家が指摘されておりますから、この辺のアンケート調査についても、やはりよく検討いただいて、慎重にさせていただければというふうに思います。よろしく願いしときます。

毎年どこかで子どもの自殺、特に多感な中学生の自殺が多いんですね。それで、平成18年のいじめによる自殺の連鎖、今回その反省が生かされずにですね、本当に残念でなりません。昨年も4月に熊本県八代で中3の男子生徒が、つらかったというメモを残して自殺しております。また、同年9月には鹿児島県出水中で中2の女子生徒が九州新幹線に飛び込み自殺、今年に入りまして大分県別府では中2の男子生徒がいじめによって、これは死ぬことはなかったんですが骨折をさせられた、重傷です。それから、兵庫県赤穂市では中学生4人が小学生を暴行する動画をインターネットで流す事件、これもご存じだと思いますが、こういうこともありました。それから、札幌市では中1の男子生徒が飛びおり自殺、このようにですね、13歳から15歳の生徒が精神的に追い込まれ、追い詰められて大きなけがや、みずからとうとい命を絶つというやりきれない事件が続いているわけです。

本市のいじめの実態について、今度はお尋ねをしていきたいと思いますが、昨年度、小学校と中学校のいじめの件数、それからまた小学校、中学校の不登校の数、人数をお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 平成23年度の件数につきましては、小学校が2件、中学校が1件でございます、いじめですね。不登校に関しましては、小学校が17人、中学校が40人という形でのことで把握しておるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） 意外と少なかったんですが、いじめの件数。小学校2件、中学校が1件ということでございます。そのいじめの中身にもよりますが、長年にわたって例えば3年、4年、5年にわたって継続的にいじめを受けるというケースもございます。

それから、この不登校ですけども、小学校17人の中学校が40人ということでございますが、この不登校になった原因もいじめによるものも大半あるんじゃないかなというふうに思います。この40人、中学校の40人の中にはやっぱりいじめを受けている、何割かわかりませんがね。これは追跡調査をしないとわからないことでありますけども。それで、平成18年のときもこの数については、不登校についてはお尋ねしたんですが、小学校が20人で中学校が40人というふうな該当だったんですね。だから、横ばいだなという印象を受けております。

文科省の発表によりますとですね、全国でいじめ件数、昨年度7万231件です。前年よりも

7,399件減ったということでしたけれども、学校でのいじめの捉え方とかですね、各県によって格差がありますし、その認知件数のみですので、実際はもっと隠れたいじめがあるというふうに私は思っております。数もさることながら、その死にたいなどと、1人で悩み苦しんでいる子どもがいると思ったら、やはり私は早く何とかしなければと思うのは私ばかりではないと思います。大津の事件を受けていじめの悩み相談が増えているのではないかというふうに思いまして、青少年相談所の中にありますヤングテレホン、こちらにもお尋ねに参りました。平成18年のときはいじめや不登校の相談が増加傾向にあるというご回答だったんですが、今回は全くなしというゼロ件という結果でございました。現在ですね、ヤングテレホンでは、月曜、火曜、木曜の8時半から5時までの週3日が悩み相談日で2交代制というふうに伺いました。第三者調査委員会を新たに今後検討されていくと思いますけれども、これをつくるのも一つの方法であります。予算をとっていただいでですね、入学時に生徒手帳に入るぐらいのカード式チラシで全校生徒に周知を図る。そして、ヤングテレホンの充実をもっともっと考えていただきたいと思っておりますが、この点に関してはいかがでしょう。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） ヤングテレホンにつきましてはですね、今おっしゃったみたいなちょうどテレホンカードみたいな大きさと、学期、学年4月には全校長先生を通して全生徒に配っている状況でございます。ある程度の周知徹底は直接学校側から配っていますので、ちょうどこれぐらいの大きさのカードを配っていますので、ある程度の普及はしているとは思いますが、実際以前に比べると少ないという状況がある状況であるみたいなんです。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） カードは配付しているということですね、入学時にね。悩み相談については24時間のダイヤル相談を実施しているところもあるわけですね。もう少し投資といいますか、この辺にお金かけていただいて、子どもの深刻な悩み相談というのは待たないと思うんです。だから、いつでも電話ができるような状況、状態、こういうのをつくっていただきたい。ですから、月曜から金曜まで相談できるようなご検討をしてみたいかなと思っておりますが、要望なんです、いかがでしょう。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 太宰府市には、今ご指摘のように電話相談室を設けて、今2年やっておりますが、あとですね、県とか国も、やはり相談電話を開設しております、これについては24時間の受け付けをしているということもありまして、子どもたちのほうにも紹介している状況でございます。どういうわけかわかりませんが、太宰府市内の子どもさんは余り太宰府市にかけないでほかのほうにかけて、逆に福岡のほうの方がこちらに電話するというような傾向もあるやに聞いておりましてですね、やはりその辺はお互いにネットワークをとって対応していかなければならないかなというふうに思っておりますので、太宰府市のほうを長時間した

ほうがいいのか、そういう連絡をもっと密にしたほうがいいのかということでもう少し検討させていただきたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） 確かに福岡県なんかにも24時間ダイヤルございますが、そのヤングテレホンの時間帯を見ますとね、8時半から5時ですよ。そうすると、子どもたちが帰宅して相談するという、これちょっとマッチングしていないとかですね、この辺の時間の検討もちょっとされたいかかと思うんですね。相談できるような時間帯。この辺でやっぱり相談件数も若干変わってくるんじゃないかなというふうに思います。

いじめ対策については再度お伺いいたしますけれども、いじめ問題への対応といたしますのは原則としてやっぱり学校、あるいは自治体の教育委員会に任されているわけですね。本市では教育委員会の会合が毎月開催される定例会議と、それから緊急を要する場合の臨時会議がありますけれども、今回の事件を受けてどちらの会議でどういった話し合いがなされたのか、会議内容についてちょっと教えてください。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 校長会、教頭会等でいじめの関係ではですね、まず1点目、県からそういういじめ対策の関係も出てきます、文章がですね。それと、太宰府では太宰府で平成22年5月に危機管理マニュアル、いじめ等にかかわる諸問題の対応という形で、これはちょっと平成22年と古いもんですから今見直しをかけております、こういう形の部分。それから、いじめ対策の留意点8カ条、ジャーナリストの取材体験からの一考察という形ですね、こういう形ですね、校長会、教頭会で教育長、また指導主事のほうからですね、校長、教頭先生には話をしながらいじめ対策について周知徹底を図っているところでございます。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） ぜひですね、いじめ対策、これ早急に取りかかっていたら、国のほうも動き出しておりますのでね、9月5日の新聞には国の発表もあっております。対策に乗り始めまして、その学校や児童・生徒を支援する専門家組織、先ほど言いましたように第三者機関のいじめ問題支援チームですね。これを全国に200カ所、200地域に設置すると。それから、教育委員会や学校への関与を密にするために来年度の概算要求に約27億円上乗せをし、73億円にして体制強化を図るいじめ対策を発表しております。さらにスクールカウンセラー、これらも配置をですね、2割増やして9,835校の公立中と公立小学校の65%、1万3,800校に配置するということが発表されております。それから、学校と家庭の連絡調整を担うソーシャルワーカー、これは2倍に増やして全国で2,226名にするということでもあります。

こういった国の対策を見据えることも大切でありますけれども、今回の事件を契機にですね、予算計上してすぐといいますかね、即敏感に反応された対策を講じたところがございまして、資料をごらんいただきたいと思います。

これはほんの一例ですけども、嬉野市、佐賀県ですね。いじめ問題等発生防止支援委員

会、これは平成24年、今年の10月に設置予定である。人員構成は8名、弁護士、大学教授、元警察官、医師、民生委員、スポーツ指導者、介護士、PTA代表、この8名です。

具体的、具体策としましては、会合を本年度中に2回開催すると。対応方法のパンフレットを保護者と教師向けに作成して配布すると。

それから、委員会の役割としましては、学校側に対応の助言、解決困難な場合には支援委員会が対応に乗り出すという方針を打ち出されております。

それから、同じく佐賀県多久市ですけれども、いじめ等問題行動対策委員会、これは人員構成が5名ですけれども、具体策としましては定期会合の開催、それから現在、学期ごとに、小・中・高では記名式の生活振り返りアンケートの実施と。

委員会の役割としましては、家族間や教師への暴力など、問題行動の実態把握と分析を行い、その対策の審議をしていくということでありませう。

それから、岐阜県の可児市、ここは子どものいじめの防止に関する条例を今月ですね、9月議会に提案する。内容としましては、罰則規程はないが、市民や事業所などにも子どもを見守り、いじめを見つけた場合には、速やかに市や学校に情報提供するよう、いじめ防止の取り組み義務を課していくという条例内容でございます。

それから、茨城県、いじめを早期発見するために県教育委員会のホームページに目安箱を設けて、県内5カ所にいじめ解消サポートセンターを設置して、教員のOBの方がこれに解決に当たっていくということでございます。

それから、福岡県、福岡県いじめ問題総合対策、これはもう平成18年度以降につくられた対策でございます。こういういい手本がありますのでね、これ冊子になっているようでございますから、こういったものもぜひ太宰府市、本市参考にしていただいて、予防対策をしていただければというふうに思います。

資料はほんの一部を紹介させていただきましたけれども、全国ではかなり取り組んでいるんですよ。これ以外にも対応が早く、積極的な自治体は数多くあるわけですけれども、岐阜県可児市のようにですね、本市も条例をつくるという、こういう計画はございませんか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） もう確かに嬉野の10月、多久市の10月ですか。あと、さいたま市、浜松市などにはもう設置済みという形も今調査をしているところです。今ですね、先ほども申しましたけど、委員構成を何名で行くか、開催をどのようにするか、開催の対象をいじめだけに絞るか、その他のものまで広げるか、条例化するか、設置要綱とするか、事務局体制をどのようにするかという形で今教育委員会からも提案いただいておりますので、今この辺をですね、調査研究、そしてまたほかの市がですね、まだ設置の部分ですからなかなか評価が難しい部分がございます。だから、実際設置済みのところもですね、聞きながらですね、問題点を本年度中にいろいろ整理をしていきたいという形で今考えているところでございます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど部長が申しましたように第三者委員会みたいな形で検討するとか、もうちょっとやはり学校をどうか支援しなくちゃならんのではないかと、そういうことについて今委員会内では検討しているところでございます、ちょっと条例化までですね、頭が回っていなかったというのが現状ですが、ここ二、三日、テレビ等でも見ておまして、条例化とか、国ではやっぱり法律化というんですかね、そういうことも検討してはどうだろうかというような意見を聞きながらですね、私どもも少し考えさせていただきたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） 条例は今すぐとは申しませんが、前向きにご検討いただければなというふうに思います。今回、大津市のその教育長の記者会見の中でですね、そのいじめられた被害者には家庭環境にも問題があるような発言がありましたけれども、そのような家庭の事情というものは全く関係なくてですね、いじめはですね、やっぱりいじめる側が100%悪いというふうに私は思います。

ところでですね、これ地域によっては生徒が中心になっている、生徒が中心になっているところもあるようございますが、自分たちでできる自発的な対策ということですかね、学校。例えばですね、いじめゼロ宣言をして、生徒会が中心となって、「いじめられる人へ、悩みを抱え込まないで相談という扉を開いてみなよ」と、こういったですね、標語を学校掲示板とかですね、あるいは呼びかけ運動を実施したり、それから小学校でもですね、学校からのいじめをなくすという強い意志を持つことによっていじめゼロの約束と、こういう通達を出した自治体もございますので、ぜひこういったところも参考にいただければと思います。

どうでしょう。こういった今、例を挙げましたけれども、児童や生徒を中心に取り組むことも大切だと思いますので、本市もこういった取り組みを実施されてみてはいかがかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いじめに特化したというわけではございませんけれども、各中学校、生徒会のほうも今年度のスローガンということで全部の生徒が楽しくて団結してそういう学校生活を送れるようなスローガンを立てて取り組んでおると、そういう事例もございます。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） 再度、子育て終わった方もこれからの方ももう一度考えていただきたいと思うんですが、もしですね、我が子がお金をおどし取られたり、暴力を受けたり、あるいは無視され、学校でつらい目に遭っていると、こういう状況を察知した場合にですね、いじめを受けているんだということがはっきりした場合、皆さんはどうされますか。自分のことで考えていただきたいと思うんですね。私は誰がいじめているかを子どもから聞き出し、子どもとともにですね、相手方のお宅を家庭訪問します。そして、親子で話し合い、事実確認をした結

果、いじめていることが間違いないということがわかれば、私はその両親の前でいじめた子どもをですね、大声を張り上げて、金剛力士像ってありますね。ああいった形相でですね、テーブルをたたいてでもですね、叱り飛ばしますね。二度としないようにですね、やはり大人の怖さ、恐怖というものをですね、しっかりやはり今の子どもたちに教えていくべきじゃなからうか、こういうふうに思います。間違ったことをしたときには大人の怖さを教える。また、我が子にはですね、命がけで親が守ってあげるということを子どもに言い聞かせておくことも私は必要だと思っています。

今回の事件は、単刀直入に言いますとですね、先生方や教育委員会、この周りの大人の人たちが他人事です。他人事で済ませて、非常に人間味のない冷たい事件だというふうに私は感じております。

それはそれとしまして、いじめ早期発見、早期対応にはですね、地域社会との連携も必要だと思っております。放課後ですね、子どもたちが集うアンビシャス広場、こういう広場づくりもですね、この機会にぜひご検討いただきたい、このように思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） あらゆる角度から放課後の部分もですね、検討して行って、太宰府市からいじめがなくなるような形で努めてまいりたいというふうな形で考えています。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） 手前みそですけれども、今年で青葉台アンビシャス、9年目を迎えました。既に高校生や中学生になっております。道で行き交ったときには、子どものほうから挨拶をしてくれます。非常にうれしいものです。このようにですね、大人と顔見知りになるということは、やはり非行の抑止にもなりますし、地域の活性化にもつながっていくと思うんですね。ぜひ将来を担う子どもたちですから、またその太宰府を愛する子どもたちにするためにもですね、広場づくりで人づくり、これをぜひ力を入れて進めていただきたい。今、太宰府では4つの広場が活動しておりますが、連絡協議会というのをつくっております。11月に定例会を実施しますので、ぜひ教育長、あるいは教育部長、ご出席いただいてですね、こういったいじめの対策についてもお話し合いをさせていただければなと思っておりますが、いかがでしょうか。ご案内しますけど。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） アンビシャス広場に限らずですね、やはり地域の方が子どもたちに関心を持ってもらうと、見守ってもらうということがやはり大きな要因になるのではないかというふうに思っておりますので、そういうふうな意味合いでですね、アンビシャス広場を初めとしていろんな子ども会の活動等にいろいろとご活躍いただいて大変ありがたく思っております。そういう機会があったら出席させていただきたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） 時期が参りましたら、改めてまたご案内をさせていただきますので、ぜひよろしくお願いたします。こういったいじめのですね、隠蔽体質をなくして、どんな小さなサインも見逃さず早期発見、そして早期対応でいじめのない安心して楽しい学校生活が送れますよう、太宰府ならではのですね、いじめ対策をしていただきますよう期待申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 10番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで2時35分まで休憩いたします。

休憩 午後2時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時35分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番門田直樹議員の一般質問を許可します。

13番門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しました内容につき質問いたします。

全国でいじめによる子どもの自殺が相次いでいます。中には、真相解明と再発防止を求める被害者遺族と学校、教育委員会との対立から、警察介入に発展したところもあります。

本市の取り組みでは、市議会の総務文教常任委員会が1年置きに全小・中学校を視察訪問しており、その際、事前に調査項目を文書で通知し、訪問時に回答を受けてきました。

しかし、少なくとも私が議員となり調査に加わった平成15年以来、学校側の説明ではいじめの発生件数はゼロ件です。

いじめに関しては、平成16年6月、平成18年12月、平成21年6月定例会の一般質問において教育長はいじめの報告を受けたと答弁されています。このことと市議会として各学校を訪問調査したときの回答とのそごについてご説明ください。

現実的に6,000人余りの児童・生徒が毎日顔を合わせて10年近く一度もいじめがなかった、また教師が何も知らなかったなど、とても考えられません。

いじめゼロ件の理由として、各学校と市教委は何をもっていじめとするのか判断が難しいと言っておられました。文部科学省は、いじめの定義を、自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものとしています。どちらが強いかわか、一方的か相互的かの判断、また継続性や当事者の苦痛をどう認定するのか、適用が難しいと思われれます。このことにつき、教育現場において、より具体的な基準や実効性のある対策はあるのか、伺います。

また、判断が難しいことは理解できますが、永年ゼロ件というのは関係者ことごとくいじめ



は認めたくないという考えの結果と思えてしまいますが、ご所見をお聞かせください。

私見ですが、こういった背景には、いじめの存在が表に出ると教師や学校の評価が下がるという危惧が関係者にあるのではないかと思います。筑前町のいじめ自殺事件の後、平成19年に策定された福岡県いじめ問題総合対策では、学校や学級におけるいじめの発生件数で、校長や教員を評価することはない、またいじめほどの学校にもあるという認識に立ち、発生件数による評価ではなく、問題に対して学校がどのように取り組みを行っているかについて評価すると記されています。

問題行動が多様化する中、学校現場も教育委員会もさまざまな対策を実施され、成果を上げてこられたことは議会答弁や各種報告によっても明らかですが、現実全国各地でみずから命を絶つ子どもたちがいる以上、少なくとも本市においては一人の犠牲者も出してはならないと心底より感じ、いじめ問題に関して本市の現状と今後の取り組みにつき、伺います。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いじめ問題につきまして、全般的な視点から最初にご回答申し上げます。

いじめに起因した児童・生徒の自殺に関する記事が連日のように報道されているところであります。いじめは、決してあってはならないことであり、深刻に受けとめているところでございます。保護者を初め皆様には、あらゆる面でご心配をおかけしていると思っております。

市内でのいじめの報告もあっておることから、教育委員会といたしましても、文部科学省や県教委のマニュアル等を参考に、指導の見直しに適宜取り組んでいるところであります。また、学校、地域、家庭の連携を図りながら、学校の内いじめを初め、あらゆるトラブルの対応について、学校長を中心に各学校で取り組みを進めてまいり所存でございます。

あと、各項目になりますが、順序があちこち行きますけど、よろしゅうございますか。

（13番門田直樹議員「はい」と呼ぶ）

○教育長（關 敏治） 最初に、報告がゼロ件ということはなぜだろうかということがありましたけど、ちょっと手元の資料がですね、平成20年度からで小学校が1件とか、中学校が2件とかというような数なもので、多分お渡ししたのは各学校ごとの人数を出したために、ちょっとその辺のずれがあるのかなということを感じますが、ちょっとそれ以上詳しいことはわかりませんが、一応報告はそういう形であっております。

それから、いじめの報告の件数が少ないことと評価についてでございますけれども、確かにテレビ報道等で同じような趣旨の内容が語られております。この場合、その評価がどんな評価をされているのかとか、誰が評価しているのかというのがよくわかりませんので、視点がぼけるやもしれませんが、例えば私のいろんな行動を見たときに、おおあれはよくやっている、いいぞと評価する方もおられる方もおられると思うし、もうちょっとどうにかしないかというような評価の方もおられるのではないかと思います。このような多様な捉え方があるほうが私は社会としてはいいのではないかと思いますし、こういう否定的な意見や評

価があれば、そのことをよく聞いて、次の向上に結びつけ、努力するという態度が何よりも必要だというふうに私自身は捉えているところでございます。

評価を単純化していえば、手段の一つと捉えておりますので、評価を得て、次の改善にいかに関結ぶかということが重要と考えます。評価が気になって報告しないでは評価自体が目的化して、向上とか進歩改善に関結つかないのではないかと思います。

また、それがいじめであった場合は、当の先生を初め、関係の子どもを知っていて、それを報告しないという行為は教育的にもよろしくないというふうに感じるところでございます。このような考えがあるとすれば、そういう考えがなくなるように努力してまいりたいと思います。

私どもは、学校からいじめを初めいろいろなトラブルに対しありのままの情報を得て、それに対し、どう解決したらよいか、指導助言をしていきたいと考えていますし、今までもそうしてきたつもりでございます。また、必要な場合は、専門的な方の指導助言を受け、解決を図りたいと考えているところでございます。

なおですね、法的な背景でもって地方公務員法第40条の規定で職員の勤務成績の評定をしておりますし、学校教育法第42条の規定で学校評価を実施しております。

あと、部長のほうから答えさせます。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） いじめ問題についてご回答申し上げます。

いじめの具体的基準につきましては、本市におきましても、平成18年度に文部科学省が見直しを行いました。先ほど言われました被害児童・生徒が精神的苦痛を感じている場合にいじめと認める定義を基準として判断しているところでございます。

次に、いじめの認知件数としましては、平成23年度は3件、本年度は7月までに2件の報告を受けています。認知した段階で、学校において対応チームをつくり、指導方針を共通理解した上で迅速な対応を行い、被害者とその保護者とは十分に話し合い、加害者には個別に指導することで解決を図っているところでございます。

いじめを未然に防ぐための防止策といたしまして、アンケート調査の継続的な実施、必要に応じての教育相談の実施、また道徳などの時間を活用して思いやりの心など、望ましい人間関係づくりを育むための授業を今後も継続的に展開してまいりたいと考えているところでございます。

今後とも、いじめを許さない学校づくりに努めていくとともに、学校だけでなく、家庭、地域のご理解と協力は欠かせないことから、さらなるネットワークづくりについても検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） ありがとうございます。

いや、実は橋本議員がいじめの質問をされるて知らなかったもので、ちょっと続いてしまったんですが、議会ではたびたびこれらの質問がされてきたわけですが、ちょっと古いところからずっと調べてみたんですが、まず平成16年3月定例会で清水議員が市の教育方針について質問した中で、教育長がいじめや不登校、青少年の問題行動など、さまざまな教育上の課題があると。そして、同じ会議で橋本議員がスクールカウンセラー事業についてですね、この中で白石教育部長が、スクールカウンセラーの派遣を当時から受けておるんですが、不登校やいじめの相談があると。七百数十件あったということも記録されています。

続いて、平成16年6月定例会で、また橋本議員が、いわゆるいじめ、不登校、校内暴力、学級崩壊など報告が上がってきているかと言うと、教育長はこのとき、いじめや不登校については報告を受けておりますと。今、ちょっと別ですけど、いじめや不登校ということをやちょっと続けて言っていますけど、いじめと不登校はこれ別の問題だと確かに認識しておりますが、ちょっと文章の中で続けて言っております。

平成18年12月定例会で、大田議員、福廣議員、橋本議員、そして私門田がいじめ対策について質問しておりますが、この4名というのは同年ですね、2006年ですね、筑前町で例の自殺があったということでこういうふうな質問になりました。この中で、教育長のご答弁、ちょっと興味深いんですが、いじめに教師が加担するなど言語道断であり、決して許されるものではないと。文部科学省の提言をもとに把握し、このとき2件のいじめということをご報告されてあります。ただ、統計上は条件を満たすということで、からかひやいたずらのような事項、事柄はこれ以外にはあるかもしれないということですね。これはいわゆるこの福岡県の総合対策でも、この基準というのはあくまでもその統計上の基準であるということで、実態がどうこうというのはまた別のさまざまな解釈があるということだと思います。

また、平成19年の6月定例会で、このときは市長の最初の施政方針の話だと思いますが、学校教育の根幹は教師が子どもと向き合う時間を十分に確保することに尽きると。学力向上もいじめ防止もそこが基本だと。そういうことで例えば学校の支援、人材バンクなど、システム構築をしたいということで、要は教師がそういうことに取り組む時間を何とかつくりたいというふうなお考えだと思います。

また、平成20年9月定例会、平成22年6月では、藤井議員がこれは子どもとメディアのかかわりとか、学校裏サイトですね。違った観点からいろいろ質問をされております。

平成21年6月は、大田議員が携帯電話の持ち込みに関しまして、山田教育部長が、原則小・中学校においては禁止だと、持ち込みは。ただ所有はこれは禁止のしようがないからですね、そうではありますが、教育長はこのとき、いじめに関しても小学校で1件、中学校で3件と報告されてあります。

最後に、平成22年6月定例会で村山議員が、これも同じように子どもたちとの接する時間、先生がですね。これは病気を未然に、超過勤務が多いので、いわゆるその労働安全衛生委員会ですか、こういったもので教師の健康障害等を防いでいこうという中でのお話ですが、やはり

議会の多くの議員としてもそういう時間が必要ではないかということでありまして、私も同じように考えております。今回の質問の趣旨もまた後ほどいろいろ言いますが、別にその学校にこれをしろ、あれをしろとかですね、求めるものではありません。ただ、現状の確認も兼ねまして質問続けさせていただきます。

ということで、最近のこの報道、先ほど橋本議員もいろいろ説明、ご報告されましたが、ちょっとこれほんのこの1日、2日ですね。この1日、2日の紙面、実はコピーしようと思いましたが、もう読む時間もないので、この大きな見出しだけ言いますと、いじめで中学生重体、池に入れ、強要し撮影、かけごとで金銭も要求、中3いじめで自殺、小・中・高生の自殺200人、いじめ認知7万件超ですね。ただし、この小・中学校の自殺200人というのが、これ今日のまた新聞を見ますと、文科省が実態を反映していないと。なぜならばその自殺した、調査ではですね、小・中200人だった、警察庁の統計では2011年1月から12月は353人と多いわけですね。どうも学校を通じた調査は実態を反映していないと判断したとあります。自殺というのは、なかなかいわゆる死人に口なしということもありますし、なかなかその原因とかですね、影響はわかるかもしれないが原因かどうかというのは確かに厳しいところがあるかもしれない。そういったところもあるかもしれませんが、言いかえますと、そういう自殺に至るような深刻な事態があるということは、やはり氷山の一角、そこに至らないまでも深刻な事態が結構あるのではないかというふうなことが考えられます。そういった中で、先ほどもご説明ありましたが、この決算資料、これ昨日いただいた分でいきますと、合計でいじめが2件、小学校がですね。中学校1件、計3件ということで、ここおおむね10年近く内ではそう増えもしていないしということで、福岡県は割と多いんじゃないかなろうかと思いますが、太宰府の状況はこういうふうな数だけ行きますと結構いいとかという言い方がどうかは知りませんが、良好なほうかというふうに考えます。

しかしながら、この数字がですね、先ほども言いましたようなその基準ということで、いわゆるその文科省が言ったところの基準ですね。ただ、この基準というものが今継続的にそういうふうな苦痛を感じているというふうなことですね。あるいは強い弱いの関係がということで判定が難しいんですが、そもそもこの基準というものが、この個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとするということだから、やや主観的なものも入るのかなと。そうすると、その統計のように云々という、何かちょっと矛盾するような気が私はするんですが、しかしそういった中でこういう数字が出てきたと。ここまで出てきたということは非常に評価するわけですよ。

1つお聞きしたいのは、これは解決済みが入っているのか。先ほど言いましたようにご報告があったように、本人なり保護者なり来てごめんなさいということで終わったり、お互いこっちも今後も今後のこともあるし仲よくしましよと、要は解決したということは入っているのか。それとも何か継続中なのか、ちょっとその辺のことをお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○**教育部長（古野洋敏）** この件数は一応解決済みで、一応先ほど言ったみたいに個々にですね、対応というのがあるんですよね。なので、学校側としては、このいじめの内容が冷やかしか悪口だけの問題か、仲間外れで集団により無視されたことか、軽くぶつかってたく、泣く、この一応総務省の何か用語がありますので、こういうアからクの中でですね、一応状況を聞いて、それである程度重複した場合はいじめという形の中で本人と保護者、それと被害者との話し合いをしてですね、一応今のところは解決したという形の中でご理解いただきたいと思ます。

○**議長（大田勝義議員）** 13番門田直樹議員。

○**13番（門田直樹議員）** わかりました。この県のいじめ問題総合対策というものが本市のやはり対策の基本でもあると思いますので、こういった資料もちょっと参照しながら質問を続けさせていただきたいんですが、いわゆるいじめ問題の3つの観点ですね。いじめ問題に関する適切な認識と教職員と共通理解、次にいじめを生まない環境や集団づくり、そして早期発見、早期対応、私はこの1と2に関しましては、これは時間がかかる、病気でいえば根治両方的なですね、その生活改善から入っていくような話だろうと。この3番目の早期発見、早期対応、もういわゆる教育現場での教育論的なですね、いろいろやり方もあるかもしれませんが、いわゆるその社会として何ができるか、まずは対症療法ですね、うん。おなかが痛い、苦しんでいる人間にそのおまえの生活態度はと言ったって仕方ないですね。まず痛いのを治して、喉が渴いているならまず水を1杯飲めということで、まず症状を和らげて、そしてその原因を排除していくということですね。必要ならやっぱりその人のもしかして原因があるんだったらそこも改善して、自分の原因、ほかからの原因、そういうのを除いていくということになるかと思ます。最後は当然自立ですよ。いつまでも助けるわけにはいかないんだから自立できるようにすると。これは、別にいじめ問題に限らずいろんな支援と言われる中で同じことが言えると思ます。

そういった中で、この早期発見、早期対応というのは大事ですが、ここにですね、もう一つ、早期報告、そして早期公表という考え方をですね、ぜひやはり入れていただきたいと。なぜなら、その早期発見、早期対応というものは、これは例えばこのいじめの報告体制とありますけども、まず学校、担任が基本ですよ、学校でいいますと。担任が、これはだから学校の中ですよ。いじめは学校の中だけとは限りませんが、学校の中においては担任がまずそれを発見して、発見というか、まずは気になる子どもを見つけるということですよ。気になる子が見つかったら、それを観察して、そして幾つかの状況ですね。元気がないとか、最近例えば登校のときに1人で来るとか、学校で発言が少ないとか、下を向いている、友達が云々とか、そういうのを見ながら上げていく。そして、問題と判断した状態で今度は学年主任等が校長に連絡するわけですね。

すると、問題はそこから先ですね。じゃあ、校長先生はこれが必要と思ったら、今度は教育委員会に連絡をされるわけですよ。そういうふうなところもまでがいわゆる早期の発見、対

応ということでしょうが、しかしそこだったら、もうそこで終わってしまうんですね。事がそこの中で解決しなかったときにこういうふうな新聞記事になるんだというふうな気がいたします。

そういうことで、誰がそう判断するかというのはこれは物すごく難しいですね。結局校長先生か教育長かとかということになるのか。その辺の早期の公表、あるいは発表ですね。発表まではどうなのかというところをちょっとお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど部長が一応解決しておりますというお話をしましたけれども、これはやはり発見をしておりますもんですから、それに対して対応ができて、またその後の見守り等もできているというところはやっぱり大きな原因かなと思います。それに対して、その中にはひょっとしたら目にとまらないようなのがあったやもしれませんし、やはりおっしゃるように早期発見というのが何よりも重要だと思います。

ところで、この件数の報告についてですけどね、実はこのごろの発表も新聞発表も見ていまして、県によって随分差がありましてですね、先ほど教育委員会の話もちょうと出ておりましたけれども、教育委員会でも報告件数少ないじゃないかというようなことがあって、例えば熊本なんは三十何件かという話があつておりましたですね、熊本とかそのような多くの報告件数を受けてあるところはどんなふうにしてあるんだろうかということを知る必要があるなということを感じたところなんです。

また、文部科学省もその報告の仕方等については、また再度検討するような話も聞いておったりとかですね。それから、また今の話の中にそんなによく調べてと言ったらおかしいですけども、やはり熊本県内でも大きな事故が起こったとかですね、だからその報告の件数ばかり言っても何かうまくいかない状況もあるのかなと思って、ちょっと悩ましいやらと言ったらちょっと皆さん方に申しわけないと思いますが、いろいろと考えないといけないということを思っているところです。そういうことを含めながらですね、どんな報告を求めたらいいのか、それをどう公表するのか、または教育委員会とか、こういう議会あたりに状況を報告するのか、そういうことを含めて内部のほうで検討をさせていただきたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 本当、これよろしくお願ひします。これはいつの二、三日前の新聞ですが、大臣、平野さんですね。が、現場で抱えず通報してという記事が出ております。この中で、いろんな言いわけと言うたらいかんですけど、昔に比べて文科省と学校現場のあれが地方分権一括法ですね。いろんな形が薄れていって、そういったこともあるのではないかとありますが、要はこの学校現場で抱え込まず、警察と積極的に連携してもらいたい。自分たちで抱え込まず、堂々と通報しろということですよ。それで、学校や教員を評価するようなことはしませんとはっきり言っているわけですね。ただ、政権がどうなるか、ちょっと今からの判断ですからあれですが、そういうふうなことも、しかし流れというのはそう変わらないと私も

思います。

そういった中で、こういった全国的なものがあるんですが、先ほど言いましたように福岡県ではその筑前町の事件というのは非常にショッキングで、それがあつたから一つはこういうふうな県の県教委がこういう総合対策というものをつくつたのであろうと思います。そして、この委員に關教育長は入つておられまして、さすがですねと實際思つております。ですから、内容についてはもうご承知どころか、いろいろ聞きたいと思うんですが、まずこの筑前のいじめ自殺ですね。もうやっぱりあれだけのちょっともう苛烈な事件だつたんですが、やっぱり時間がたつと人間記憶が曖昧になりますので、少しざつと早口で言いますと、要は2006年10月にいじめでといますかね、自殺をされたと。中学2年生の少年が。中学校の調査により、同少年が中学1年のころに受けたいじめについて、当時学校主任で担任だつた男性教師へ相談したところ、同教師がクラス内で相談内容を漏らしたためにいじめがエスカレートしたこと、この教師は同少年のいじめにも加担し、これが少年の自殺の要因の一つになつていたことが発覚した。この元担任はからかいやすかつたから亡くなつた青年を罵倒したと述べた。また、イチゴの品種に例えて、とよのか、あまおう、ジャムにならない、出荷できないとか、ユーモアになりませんよね。この人は国語の先生らしいですが。また、この担任は、優等生の同少年に対しては偽善者にもなれない偽善者、また女子生徒に対して、おまえは太つているから豚だねと暴言を吐き、クラス内でのいじめを誘発した。この子はまたそれでいじめられたそうですね。こういった中で、学校側は当初いじめを否定してしたが、後に発言を翻す。また、遺族に謝罪したが、その後、元担任の発言はなかつたと発言を二転三転させた。ここが大事ですが、またいじめは中学校でも実際には複数把握してはいたにもかかわらず、解決しましたとしていじめはゼロ件と報告してはいたことも判明した。これが筑前町の概要ですね。実はこれ以外にもまだまだたくさんありますね。とんでもない話があります。

また、この加害少年3人は、家裁に送致されましたけど不処分になりました。ただし、不処分にはなつたけれども、その校長と教育委員会等との責任は言及されていますね。

そういう中で、この県がつくつた、いわゆるそのいじめマニュアルですね。これを見ていきますと、やや驚いたことがありまして、ちょっと要点だけ言いますと、この筑前町の話ですが、1年次の学級担任については当該生徒に対するいじめをあつたという事実はないが、不適切な言動がその時々からのからかいや冷やかしにつながる一因となつたことは否定できない云々と。事実は、本人も認めているんですよ。これは本当に裁判を起すべきやつたんですが、そうでなかつたわけですよ。もっと事実が出てきたと思うが、しかしなぜこれ事実はない。しかも、学校に関してはですね、いじめ対策をせんで学校運営が漫然とされてはいたと。これはそれでいいんですよ。しかしながら、この生徒の問題もですね、この中学校のですね、中学校の特定の生徒に当該生徒の自殺の原因を求めることはできないが、自殺の原因はわからないと。しかし、当該生徒を死に至らしめることになつた結果について関連性を否定することはできないと。ここが限界なのかなと思うわけですよ。こういう認識のもとにこういうものがつくら

れているということでもありますね。これは本当に不条理ということがよく文学の世界ではね、材料になるんだけど、現実問題にこういう不条理が次々とあったら、これはたまったもんじやないと。

光市母子殺人事件というものがあって死刑判決を受けましたよね。あのとき、この遺族の夫の男性がもし、つまり極刑にならないのならもう無罪にしてくれと。私がやりますと。非常に冷静な方だったんですが、それがしかし自然な感情かなと思ったりします。法治国家では侵害を受けたときですね、それをやっつけちゃいけないわけですよ。正当防衛というものは強迫性の侵害はいいんだけど、通常のこういうふうないじめに対してもやり返したらだめなんですよ。そのかわり国がこれをかわりにやってくれるんですよ。学校というのは、ちょっと表現悪いんですけど、閉鎖された空間なんですよ。学校というのはやっぱり特別な環境であるべきだと私も思います。しかし、そこでは親のかわりは学校の先生なんですよ。おやじは校長先生、兄貴かお父さんたちが学校の先生なんですよ。そこが守ってくれなかったらどうなるかと。じゃあ、一回一回おやじが乗り込んでいたり、もう子どもが何か武器を持って登校するような、そんなふうになりはしないかと。あるいは、もうそれがどっかで爆発して、そのアメリカみたいに何か銃器をぶっ放したりですね。あるいは日本だってちょっと悲しい話だけど、10年も20年もたった同窓会に出てきて毒をばらまいたりですね、そういうふうなもう性格が破壊されるようなことが起きてきていると。

じゃあ、どうすればいいかと、学校に頑張れと言ったって、それは現実問題なかなかできないんですよ。学校の先生も校長先生も自殺したりされてある。そういう事例がありますよね。じゃあ、その中でどうするべきかということ、やはり2つあると思うんですよ。1つは学校に力を与えることですよ、そういったことに対する力。少年で言うところの少年の例えば犯罪を犯した少年、非行犯罪を犯した少年を更生させるときには、児童相談所とか家裁とか、観察所ですね。そういったところでいろいろと力を持った指導をしますね。例えば保護観察に関しては遵守事項を守らなかったら、もうこれは不良措置ということで違うこともあるんだよと。だから、嫌でも従うわけですね。学校でももうそろそろ何かそういうことが必要じゃないかと。なぜそういうことを言うかということ、いわゆるその子どものいじめられた児童・生徒の適応を促進と。何でいじめられた人間が適用、確かにいじめられるということに対してそれをはねのける適応だったらわかるんですが、要はいじめられた側ですね。いじめの深刻さによっては相談室や校内適応指導教室等での別室登校、児童・生徒の立場に立った弾力的な学級組みかえと、児童・生徒の立場に立ったんだっらいじめた者をどっかに飛ばせばいいと私は思うんですよ。何でいじめられた人間が別室登校したり、学級がえをしたり、あるいは保護者の希望により、校長などの意見も入れて転校等の措置についても配慮すると。何で被害者がどうして逃げ回ってどっか行かないかのかと。それが日本なのかという気がいたします。

片や、このいじている児童・生徒への対応ですね。児童・生徒いろいろありますが、一言で言うといじめた側の人権を配慮して、怒らずに優しく話を聞いてやりなさいと書いてあるん



ですよ。そうかもしれません、相手は子どもだから。しかしながら、最後のほうはですね、恐喝や暴行、傷害等の刑法に触れる犯罪行為等悪質なものについては児童相談所ね、児相や警察と連携しながら出席停止等の措置を含めた毅然たる対応について市町村教育委員会と協議する必要があるという、もう物すごく落ちた、私は表現だと思うわけですよ。もうこれはこの中の特別の、そのまたそれを協議する必要があるで終わりなんです。これでいいのかなと。これはやっぱりよくないということでこのような質問をしておりますが、ちょっと話すのが長くなったんで、そろそろちょっと今までのところでご意見を聞かせてください。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ちょっと話に聞きほれておりましたので。最初の結論みたいなのは、あれはたしか筑前町の調査委員会あたりの結論でしょう。ちょっと私の結論が薄いのです。

（13番門田直樹議員「そうです、はい」と呼ぶ）

○教育長（關 敏治） ですから、今回もいわゆる第三者委員会というようなことが発足して進められておりますが、やはり小・中学生についての聞き取りといたしましうか、調査といたしましうか、いろんな配慮が必要なもので、やはり相当のいろいろ専門家の方等が当たられないと難しさもあるのかなということを思います。

それから、学校に力を与えるというのは私は大変うれしいんですが、やっぱり力ばかりじゃうまくいかない面もあるのですね、私どもも教員を長くしておりますので、ずっと昔は持ち物検査なんかをしていたことが、皆さん方もご存じの方もあるかもしれません。その辺についてですね、やはり学校というのはそういうことを調べる権限はないんじゃないかというようなことから、自主提供といいますか、そんなふうなことに移り変わっていったような記憶がございまして、学校で子どもたちからいろいろ聞き取りするときも、捜査的な技法というのは難しい状況で、やはりいろんな状況を話しながら子どもたちのそういう考えを聞いたり、状況を聞き取ったりするというのが現実問題ですが、子どもさんによってはそのぐらいじゃやっぱりなかなかうまくいかないというようなこともあるのも事実でございます。

また、親御さんへの報告も、言葉は単純過ぎるかもしれませんが、自分の身に都合がいいことを親御さんに言う場合が多いようでございまして、親御さん同士も相手が悪いというような捉え方で対応されるようなことがあったりして、なかなか学校でお話しするという、話がまとまるというのが状況によったら厳しいというようなところがございます。そういう中で、子どもたちの対応というのをどうするかというのが先ほど出たところでございます。おっしゃるようにいじめられている人間をどうかしているよりも、いじめている人間をどうかしなくちゃならんというのがもうそのとおりだと思います。多分だからそういうところで動いていると思いますし、いじめている人間については最終的には自宅謹慎、自宅で学習させる等々の方法も考えられはるんですけど、このごろのテレビでも言うておりますようにそれを適用した事例というのは非常に少ないと。1つにはですね、なかなか自宅におってもじっとするかどうかかわらないからかえって先生方手が要ると。どっか出ていってしまったりすると探さなくちゃなら

んと。それから、学習なんか落ちついてできるような雰囲気でない等々考えたときには、学校のどっかの部屋のほうで先生たちがかわりばんこと言うか、あいた先生方が指導に当たったほうが効率的だというふうな現実的な対応もあるようです。今回の話では、やっぱりその辺がもう少しきちっとできるように文部科学省もどうかしようかというような話になっておりますが、現在はだから適用が非常に少ないというような状況で非常に対応が難しくなっているところでございます。

先ほどいじめの中でいろいろ、その金品の強要とか脅迫に近いような話がありましたけど、この辺になってきて学校のほうで対応ができなければ、警察の力をかりないと解決ができないんじゃないかなというふうに思います。

ちょっと的外れかもしれませんが、以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 先ほど私言いました、これはあくまでも筑前町の委員会ですね、のまとめですよね。ただ、この事案により明らかになった課題としていじめの認識と発見、このいじめの解釈が適切でなかったというまとめもされてあります。その辺のことを今後というか、これ大分前の話なんですね。なかなかその全国的には生かされていないということですが、多くの時間を過ぎております。もう少しですね、本当はあといわゆる教員の観察以外の取り組みですね、チェックリストとか、学校生活アンケート、相談ポスト、相談窓口、窓口は先ほど橋本議員の説明の中にありましたが、あるいはPTA、学校評議員等との情報の共有ですね。個人情報もあるとは思いますが、事例をやはり共有して地域挙げていくということが非常に大事だというふうに考えますので、その辺のご配慮をお願いします。

もう時間がありますが、最後のほうにですね、この危機管理マニュアルがあるかどうかということですね。ここにひな形等ありますが、この危機管理マニュアル、仮にマニュアルがないにしても、1つ、1点お聞きしたいのが、事件が発生したといったときに、まず最初の報告ですね。当該校の校長が報告するわけですが、これはこれだけ見てもわからないのですが、まずはこの教育委員会に報告するのか、それとも警察、その事例にもよるとは思いますが、教育委員会に先に報告したときに、警察にするかしないかの判断は当該校長なのか、教育長なのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 状況にもよります。実際窃盗、暴力関係で大きくなった場合は、先に警察と連携しながら、その状況で。だからそうなった場合はどうしても学校に警察が来たりしますので、そういう事例がありますので、状況によっては先に警察と対処してそれで報告が来る場合もございます。だから、そういう窃盗とか、その暴力事件が表沙汰になっていない部分について先に教育委員会に来て、あとは校長と状況を把握してですね、その中で警察に連絡するという形も出てくると思いますので、状況によってはですね、実際それは警察に先に行ってこっちに来た例もありますし、警察から教育委員会のほうに正式に各学校とか、被害届を出して

くださいという形で要請がある件もございます。状況によってちょっといろいろ異なると思いますけど。

(13番門田直樹議員「マニュアルはありますか。マニュアルはあります」と呼ぶ)

○**教育部長（古野洋敏）** マニュアルはですね、これは平成22年5月で今言われた部分も大分入っていない部分もございますので、一応今年度中にはですね、できたらその今の意見も踏まえてですね、太宰府市における危機管理マニュアルを作成していきたいという形で考えているところでございます。

○**議長（大田勝義議員）** 13番門田直樹議員。

○**13番（門田直樹議員）** ありがとうございます。

じゃあ、最後のほうになります、私の考えですが、日本人に限らずやっぱり民族というのは一つの大きな家族のような気がしております。生き物、生き物は有機体ですが、有機体にも動物と植物がある。植物は枝や葉っぱを切ってもよっぽど切り過ぎんと生き残っていますよね。しかし、動物は指1本切られたってもう痛くて動くこともできない。それが動物、動物有機体ということです。民族というものは、国家というものはそうでないといかんと、そう思っております。こういった痛みというものをですね、共有して、そしてその少年がですね、この加害という、いじめる側もいじめられる側もある意味個性が強いわけです。いじめられる側もどこか何か引くものがあるんだと思います。どっちがいいとか悪いとかじゃなくてですね。いじめる側も何らかのやっぱりはけ口を求めているんですよ。これらはうまくやっていたら、将来大きな木になる可能性がある。実際、弱いと言われとった人が世界チャンピオンになったりですね、格闘技の世界なんかそんなのが幾らでもあるんですよ。そういったものを潰さないために生きとけばどうにかなるわけですよ、必ず逆転するときも来るし。そういったものの希望、口だけの希望じゃなくて、味方がおるとい希望ですね、まずは。それを知らせていただきたい。議会は決して敵じゃありません。大げさに言うと全地球ですね。全社会が味方だよということを知らせていただくことを教育行政の中にぜひとも入れ込んでいただきたいと思ます。

最後になります、いつも長いこと、私勉強不足のまま何かよくわからない質問をしたりですね、感情的なことがやったりしますが、いつもその一つ一つに丁寧な誠実なご答弁いただきましてありがとうございます。

終わります。

○**議長（大田勝義議員）** 13番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

次に、4番芦刈茂議員の一般質問を許可します。

4番芦刈茂議員。

〔4番 芦刈茂議員 登壇〕

○**4番（芦刈 茂議員）** 議長から質問を許可されましたので、提出しております一般質問に基づ

いて発言させていただきます。

昨年の3・11東北大地震以来、日本がこれからどのようなエネルギー政策をとっていくのかが大きな議論になっているわけですが、当市の電気エネルギー問題についてお尋ねいたします。

1、平成23年度事務報告書には、庁舎維持管理費として平成22年度使用料99万8,526kWアワー、料金1,450万1,813円、平成23年度使用料94万2,612kWアワー、料金1,449万7,534円になっていますが、市全体と中央公民館、いきいき情報センターの使用料、料金をお尋ねいたします。

2、市の関係全ての自動販売機の数。

3、電気代節減の計画の達成状況と今後の課題について。

4、市としての自然エネルギー、環境エネルギーへの取り組みについて。

次に、平成24年度版教育要覧がつくられています。幾つかの点についてお尋ねいたします。

1、1ページ目に太宰府市教育委員会として教育の基本目標を掲げてあります。

まず第一に、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体を育み、次代を担う青少年の健全育成。他者を思いやり、ともに生き支え合う心と人権を尊重する市民の育成。市民が自由に学習の機会を選択して学べる生涯学習社会の推進。郷土の歴史や文化を愛し、尊重する心豊かな市民の育成と市民文化の創造。とりわけ4番目と関連して太宰府らしい教育目標とは何か、お尋ねいたします。

また、中学生の学力としては、とりわけ英語、国語、数学が大切と考えますが、全国、県、近隣4市と比較してどのような水準にあるのかをお尋ねいたします。

2、郷土の歴史や文化を学び、愛するために何を行うのか。とりわけ今、文化ふれあい館で開催されているまると太宰府歴史展に小・中学生を社会科見学に連れていく予定はあるのか。

以上、回答は項目別をお願いいたします。

再質問は議員質問席において行います。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、1件目の電気エネルギー問題につきまして、4つの項目、ご質問いただいておりますので、順にご回答いたします。

まず、1項目でございます。

市の施設全体の電気代の総額についてでございますが、平成23年度の実績といたしまして、総電気使用量716万6,898kWアワー、金額で1億3,231万7,265円でございます。その中で、市の庁舎につきましては、電気使用量が94万2,612kWアワー、電気代として1,449万7,534円でございます。いきいき情報センターが、電気使用量69万5,952kWアワー、電気代で1,045万3,554円、中央公民館が電気使用量48万3,330kWアワー、電気代といたしましては1,246万

4,479円となっております。なお、施設の種類でございますとか、契約の内容などによりまして電気料金の単価が異なりますので、電気使用量と電気代は必ずしも比例するものではございません。

ただ、全体的に見ますと、近年の社会情勢、あるいは節電の効果もございまして、平成22年度に比較いたしまして4.7%の減少となっております。特に市庁舎の電気使用量につきましては、冷房運転時間の短縮でありますとか、消灯を徹底する、照明、蛍光灯の間引き、そしてLED電灯も導入を始めてきて、またあるいはパソコンの節電モードの設定、夏季エコスタイルの早期実施など、さまざまな取り組みを実施していきましました結果、平成22年度の比で5.6%の削減の結果となっております。

次に、2項目めの市役所全体の自動販売機の数と契約状況についてでございますが、平成23年度の実績としまして、市庁舎を初め市内の各施設に設置しております自動販売機の数には48台となっております。契約の状況につきましては、直接市あるいは財団で契約を行っておる台数が26台でございます、その他の自動販売機は市の関係団体が設置者として契約を行い、太宰府市のほうには行政財産使用料及び電気料金の納入が行われております。

また、この自販機でございますが、近年節電対策の必要が言われておりますので、節電対策に対応した自動販売機が48台中39台が対応可能となっております。今後も節電効果のある自動販売機の導入を検討してまいりたいと考えております。

次に、3項目めでございます。

電気代削減の計画についてでございますが、市では平成11年に経費節減ケチケチ作戦とっておりますけれども、これを開始いたしました。事務室での消灯、自動消灯でございますとか、あるいは消灯を徹底する。職員のエレベーター、自動ドアの使用をやめる、禁止しております。そして、経費の削減という観点から電気使用量削減の取り組みをそれぞれ始めてきたところでございます。さらに平成15年からは、エコ・オフィス計画推進委員会を設置いたしました。全ての職員一人一人が環境配慮の視点を持ちながら、日常的、継続的に環境保全の取り組みを行うために市のエコ・オフィス実行計画にのっとりまして、その進行管理を行い、節電対策を含め、日ごろから環境負荷の軽減に努めておるところでございます。

さらに、事務事業の中におきましても、太宰府市地球温暖化対策実行計画を策定いたしております。特に電気使用量の削減につきましては、OA機器等の使用、エレベーター、自動ドアの使用、照明の管理、空調の管理など、それぞれの取り組みを示しながら、継続して電気使用量の削減に努めているところでございます。

最近も、各事務室に置いておりますパソコンとつないだプリンターですね。プリンターをコピー機と複合的に利用することによって、プリンターを23台削減もいたしてきております。そのような努力も続けてきております。

特に、また今年度におきましては九州電力管内におきましても計画停電が予定されました。これから内部に節電対策本部を設置いたしまして、照明器具のさらなる消灯、もう電器を外す

ような消灯、そして電気ポットの使用禁止、そういう省エネから一歩踏み込んだ形での節エネに取り組んでいるところでございます。

この件につきましては、経費節減と温暖化防止、逼迫する電力需給の解消など、さまざまな観点から今後ともこれからもさらなる取り組みを進めていきたいと考えておるところでございます。

最後の4項目めでございますが、自然エネルギー、環境エネルギーへの取り組みについてでございます。第五次総合計画、第三次環境基本計画におきましても、低炭素社会の構築、これを大きな課題の一つとして一応位置づけております。公共施設などにおける省エネルギー対策や新エネルギーの導入、また市民に対する情報提供や啓発事業を課題として取り組んでいきます。特に近年は、太陽光発電でありますとか、小水力発電など、自然の力を利用した新エネルギーの導入が社会的にも大きな流れとなってきましたので、公共施設の改修などに合わせて、太陽光発電の導入などにつきましても今後導入を検討していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） ありがとうございます。

東京から福岡に来た人が、東京に比べて福岡は明る過ぎるんじゃないかというような新聞記事があったのを見ております。私たちも3・11事故以来、クーラーをつけないとか、小まめに電気を切るとか、コンセントを抜くなり、家庭でできる限りのことはいろいろやってきているというふうに思うわけですが、市の第三次環境基本計画で平成21年度に対して平成32年度、約10年間で平成21年度対比25%の電気使用量の削減をするというふうになっておりますが、これは実施可能なのでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） ただいま環境基本計画にあります目標値の達成の見込みと申しますか、そういうことをお尋ねになったと思いますが、それに向けまして鋭意努力していきたいということでございますので、新たな事業も今展開しておりますが、そういうものがそういう目標につながっていくようにということで検討いたしておるところでございます。国におきましては35%目標ということでございますが、市といたしましては当面25%ということで目標を立てておるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） そのように頑張っていただきたいのですが、数字を見ますと平成22年度の電気使用量がこの市庁舎で99万8,000kW、平成23年度94万2,000kWということで、約5%減っているということに私は数字としてはかなり大きいなというふうに数字見させてもらいました。ところが、平成21年度を見ると95万8,000kWになっている。平成21年度が95万8,000kWで、平成22年度が99万8,000kW、約5%を平成21年から平成22年までは増えていて、またそれ

から5%下がっているというふうな形の数字になっているんじゃないかと、こんなふうな形の数字になっているわけですね。ところが、月に直すと大体共通して言えるのは大体120万円ぐらいの月の市庁舎の電気使用料だということで、この平成21年、平成22年、平成23年のこの関連、あるいは必ずしも九電も10%の値上げ等々を打ち出しておりますし、削減したとしても金額の減少にはつながらないにしても、このあたりの数字、平成21年、平成22年、平成23年、これはどんなものなんでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 電気の使用量というのが基本的な部分と、そのときそのときの事業等で例えば災害等があったりして残業が増えるようなことになると当然電気代も上がってまいります。この近年のずっと数字もありますけれども、それぞれの月で待機しても増えている部分もあれば減っている部分もあるということになっておりますので、トータル的に平成22年から平成23年は5%は減ってきております。ただ、以前からの電気使用量の基本的なベースの電気を食べる電気機器といいますかね、そのようなものは現在相当取り組んできておまして、先ほど言いましたように各部屋にあるプリンターをもう廃止、25台でございましたけれども、25台削減、あるいは各個人が持っておるパソコン、パソコンもノート型パソコンということでそれぞれCPUが入って熱源がありましたけれども、それをシンククライアントにして350台ほど入れたことによって350台のノート型パソコンが廃止になり、CPUが熱源がなくなったということになってきております。今後、それにプラスして、ご存じのとおりシンククライアントと今度は住民票や税などでまた別にパソコンが立ち上がっておりますけれども、それも一体化して1台の今のシンククライアントの中でやっていきますので、再度事務室の中のそういう電気機器が減ってまいります。それとあわせて、今後まだLEDも完全に導入じゃなくて、本当試行で始めたところですけども、そういうこともやっていって、基本となるベースの電気料を減らしていくということから、今後しばらくは減は行けると思いますが、その時々業務量によりまして上下する月が出てくるのは仕方ないかなという気はしておりますが、その中でも節減の考え方で職員一丸となって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 平成22年度から平成23年度に5%減っておりますので、やっぱり大震災以降の電気に対するモチベーションといいますか、そういうのが具体的にこの数字に出ておると思いますので、引き続き削減の努力をお願いしたいと思うわけです。

次に、平成23年度の事務報告書、庁舎維持管理費5%削減になってはいますが、平成24年度の施策評価、その24ページ、庁舎電力使用量の排出CO<sub>2</sub>換算量実績という数字があるわけですが、これを見ますと5%電気量の使用量が減っているにもかかわらず、平成22年度の排出CO<sub>2</sub>換算量が平成22年度は368t、それに対して平成23年度は363tということで、わずか5tの削減でしかないというふうはこの施策評価シートの数字で実績が載るとるわけですが、5%削減されたとすれば、この平成23年度の363tという、この数字はもうちょっと落ち

てしかるべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） ただいまのご質問ですが、電力使用量の排出、二酸化炭素換算量につきましてですね、原子力発電の停止による火力発電の再開等によりまして、その換算係数に著しい変動が生じておるといふことでございます。このため、環境基本計画に示しております目標値につきましても、当然見直しが必要であるといふふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） そういう電力関係の状況が違うといふことで換算係数が違うといふことでわかりました。

4番目の自然環境エネルギーの関係ですが、先日福岡県の県民シンポジウム、地域から考える再生可能エネルギーシンポジウムというのがあったわけですが、市からも何人かの職員の方、参加させておまして、私も一緒に勉強させてもらったのですが、そういう取り組みについても着実に進めていっていただきたいということを希望いたします。

次、お願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 教育要覧についてご回答を申し上げます。

太宰府らしい教育目標とは何かにつきましては、教育要覧に掲載しています各小・中学校の教育の基本的な目標であります、知、徳、体のバランスがとれた子どもの育成を目指すものとして、各学校の校風に応じて表現しているところであります。

また、太宰府らしさにつきましては、具体的な教育活動計画である教育指導全体計画書の中で、地域、郷土を愛する心を育てる教育として定めているところでございます。

学力の水準につきましては、平成23年度福岡県における学力・学習状況調査によりますと、全県平均と同程度、または上回る結果となっているところであります。

次に、郷土の歴史や文化を愛するために何を行うのかにつきましては、本市の豊かな歴史的、文化的遺産を活用する教育として、史跡解説員とともに史跡の調査による体験学習、伝統行事の体験学習、地域の人材を招聘するなど、多様な授業を実施できるように努めているところでございます。

また、太宰府子どもじまん認定問題を活用して、太宰府の自然や文化について認識を深め、郷土愛を育むように努めているところでございます。

なお、まるごと太宰府歴史展の見学の件ですが、学校は前年度に学校行事等の計画を立てていることから、突発的な対応は難しい状況でございます。この歴史展につきましては、8月の校長会でパンフを配布して啓発は行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 教育要覧に各小学校の教育目標が掲げてあります。こんな子どもを目指



します、こんな学校を目指します、こんな先生を目指しますということで書いてあるわけですが、ということで書いてある学校が小学校が5校ありますが、それと違う書き方をしている学校というのが水城小学校、国分小学校でございまして、何を書いているかということ、家庭の問題と地域の問題を上げているということで、今進めているコミュニティ・スクール等々をあわせてですね、各学校の取り組みの違いあたりがそういうところに出てきておるのかなと思います。私はやはり学校も家庭と地域とどう連携していくかということがとても大事なことだと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 各学校で今年度なら今年度の教育目標についてあらわした文章というのは、ページ数にするとA4で4枚程度でございます。その中から抜粋をしているということでございますので、学校によって少し状況が違うかと思えます。

ただ、ご指摘の学校と家庭と地域の連携につきましては非常に重要なことだと思いますし、教育委員会全体としても取り組んでいるところでございます。どこかの段に形として入っていませんでしたかね、どの学校も。そのきちっと上の項目で上げているところもあるかもしれませんし、何かの関係で上げているというふうな形で。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 太宰府の歴史ということはずっとこの間考えてきたわけですが、今年が市制30年、2年後が水城ができて1,350年ということになるわけですが、来年が663年の白村江の戦いの1,350年になるということで考えますと、もしこの白村江の戦いがなかったら太宰府というのはつくられなかったかもしれないというような、もしという言葉が言えるかどうかというのはわかりませんが、そういうことを考えますと、この太宰府の歴史というものの中には大きくやっぱり大宰府政庁はできた、万葉集がある、菅原道真公が流されてきた、太宰府天満宮があるということが大きな歴史としてあると思うわけですが、そのあたりについての歴史あるいは学校教育についての実践というのはどのようにされてあるんでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 一応通常の学習のほかにですね、太宰府としては特性を生かすために史跡を活用した体験学習、これは観世音寺、政庁跡をめぐったりする部分でございます。これ学校ごとにですね、それぞれ趣向を凝らして実施をしております。その中には、先ほど言いました文化ふれあい館の学芸員さんや史跡解説員さんと一緒に回って太宰府の歴史を学ぶと。

もう一つは、伝統行事を活用した体験学習としては天満宮の鬼すべを体験する。それから、梅ヶ枝餅を体験する、これは歴史というより伝統行事でございますけど。万葉会と連携してステージで万葉の歌をうたってみるという形で、各学校それぞれ志向、特性を凝らしてそれぞれの団体、または施設めぐりをですね、しながら太宰府市の郷土愛といいますか、を育むような形では取り組んでいるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 先日、市制30周年記念のまると太宰府歴史展を見させていただきました。この歴史展は本当に文化財課の皆さんがもう全力投球をしとるというような感じを私見まして、古代から明治までということで一つの大きな展覧会になっているなということを非常に思っております。ぜひとも、先ほどもう年間契約、計画が組んであるということでございますが、やはり小・中学生にこの見学をさせると。そして、地元の太宰府の歴史を勉強してもらうというふうなことをぜひともやっていただきたいということを思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 学校全体での行事が可能かというのは、先ほど申したように難しい部分がございますし、もうそして結局遠くなればですね、これ送迎が出てきますので、やっぱりバスという部分もですね、これ現実的に出てきます。再度、校長会ではですね、PRしていますが、まだそこら辺も含んで啓発していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 以上、よろしくお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 4番芦刈茂議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月26日午前10時から再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後3時46分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程（5日目）

〔平成24年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成24年9月26日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第39号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第2 議案第40号 太宰府市国際交流振興基金条例の制定について（建設経済常任委員会）
- 日程第3 議案第41号 太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第4 議案第42号 平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について（分割付託）
- 日程第5 議案第43号 平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第6 議案第44号 平成24年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第7 認定第1号 平成23年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第8 認定第2号 平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第9 認定第3号 平成23年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第10 認定第4号 平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第11 認定第5号 平成23年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第12 認定第6号 平成23年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第13 認定第7号 平成23年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第14 発議第4号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第15 意見書第4号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（総務文教常任委員会）
- 日程第16 議員の派遣について
- 日程第17 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番 陶山良尚 議員  
3番 上 疆 議員  
5番 小島真由美 議員  
7番 藤井雅之 議員  
9番 後藤邦晴 議員  
11番 不老光幸 議員  
13番 門田直樹 議員  
15番 佐伯 修 議員  
17番 福廣和美 議員

2番 神武 綾 議員  
4番 芦刈 茂 議員  
6番 長谷川 公成 議員  
8番 原田久美子 議員  
10番 橋本 健 議員  
12番 渡邊美穂 議員  
14番 小柳道枝 議員  
16番 村山弘行 議員  
18番 大田勝義 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

|                  |      |          |       |
|------------------|------|----------|-------|
| 市長               | 井上保廣 | 副市長      | 平島鉄信  |
| 教育長              | 關 敏治 | 総務部長     | 木村 甚治 |
| 地域づくり<br>担当部長    | 今泉憲治 | 市民生活部長   | 古川芳文  |
| 健康福祉部長           | 坂口 進 | 建設部長     | 神原 稔  |
| 会計管理者併<br>上下水道部長 | 三笠哲生 | 教育部長     | 古野洋敏  |
| 総務課長             | 友田 浩 | 経営企画課長   | 石田宏二  |
| 協働のまち<br>推進課長    | 藤田 彰 | 市民課長     | 原野敏彦  |
| 福祉課長             | 大藪勝一 | 国保年金課長   | 永田 宰  |
| 都市整備課長           | 今村巧児 | 上下水道課長   | 松本芳生  |
| 教務課長             | 井上 均 | 監査委員事務局長 | 関 啓子  |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 齋藤廣之 | 議事課長 | 櫻井三郎 |
| 書記     | 白石康子 | 書記   | 花田敏浩 |
| 書記     | 力丸克弥 |      |      |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員数も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1と日程第2を一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第1、議案第39号「市道路線の認定について」及び日程第2、議案第40号「太宰府市国際交流振興基金条例の制定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とし、付託しております建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 皆さん、おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第39号「市道路線の認定について」及び議案第40号「太宰府市国際交流振興基金条例の制定について」、審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第39号です。

今回認定する路線は、開発により道路の帰属を受けた堀田6号線1路線です。

本議案について、質疑はなく、討論もありませんでした。

採決の結果、議案第39号「市道路線の認定について」は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号です。

これまで財団法人太宰府市国際交流協会に対し、市は2億円を出資し、その運用益によって同協会の経営が行われ、今日に至っております。しかし、昨今の経済情勢により、運用益での経営が大変厳しくなってきたことを受け、協会の理事会において、2億円のうち1,000万円を基本財産とし、残りの1億9,000万円を市に返還することの議決がなされました。市では、その返還金を太宰府市国際交流振興基金の原資として、同協会の安定的な経営に向けた財政支援を補助金という形で行うこととし、今後国際交流の一層の振興を図り、地域の発展に資するた

め、本条例を制定するものであるとの説明がありました。

その後、条文ごとに説明を受け、審査を行いました。

質疑において、基金の取り崩しは原則として行わない方針で、1億9,000万円を基金に残し、できる限り太宰府市国際交流協会に対して市が財政支援を行っていく方針であることを確認しました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第40号「太宰府市国際交流振興基金条例の制定について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第39号及び議案第40号の報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第39号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第40号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第39号「市道路線の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第39号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時05分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第40号「太宰府市国際交流振興基金条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第41号 太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について

○議長(大田勝義議員) 日程第3、議案第41号「太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[14番 小柳道枝議員 登壇]

○14番(小柳道枝議員) 皆さん、おはようございます。

環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第41号「太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について」、審査の内容と結果をご報告いたします。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に基づきまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正、技術管理者の資格の基準を定める必要が生じたため、条例の一部改正を行うものであります。

これに対して、委員から、規定する資格とは何かとの質疑があり、執行部からは、技術士法に規定する技術士などとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第41号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第41号の報告を終わります。

○議長(大田勝義議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第42号 平成24年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について

○議長(大田勝義議員) 日程第4、議案第42号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[13番 門田直樹議員 登壇]

○13番(門田直樹議員) 各常任委員会に分割付託された議案第42号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、2款1項7目普通財産管理関係費の15節工事請負費395万円、及び17節公有財産購入費1億6,670万4,000円の増額補正、これはいきいき情報センターの隣接地3筆について、所有者から市へ売却申し出があったことにより、いきいき情報センター駐車場用地として取得購入する費用、及び塗装、車どめ設置など、駐車場として整備するための費用であります。購入予定地にある既存アパートの入居者への対応、取り壊し等は所有者が行い、更地の状態で購入することになっていること、購入面積は1,667.04㎡で、新規駐車場台数は約62台となることなど説明を受けました。

委員からは、新規駐車場はいつごろから運用が可能なのか、ゲート等を設置する予定はあるのかなどについて質疑があり、執行部からは、運用は来年4月になる予定であり、いきいき情報センターや保健センターの諸事業開催の際の臨時的な駐車場として当分の間は使用したいと考えている、施錠での対応とし、ゲートの新設等の計画は今のところないとの回答を受けました。

次に、2款1項7目普通財産管理関係費の25節積立金と、2款1項9目基金積立金の25節積立金、それぞれ1億5,000万円の増額補正、これは平成23年度決算により確定した実質収支約10億6,000万円の中から公共施設整備基金積立金、財政調整資金積立金へ積み立てを行うものであります。

次に、9款1項5目災害対策関係費、13節委託料1,000万円の増額補正、これは県が地震に関する防災アセスメント調査報告書を平成24年3月に取りまとめたことや、福岡県地域防災計画が改定されたことを機に、本市の地域防災計画の改定を行うための費用であります。

本年は、防災基礎アセスメント調査報告書作成や避難所に関する調査を実施し、来年度は地



域防災計画本編の見直しを初め、避難所開設マニュアル等の各種マニュアルや避難経路の見直し等が予定されております。また、この事業が2カ年で行うこととされているため、第3表債務負担行為補正にも計上されております。

委員からは、作成に当たり市民の意見等を聴取する機会はあるのかなどについて質疑があり、執行部からは、本編作成の際には自治会や自主防災組織の意見等も取り入れていきたいと考えているとの回答を受けました。

次に、10款2項1目施設整備関係費3億9,703万4,000円の増額補正、これは次年度予定していた小学校の校舎、施設改修のための改造交付金の交付が今年度見込めることとなったため、市内4小学校の校舎等の改修を行うための工事設計監理等委託料及び工事費用を計上したものであります。

また、その補正財源として、歳入に14款の小学校費補助金5,479万8,000円及び21款の小学校債2億4,280万円が増額補正され、第2表繰越明許費、第4表地方債補正にも計上されております。

歳入の主なものとしましては、19款1項1目の前年度繰越金8億4,654万7,000円の増額補正、これは今回の9月補正財源に充当するものであります。

審査は、款項目ごとに説明を求め、質疑を行い、補正計上の根拠等について確認を行いました。

本案について討論はなく、採決の結果、議案第42号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 続きます。議案第42号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、2款2項2目交流費の国際交流関係費、25節の積立金、国際交流振興基金積立金として1億9,000万円が補正されております。

これは、財団法人太宰府市国際交流協会に対する市からの出資金2億円について、1億9,000万円を協会から市に返還することが協会の理事会で議決されたことを受け、この返還金を太宰府市国際交流振興基金として積み立てるため補正するものです。

次に、7款1項4目観光費の観光宣伝関係費、11節の需用費、印刷製本費として130万円が補正されております。

これは、新たな観光ガイドマップ日本語版の製作費100万円と、四王寺山ビュースポットの増刷分30万円の合計額です。観光ガイドマップは、現在のA4判の4ページから8ページにページ数を増やし、観光客の誘致や観光プロモーションに活用するために新たに製作するもので、四王寺山ビュースポットについては大変好評につき、残り部数が少なくなってきたため、1,000部程度増刷するため補正するものです。

委員から、例えば商工会と連携して食に特化したガイドマップをつくるような予定などはないのかとの質疑に対して、執行部からは、現在商工会や観光協会とも協議をしており、滞在型観光にシフトできるような食に関する情報なども観光ガイドブックに織り込んでいければと考えており、調整を進めているとの回答がありました。

次に、8款2項2目道路橋梁維持費の道路橋梁維持補修関係費、15節の工事請負費、臨時工事として2,800万円が補正されております。

これは、三条台団地の雨水排水の改良工事と管更生工事に係る費用の合計額です。この雨水管については、平成22年度に行った雨水管のカメラ調査で緊急な工事が必要との結果が出たため、平成23年度に実施設計を行い、今回工事を行うため補正するものです。

続きまして、歳入の補正としては、16款2項2目国際交流協会出資金返還金として1億9,000万円が計上されています。

以上、歳出、歳入の審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第42号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第42号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 次に、議案第42号の環境厚生常任委員会の所管分についてご報告いたします。

当委員会所管分の主なものといたしましては、3款1項1目社会福祉総務費の福祉事務所庶務関係費1億5,000万円の増額補正、これは平成23年度決算において余剰金が確定したため、地域福祉基金へ1億5,000万円積み立てるものです。

これについて委員から、毎年同じ程度の金額を積み立てていく考えがあるのか、また今後ど

のように使っていくのかと質疑があり、それに対して執行部からは、積立額については決算での余剰金次第であり、特に金額を定めているわけではないとのこと、使途の目的については高齢者等の保健福祉の増進を図るためのものであるとのことの回答がなされました。

次に、3款1項2目老人福祉費の高齢化社会対策費100万円の増額補正、これは見守り活動などの人材育成、地域資源を活用したネットワーク整備など、日常的な支え合い活動の体制づくりの立ち上げに対して助成を行うものであり、昨年度実施予定であった事業が今年度に変更になったため、今年度の助成金として計上いたしております。

財源につきましては、高齢者等地域支え合い体制づくり事業費補助金として同額の100万円が歳入に計上されております。

これについて委員から、昨年度予定されていた事業分の補助金の取り扱いについて質疑があり、執行部からは、昨年度分については1度申請がなされておりましたが、申請の取り下げがなされたので補助金は出していないとの回答がありました。

次に、3款1項3目障がい者対策費のバリアフリー推進費100万2,000円、障がい者福祉都市推進費92万9,000円の計193万1,000円の増額補正、バリアフリー推進費は市内の公共施設、商業施設のバリアフリーの対応について、仮称バリアフリーマップ作成をするための事務補助員の賃金などの費用が計上されております。

障がい者福祉都市推進費は、障がい者の困難事例の対応や課題の解決について関係団体で組織されています仮称障がい者個別ネットワーク会議を設置、運営するための事務補助員の賃金などの費用が計上されております。

財源については、緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金が、バリアフリー推進費、障がい者福祉都市推進費、合わせた金額の同額を歳入として計上されております。

次に、10款4項6目女性センタールミナス費、女性センタールミナス管理運営費220万円の増額補正、これは女性センタールミナスの老朽化に伴い、建物南側の階段室の窓サッシ部分の雨水の浸入、浸透が著しいため、臨時工事費として計上されております。

次に、第3表債務負担行為補正、複合機賃借料、美化センター38万4,000円、これは環境美化センターで使用している複合機の賃借料の債務負担であります。契約期間は、平成24年10月から平成29年3月までの契約で、今回の補正はそのうちの平成25年4月から平成29年3月の48カ月分となっております。

その他の審査につきましては、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第42号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第42号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 3款1項2目の老人福祉費のところですね、高齢化社会対策費、地域支え合い体制づくり事業費補助金100万円とありますが、これは自治会から払ってきたものなのか、ちょっともう少し具体的な内容を教えていただきたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

○14番（小柳道枝議員） これに関しましては、委員会ではそういう質疑はございませんでした。また、執行部に対してそのような質疑はなされておられません。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） そうしたら、これはもう一度説明をお願いしてよろしいですか。

○議長（大田勝義議員） 環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

○14番（小柳道枝議員） 内容については……。

（6番長谷川公成議員「なかつたらいいです」と呼ぶ）

○14番（小柳道枝議員） よろしいですか。

（6番長谷川公成議員「いいです」と呼ぶ）

○議長（大田勝義議員） それでは、環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各常任委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5と日程第6を一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第5、議案第43号「平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」及び日程第6、議案第44号「平成24年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とし、付託してござい

した環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[14番 小柳道枝議員 登壇]

○14番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第43号及び議案第44号について、その審査の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第43号「平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、歳出で介護保険事業の平成23年度交付金等の精算返還金334万6,000円、及び地域支援事業に関する精算返還金149万9,000円の増額が計上され、その財源として前年度繰越金が歳入に計上されております。

次に、債務負担行為補正として、地域包括支援センターの複合機賃借料について、経費削減のため、レンタル料などの見直しにより変更となっております。

これに対して委員から、包括支援センターの複合機賃借料と美化センターの複合機賃借料との金額の違いについて質疑があり、執行部からは、使用枚数の量の違いなどから差が出ているとの回答がありました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第43号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号「平成24年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、平成23年度決算におきまして427万5,000円の繰越金が確定したことに伴いまして、歳出の積立金に同額の427万5,000円を計上しております。

これに対して、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第44号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第43号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第44号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第43号「平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時32分〉

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第44号「平成24年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7から日程第13まで一括上程

○議長(大田勝義議員) お諮りします。

日程第7、認定第1号「平成23年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第13、認定第7号「平成23年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題にし、付託しておりました決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長 門田直樹議員。

[13番 門田直樹議員 登壇]

○13番(門田直樹議員) 決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括してご報告いたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成23年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第7号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、9月3日の本会議初日に市長の提案理由説明、及び本会議散会後の特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9月19日及び20日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部長、課長出席のもとに審査いたしました。

審査に当たりましては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料もあわせ、各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明をもとに慎重に審議いたしました。この決算審査に当たりましてご協力いただきました各委員及び執行部の皆様に対しまして改めてお礼申し上げます。

市長からは、平成23年度も前年度に引き続き極めて厳しい財政状況でありましたが、市税を初めとしてあらゆる収入の財源確保に努めるとともに、経費の節減や事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる各種施策や事業の計画的推進に努めた結果、一定の成果を上げることができたものと確信しているという報告がありました。なお、各会計ともに、審査の詳細な内容につきましては、全議員構成での審査であったこと、また後日決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としての事務報告書並びに各委員から要求された審査資料等も配付されておりますので、ここで逐一報告することは省略いたします。

執行部におかれましては、委員会審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等について、十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映させるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。また、各会計においてもまだまだ厳しい財政状況が続いており、今後とも行財政の効率化、財政の健全化を一層進め、市民サービスの低下を招くことがないように、職員が一丸となって行政運営に取り組まれますよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。なお、各会計とも金額につきましては、千円単位にて報告いたします。

まず、認定第1号「平成23年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成23年度の一般会計決算額は、歳入総額219億3,755万9,000円、歳出総額205億9,891万3,000円で、歳入歳出の形式収支額は13億3,864万6,000円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源2億7,509万2,000円を差し引いた実質収支額についても、10億6,355万4,000円の黒字決算となっております。また、本年度の実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額においては1億6,736万9,000円の黒字決算となっております。一般会計における市債現在高は、平成23年度末では201億2,125万7,000円であり、前年度より1億9,816万9,000円の減少となっております。また、経常収支比率は90.9%で、昨年度から0.3ポイント改善し、年々改善は見られるものの、まだまだ厳しい状況であります。執行部にあつては、この厳しい財政状況の中

ではありますが、財政の健全化に向けて、より一層の努力を強く要望いたすものであります。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号「平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成23年度の決算額は、歳入総額68億3,501万2,000円、歳出総額73億3,781万9,000円で、歳入歳出差し引き5億280万7,000円の赤字決算となっております。このため、この歳入不足は平成24年度繰上充用金で補填されています。また、実質単年度収支額も1億8,401万8,000円の赤字となっています。歳入の基礎となります国保税を見ても、現年課税分の収入率は94.1%で、前年度と比較しますと0.6ポイント上昇しており、保険税収入自体は前年度に比べ0.7%、1,123万7,000円の増となっています。一方、収入未済額は4億7,908万7,000円で、前年度と比較しますと2.6%の減となっております。歳入において国保税収入自体は若干増加したものの、歳出において歳出総額の65.8%を占める保険給付費が大きく増加しており、国民健康保険事業は今後も厳しい財政状況が続くものと思われまます。医療費節減に効果のあるジェネリック医薬品の使用促進や生活習慣病の予防など、医療費の適正化に向けた取り組みにより一層の努力をお願いしておきます。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第2号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号「平成23年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成23年度の決算額は、歳入総額9億1,099万3,000円、歳出総額8億6,554万8,000円で、歳入歳出の形式収支額は4,544万5,000円の黒字であり、実質収支額についても同額の黒字決算となっています。また、単年度収支額も429万5,000円の黒字となっています。後期高齢者医療制度の施行に伴い、平成20年度から創設された特別会計であります。今後とも健全運営に努力されますようお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第3号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成23年度の決算額は、保険事業勘定においては歳入総額38億8,791万円、歳出総額38億6,631万9,000円で、実質収支額は2,159万1,000円の黒字決算となっており、単年度収支額も453万9,000円の黒字となっています。なお、実質単年度収支額は3,840万円の赤字となっています。また、地域包括支援センターの直営化に伴い、平成21年度に創設された介護サービス事業勘定においては、歳入総額2,473万6,000円、歳出総額1,984万9,000円で、実質収支額は488万7,000円の黒字決算となっています。保険事業の歳出総額の94%を占める保険給付費につ



いては、太宰府市の高齢化率が22.6%となっている現状からも今後も増加していくものと考えられます。執行部におかれましては、今後とも介護給付費の適正化を図り、健全な財政運営に努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第4号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号「平成23年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成23年度の決算額は、歳入総額811万7,000円、歳出総額384万2,000円で、実質収支額は427万5,000円の黒字決算となっており、単年度収支額も147万8,000円の黒字となっています。収入未済額は9,299万2,000円で、前年度と比較して0.6%減少しております。この収入未済額は、貸付金の未回収によるものであり、その回収率は5.1%となっています。今後とも滞納解消に向けて、さらなる努力をお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第5号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号「平成23年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成23年度の年間総給水量は516万9,381<sup>m</sup>で、前年度に比べ1.7%の増となっており、有収率については94.6%、給水人口普及率は前年度に比べ0.9ポイント増の80.7%となっております。

経理面では、収益的収入及び支出において、収入総額は給水人口の伸びに伴う給水収益の増加やガス事業者からの受託工事収益などにより、前年度に比べ2.6%増の11億8,318万8,000円となっており、支出総額については受託工事費の発生などにより、前年度に比べ1.2%増の10億9,257万円となっています。この結果、当年度の純利益は前年度に比べ24.3%増の9,061万8,000円となっています。

資本的収入及び支出において、収入総額は、主に県道筑紫野・古賀線改良工事に伴う松川3号配水池移設工事の工事負担金を収入したことにより、前年度に比べ148.7%増の2億7,343万4,000円となっています。なお、この工事負担金のうち6,161万5,000円は、翌年度へ繰り越される支出の財源に充当されます。支出総額は、主に建設改良費の増により、前年度に比べ18.8%増の7億3,541万4,000円となっています。この資本的収支での不足額5億2,359万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填されています。平成23年度は、コンビニ収納や隔月検針を開始されるなど経営努力がなされていますが、今後とも営業収益の根幹である水道使用料の収納率向上に努められまして、経営の効率化と安全で良質な水の安定供給をお願いするものであります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第6号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号「平成23年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成23年度の有収水量は、水洗化人口の増加により前年度に比べ0.6%増の614万527<sup>m</sup>³となっています。また、行政人口に対する水洗化人口普及率は、前年度に比べ0.6ポイント増の96.2%となっています。

経理面では、収益的収入及び支出において、収入総額は下水道使用料の増、特別利益などにより、前年度に比べ1.8%増の16億2,474万2,000円となっており、支出総額は支払い利息の減少などにより、前年度に比べ0.4%減の13億769万1,000円となっています。この結果、当年度の純利益は前年度に比べ11.9%増の3億1,705万1,000円となっています。

資本的収入及び支出において、収入総額は、建設改良のための企業債などの減少により、前年度に比べ26.9%減の6億1,683万5,000円となっています。支出総額は奥園雨水管渠築造工事の繰り越しに伴う建設改良費の減少により、前年度に比べ6.3%減の13億5,842万5,000円となっています。この資本的収支での不足額7億4,159万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補填されています。

下水道事業については、今後とも雨水管渠整備事業など計画的な事業推進とともに水洗化促進により営業収益の根幹であります下水道使用料の収入率向上と経費節減を図りながら、健全経営に努力していただきますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第7号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました認定第1号から認定第7号までの平成23年度各会計の決算認定案件についての委員会審査報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

質疑は全議員で構成されました特別委員会で審査されておりますので、省略いたします。

それでは、討論、採決を行います。

認定第1号「平成23年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 「平成23年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」反対の立場で討論いたします。

平成23年度の行政は、井上市長2期目のスタートの年であり、実質収支は10億6,355万4,000円の黒字決算で、昨年平成22年度より約1億6,750万円増えております。待機児解消のための保育園の開設や、小学校全教室への扇風機設置へ着手されたこと、また通級指導教室の開設など、評価できる点が多数ありました。しかし、教育費において、支出から翌年度の繰越額を差し引き、平成23年度執行されなかった不用額を金額に直すと、平成23年度は3億2,000万円になります。昨年平成22年度の2億4,000万円、平成21年度の1億9,000万円を合計しますと、

7億5,000万円にもなります。子育て世代における要望は多く、子どもたちの健やかな成長と学習環境を整えるために、年度年度での財政運営を行っていただくよう強く要望いたします。

また、人権政策関連において、扶助費として老人医療費、介護サービス費が支出されており、運動団体に対しては前年度より10%削減されたものの、670万円の支出があり、生活実態調査の関係費の支出もあります。各団体への補助金削減については、削減の方向で4市1町で協議するとの回答がありましたが、早急に廃止の道筋をつくっていただきますよう要望いたします。

以上の点から、平成23年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について、同会派の藤井雅之議員とともに反対を表明いたします。

○議長（大田勝義議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（大田勝義議員） 大多数起立です。  
よって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対2名 午前10時52分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、認定第2号「平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。  
よって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前10時53分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、認定第3号「平成23年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、認定第3号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前10時53分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、認定第4号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、認定第4号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前10時54分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、認定第5号「平成23年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、認定第5号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前10時55分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、認定第6号「平成23年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、認定第6号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前10時55分〉

○議長(大田勝義議員) 次に、認定第7号「平成23年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、認定第7号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前10時56分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 発議第4号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例 について

○議長(大田勝義議員) 日程第14、発議第4号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会基本条例(議会改革)特別委員会委員長 渡邊美穂議員。

[12番 渡邊美穂議員 登壇]

○12番(渡邊美穂議員) 発議第4号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例について」、提案理由をご説明申し上げます。

本改正案の目的は、これまで会派のみに交付されていた政務調査費を会派に所属しない議員にも交付されるようにするものです。

改正に至るまでの経過を簡単にご説明いたします。昨年11月、議会基本条例(議会改革)特別委員会主催で、市民との意見交換会を実施いたしました。その際、今回の改正に関するご意

見もいただきました。その後、特別委員会や議会運営委員会でも議論を重ねてまいりました。その結果、政務調査費を会派だけではなく、会派に所属しない議員でも使用できる仕組みづくりが必要であるとの結論に達したため、今回条例の全部改正を行い、提案することといたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時59分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 意見書第4号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

○議長（大田勝義議員） 日程第15、意見書第4号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」を議題とします。

本案は、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第4号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書の賛成者である委員から、この意見書については昨年も議員各位の賛成を得て国に提

出されており、教育をどこでも同じような条件で均等に受けられる機会を保障するよう今回も国に要望するものであるなど補足説明を受けました。

委員から、質疑、討論はなく、採決の結果、意見書第4号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第4号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（大田勝義議員） 大多数起立です。

よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対1名 午前11時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議員の派遣について

○議長（大田勝義議員） 日程第16、「議員の派遣について」を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第161条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、よって本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 閉会中の継続調査申し出について

○議長（大田勝義議員） 日程第17、「閉会中の継続調査申し出について」を議題といたします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(大田勝義議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで報告をいたします。

9月14日の本会議において、上議員の一般質問中の誤解を与えるような市長の発言があったことの指摘がありましたので、私のほうから市長にその旨を伝えておりました。

以上でございます。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件については、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 異議なしと認め、お諮りしましたとおり決定をいたしました。

これをもちまして平成24年太宰府市議会第3回定例会を閉会いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 異議なしと認め、よって平成24年太宰府市議会第3回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時04分

~~~~~ ○ ~~~~~



上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成24年11月20日

太宰府市議会議長 大 田 勝 義

会議録署名議員 佐 伯 修

会議録署名議員 村 山 弘 行